

平成 27 年度
自 己 点 検 評 価 書

静岡福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準1 使命・目的等	5
基準2 学修と教授	11
基準3 経営・管理と財務	62
基準4 自己点検・評価	74
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	81
基準A 地域社会に対する貢献活動	81
V. エビデンス集一覧	91
エビデンス集（データ編）一覧	91
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 静岡福祉大学（学校法人静岡精華学園）の建学の精神・基本理念

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、「時代に即応する新しい人材の育成」である。これは明治 36（1903）年に本学の設立母体である学校法人静岡精華学園静岡精華女学校を創設した杉原正市氏の教育にかける志と熱い思いであった。

また、平成 15（2003）年に静岡精華学園は学園創立 100 周年を機に、静岡精華幼稚園、静岡大成中学校、静岡大成高等学校、静岡福祉大学を傘下に置き学園全体の基本理念（教育理念）として、「愛・自立・共生」を新たに掲げた。

つまり、建学の精神が示してきた「時代に即応する人材育成」に際し、各教育機関に共通する羅針盤を定めたものである。

平成 16（2004）年設立の静岡福祉大学は以来、建学の精神並びに基本理念を引き継ぐと共に、平成 23（2011）年に発表した「静岡精華学園みらい創造計画」のなかで、大学独自の基本理念（教育理念）として「福祉力を鍛える」を掲げて、今日まで歩んできた。

2. 静岡福祉大学の使命・目的

本学は、平成 26（2014）年 4 月に開学 10 年目を迎えた。そこで、「建学の精神」及び学園全体の基本理念（教育理念）である「愛・自立・共生」を高等教育機関として実体化するために、とりわけ静岡県中部地区に立地する福祉・教育専門職を養成する高等教育機関として具現化するために、その使命と存在価値に関して見直しを実施した。

その背景には、平成 31（2019）年から確実視されている 18 歳人口の減少がある。さらなる少子化傾向という社会環境下、本学が進むべき方向性について改めて検討し、早急に対策を立てる必要性があった。そこで、新学長主導のもと、これまで本学が地域社会に果たしてきた役割を踏まえて、本学の使命を「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と明確化した。

本学の学則第 1 条では、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする」としている。

このように本学の目的は、社会の要請に応え得る有為で高度な専門性を有する人材の養成にあるといえることができる。つまり、「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能な実践力のある福祉・教育専門職の人材養成」にほかならない。そして、「福祉社会を実現する」ことが本学の目指す方向性といえる。

こうした本学の使命・目的を反映した方針（ポリシー）として、「アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）」「カリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）」「ディプロマポリシー（学位授与の方針）」の 3 つの方針を本学は定めている。さらに、同方針を外に向けて明確に表明するために、学生募集要項、同学校案内等にも記載している。

3. 静岡福祉大学の個性・特色

平成 21 (2009) 年 6 月の「静岡福祉大学自己評価報告書」において、本学はその個性・特色を『福祉力』を鍛える人間形成教育と地域福祉活動」と明示した。

本学の『福祉力』とは、「年齢や障がいにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサルな福祉社会の構築に貢献するために、主に福祉ニーズを抱えた対象者の課題及び、福祉に関連した地域の課題を解決する能力」といえる。そして、生活環境の改善に向けた調整及び他職種との連携を含む専門技術ともいえる。

本学は、教育理念である「福祉力を鍛える」をスローガンに、学部教育や福祉専門職を養成する人材像に反映させている。

本学は、高度な専門知識と専門技術を有する福祉及び介護分野における三大国家資格取得を目指すことを核とする教育カリキュラムを構築している。その具体的な成果として、この 11 年間に輩出した 168 人の社会福祉士、73 人の精神保健福祉士（いずれも現役時代の合格者数）の活躍をあげることができる。また短期大学・短大部時代を含めれば介護分野においては、これまで 646 人の介護福祉士を輩出してきた。

平成 26 (2014) 年 4 月には、新入生全員と学長が膝を交えて対話する「学長と話す会」をスタートさせた。地域福祉活動については、地域交流センターを中心に学生のボランティア活動を通して地域社会に貢献する実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している。

こうした実績を踏まえ、平成 26 (2014) 年 4 月に改めて本学の使命・目的を明確化した理由の一つは、地域社会が抱える福祉課題の深刻化、並びに従来の福祉概念の重層化にある。例えば、子育て支援の必要性、多問題を抱えた家族支援の重要性、認知症の増加と在宅介護サービス充実への期待は年々、高まりつつある。

このように地域住民の生活課題が複雑化する時代において、福祉・教育専門職に課せられる機能は、個々のニーズを抱えた福祉サービスの利用者支援にとどまらず、他職種との連携を通じて、地域住民と密接に関わりつつ、社会的な支援を必要とする様々な生活問題を解決に導くために、福祉コミュニティを創造する能力といえるのではないだろうか。

したがって専門職養成機関に期待される役割もまた、専門職の輩出にとどまらない。むしろ、地域の「知の拠点」としての役割へと広がりつつある。そこで、学校教育法第 83 条に「目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」と明記されているように、本学もまた、地域の生活課題の解決を目指して、行政機関と連携し、社会福祉協議会と協働するとともに、教育機関（特別支援学校を含む）とも積極的な提携を推進している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

静岡福祉大学（以下「本学」という。）の前身は平成 4（1992）年に開設した静岡精華短期大学である。21 世紀を控え、女性の社会進出と国際化、情報化に対応する人材の育成を標榜し、国際文化学科と商学科の 2 学科を設置した。地域社会の要請に応じて計画が進められ、開設にあたっては土地の貸与・提供等、静岡県焼津市の全面的な協力を得た。

その後、社会状況の変化に合わせて、男女共学化を図ったほか、国際化の動向に対応して留学生枠を増やした。一方、地域の要望に応えるためには高齢化社会を見据えた再編成が課題ともなった。そこで、福祉系大学への再編成が検討の俎上に上り、平成 13（2001）年、短期大学 10 周年記念式典において将来構想を公表するに至った。これは平成 14（2002）年 4 月から従来の国際文化学科を廃止し、厚生労働省監督下の介護福祉士養成施設である介護福祉学科を開設するというものである。同時に、より専門性に特化した福祉人材の養成を視野に四年制大学開設の準備を始めた。その結果、静岡福祉情報短期大学への名称変更を経て、平成 16（2004）年 4 月、本学が誕生した。

本学は、静岡精華学園の伝統と教育実績を踏まえ、21 世紀の福祉社会をリードする高度な専門職を輩出することを目指し、1 学部 2 学科（社会福祉学部福祉心理学科、福祉情報学科）としてスタートしたが、平成 21（2009）年 4 月には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士という福祉分野における三大国家資格の取得を核とする教育カリキュラムを整備すると共に、心理、児童、医療、情報、健康、介護という 6 つの学修分野の最適な組合せに対応した履修コースモデルを打ち出し、専門性の内容に応じた 3 学科（福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科）を設置した。

さらに平成 27（2015）年 4 月には、「子どもや家庭を取り巻く生活環境の変化に対応した質の高い幼稚園教諭・保育士を養成する」子ども学部子ども学科を設置した。こうした一連の再編成によって、福祉専門職・教育専門職が対象とする児童、障害者、高齢者という広範囲にわたる分野を網羅する教育課程、そして専門性を身につける高等教育機関にふさわしい教育体制が整ったことになる。

静岡福祉大学

2. 本学の現況

- ・ 大学名 静岡福祉大学
- ・ 所在地 静岡県焼津市本中根 549 番 1
- ・ 学部・学科の構成 社会福祉学部 福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科
子ども学部 子ども学科
- ・ 学生数、教員数、職員数（平成 27（2015）年 5 月 1 日現在）

① 学生数

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍者数				合計
					1年生	2年生	3年生	4年生	
社会福祉	福祉心理	80	10	330	72	95	99	128	394
	医療福祉	40	10	230	27	45	40	44	156
	健康福祉	60	10	250	44	50	42	53	189
社会福祉学部合計		180	30	810	143	190	181	225	739
子ども	子ども	50	—	50	33	—	—	—	33
子ども学部合計		50	—	50	33	—	—	—	33
大学合計		230	30	860	176	190	181	225	772

② 教員数

学部	学科	専任教員数					兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	合計	
社会福祉	福祉心理	7	1	4	0	12	48
	医療福祉	5	1	2	1	9	
	健康福祉	5	3	2	1	11	
社会福祉学部合計		17	5	8	2	32	10
子ども	子ども	5	0	5	2	12	
子ども学部合計		5	0	5	2	12	
大学合計		22	5	13	4	44	58

③ 職員数

	正職員	嘱託	派遣	合計
人数	25	2	5	32

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命は、建学の精神、基本理念に基づき「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」と具体的かつ明確であり、大学案内及びホームページにも明示している（【資料 1-1-1】、【資料 1-1-2】）。また、目的については、本学の経営母体である学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に示されている目的「この法人は、教育基本法及び学校基本法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする。」と明確に定めている（【資料 1-1-3】、【資料 1-1-4】）。

さらに、教育研究上の目的についても、大学設置基準第 2 条に基づき学則第 4 条に学部及び学科の目的を以下のとおり、具体的かつ簡潔に示している（【資料 1-1-4】）。

学 部	学 科	教育目的
社会福祉	福祉心理	心の問題を中心とした相談援助技術にかかわる幅広い学識の涵養を図る
	医療福祉	医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築にかかわる幅広い学識の涵養を図る
	健康福祉	高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康にかかわる幅広い学識の涵養を図る
子ども	子ども	子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育にかかわる幅広い学識の涵養を図る

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的や教育目的は具体的かつ明瞭なものであると判断しているが、今後の社会情勢に変化が生じる等、使命・目的や教育目的の変更が必要になった時には、迅速に対応するとともに簡潔な文章化を通じ、その意味・内容の具体性と明確性を図る。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

≪1-2の視点≫

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

本学の使命・目的や教育目的に基づく個性・特色は、『福祉力』を鍛える人間形成教育と地域福祉活動』である。この個性・特色と具体的な内容については、大学案内、ホームページ及び学生便覧に掲載し、学内外に対し周知及び情報公開を行っている（【資料 1-2-1】、【資料 1-2-2】、【資料 1-2-3】）。

1-2-② 法令への適合

本学の目的は、学校法人静岡精華学園の寄附行為第 3 条に基づき、学則第 1 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成することを目的とする。」と定めている。これは、学校教育法第 83 条が定める大学の目的に適合している（【資料 1-2-4】、【資料 1-2-5】）。

1-2-③ 変化への対応

本学は、平成 27（2015）年 4 月に新学部学科「子ども学部子ども学科」を設置した。設置に至った背景は、昨今、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が大きく変容し、保育ニーズも複雑・多様化しており、今まで以上に幅広く質の高い専門的技術を持つ幼稚園教諭・保育士が求められており、そのためには、四年制大学で総合的かつ専門的に学んだ、多様な子どもに対応できる幼稚園教諭・保育士が、これまでも増して求められていくものと判断したからである。

また、幼稚園教諭・保育士の養成は、本学の使命「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」にも沿った的確な方向にほかならない。

したがって、本学では、社会情勢に対応しながら使命・目的に基づいた変化を行っているといえる。

加えて、子ども学部子ども学科の教育目的や 3 つの方針の文言に関しては、使命・目的及び既存の社会福祉学部の教育目的、3 つの方針との整合性に配慮した上で定めている（【資料 1-2-5】、【資料 1-2-6】）。

なお、本学の変化への対応に関し付記したい。すなわち、平成 26（2014）年度、新学長の就任に伴って使命・目的を一部変更した。その際、複数の製作物において、文言の整合性が取れていなかったことが判明した。そこで、その反省に基づき、製作物等（大学案内、学生便覧、ホームページ）への反映には十分な注意を払い、統一した内容として掲載することを徹底した。なお、学生便覧の内容については、在学生にわかりやすい表現に修正したものを掲載した。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、18歳人口の減少や超高齢社会等、本学を取り巻く環境は急激に変化することが予想されることから、本学の使命・目的、教育目的の適切性については、常に自己点検を怠ることなく歩み続ける決意である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的及び教育目的は学則によって明文化されているが、学則の改正については、本学での承認だけでなく理事会での承認を得る必要がある。

具体的には、まず「教学運営協議会」にて学則改正に関する議題を上程し審議を行う。「教学運営協議会」は、本学の管理運営に関する重要事項を審議するための組織であり、委員長を学長とし、副学長、学部長、学科長、事務部長、その他学長が指名する教職員からなる組織である。教学運営協議会にて承認を得られた案件については、教授会にて審議することとなっている。

その後、理事会、評議員会において議題として上程し、承認を得られた段階で最終決定となる（【資料 1-3-1】）。

このように、目的及び教育目的については、審議から決定に至る過程において必ず役員、教職員が確認する仕組みを採用している。すなわち、理解と支持を得るためのプロセスが確立されている。

1-3-② 学内外への周知

学内における周知方法としては、在学生及び教職員全員に配布する学生便覧に記載している（【資料 1-3-2】）。また、入学者に対しては、必修科目「キャリア支援Ⅰ」の授業において「学長と話す会」を実施している。これは、「大学基礎学」の一環として行われているものであり、その授業で学長自らが建学の精神や使命・目的等の説明を行っている（【資料 1-3-3】）。

その他にも、入学式等の式典では、学長が挨拶の中で必ず使命・目的について言及し、教職員、在学生のみならず在学生の保護者、さらには臨席者に対しても周知を図っている（【資料 1-3-4】）。

一方、学外に対する周知方法としては、大学案内及びホームページを活用している（【資料 1-3-5】、【資料 1-3-6】）。加えて、学生募集要項にも明示することにより、本学の使命・目的及び教育目的等を理解した上で本学を受験できるよう、志願者に配慮している（【資

料 1-3-7)】)。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学を運営する学校法人静岡精華学園では、平成 23 (2011) 年度に「静岡精華学園みらい創造計画 [平成 23 年度～平成 27 年度]」と題した中期計画を策定した。その中に記載されている本学の教育方針は、「少子高齢化時代を迎え、福祉社会に必要な人材を養成する本大学への期待は高まっているが、定員を確実に確保するためには教職員は学生中心主義に徹し、『福祉力を鍛える』人間形成教育を強化するとともに地域の大学として地域社会に貢献する様々な社会活動を推進する」と記している (【資料 1-3-8】)。

この文中にある「人間形成教育の強化」とは、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」ことを意味しており、かつ本学の目的である「福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成する」ことにもつながる。したがって、本学の中期計画は使命・目的及び教育目的を具現化しているといえる。

また、使命・目的及び教育目的に基づき策定した 3 つの方針 (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) については【資料 1-3-9】のとおりである。

まず、社会福祉学部だが、ディプロマポリシーについては、前文に「静岡福祉大学社会福祉学部の教育理念を体現し、教育目標を達成するとともに、(中略) 福祉課題を解決に導くためのソーシャルワーカーとしての知識・技術を核に、以下の能力を身につけたものに学位を授与します」と示されている。これは、使命・目的にある「福祉専門職」に必要な能力であるソーシャルワークの知識・技術を身につけることにほかならない。したがって、使命・目的及び教育目的を反映した内容である。

次に、カリキュラムポリシーであるが、まず福祉心理学科に関しては「新生児から高齢者まで、すべての人の幸せを実現するために (中略) 科目を配置しています」と示している。これは、これからの多様化する福祉ニーズに対応した人材を養成することを示しており、使命にある「実践力のある福祉・教育専門職の養成」と合致する。次に、医療福祉学科では、「医療・福祉分野で、誰もが安心して日常生活を送るための支援に必要な専門知識・技術を学ぶとともに、豊かな教養と見識、専門職としての高い倫理観の習得を目的として科目を配置しています」とあり、また『『医療福祉科目』では、(中略) 実践力を高めるための演習・実習系の科目を配置しています」と示している。この内容は、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に沿ったものといえる。健康福祉学科では「高齢者や障がい者を含むすべての人の健康の維持・増進を実現するために、介護・福祉に関わる知識と技術を体系的に身につけ、高度な専門職を養成するカリキュラムを編成しています」とあり、他学科と同様に本学の使命を反映している。

そして、アドミッションポリシーについては、前文に「福祉専門職の養成を通じて福祉社会を実現することを教育理念に、福祉に関する高度な知識と優れた技術をあわせそなえた専門職の養成を教育目標として、以下のような人の入学を求めています」と示されており、「使命・目的」及び「教育目的」を反映している。

一方、子ども学部子ども学科は、教育・福祉の専門職である幼稚園教諭と保育士の国

家資格取得を卒業要件とする学科であり、3つの方針においても使命・目的、教育目的を反映した内容となっている。

以上のように、本学が策定している中期計画及び3つの方針に関しては、全て使命・目的及び教育目的を反映している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

まず、学部学科については、使命・目的及び教育目的を実現するために、2学部4学科（社会福祉学部、福祉心理学科・医療福祉学科・健康福祉学科、子ども学部、子ども学科）を設置している。学部学科名については、大学設置基準に基づいており整合性を確保している。

次に、社会福祉学部の学科教員構成に関しては、福祉心理学科は教育目的である「心の問題を中心とした相談援助技術にかかわる幅広い学識の涵養を図る」ために、福祉分野の教員、心理分野及び教養分野の教員から構成されており、教育目的に沿った教育指導体制を整えている。医療福祉学科においても、「医療現場における福祉相談援助技術や情報管理技術とともに、ユニバーサルな環境構築にかかわる幅広い学識の涵養を図る」という教育目的の下、福祉分野、情報分野及び教養分野の教員で構成されている。また、健康福祉学科は、「高度な介護技術とともに、食育や運動などの健康にかかわる幅広い学識の涵養を図る」という教育目的に基づき、社会福祉・介護福祉分野、食育分野、健康分野及び教養分野の教員で構成されている。

新設の子ども学部子ども学科においても、教育目的である「子どもの発達過程を理解し、子どもの未来を見据えた保育にかかわる幅広い学識の涵養を図る」ため、保育分野、教育分野、心理分野、福祉分野及び教養分野の教員から構成されている。

したがって、全ての学部学科で教育目的と整合性が取れた配置となっている（【資料1-3-10】）。

また、学部学科とは別に、本学の専門領域の研究を行うための静岡福祉大学総合研究所を設置し、4つのセンター（地域交流センター・心の相談センター・エクステンションセンター・産官学連携推進センター）に分かれ専門分野に関する研究を行うとともに、地域とも連携し社会貢献活動を行う体制を整えている。この静岡福祉大学総合研究所は、4つのセンターを集約する機能を持っている。

そして、学生の修学と学生生活に関し細やかなサポート体制を構築するために学生支援総合センターを設置している。学生支援総合センターの下には、特に、障害のある学生たちを支援するための障害学生支援室を設けている。

また、学生の実習教育の充実を目的として、かつ実習機関・施設との密接な連携を図るために福祉実習指導センター・保育実習指導センターがある。また、海外研修や諸外国からの体験入学等をサポートする国際交流センターを設置している。

平成27（2015）年度から、従来のコンピューターリテラシー及びインターネット環境の整備と充実を目的とした「教育情報センター」を学習時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析業務も加えた「企画情報センター」に改めた。

これらの学部学科及びセンターの運営等を検討するために、各種委員会及び専門部会を組織している。これらの組織の構成員については、学長の適材適所の考えに基づき教職員を配置している。なお、平成27（2015）年度の委員会及び専門部会数は、平成26

(2014) 年度よりも削減し効率化を図った（【資料 1-3-11】、【資料 1-3-12】）。

以上より、本学の教育研究組織である学部学科、センター、各種委員会及び専門部会については、全て使命・目的及び教育目的に基づいて設置しているとともに、毎年度見直しを検討しながら適切な運営体制を整えている。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学を運営する学校法人静岡精華学園の中期計画「静岡精華学園みらい創造計画」は、平成 27（2015）年度までの計画である。したがって、次期中期計画の策定が急がれるが、その前に現在の中期計画における検証を実施し、課題を明確にすることが望まれるため、常勤の理事で組織される学校法人運営委員会を開催し、不断の努力とともに自己点検を実施している。

また、組織の見直しを実施したもののまだ一部にとどまっている。そこで、運営体制のスリム化・効率化を目指すべく、平成 27（2015）年度も継続して検討を行っていく。

【基準 1 の自己評価】

本学は、建学の精神・大学の基本理念に基づいた使命・目的及び教育目的を明確に定めている。また個性・特色についても明確に示し、これらをわかりやすく換言した「3つの方針」を学内外に公表していることは評価できる。

さらには、法令を遵守した上で、社会情勢に応じた学部学科の設置を実施する等、学長が中心となり柔軟かつ早急な対応にも努めている。

教育研究組織に関しても、使命・目的及び教育目的との整合性を図りつつ、効率的な運営体制を目指している。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づいた入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）を策定している。以下に示すアドミッションポリシーは、ホームページ、大学案内及び学生募集要項に掲載し、志願者やその保護者、高校の進路指導担当者等、広く関係者に発信している（【資料 2-1-1】、【資料 2-1-2】、【資料 2-1-3】）。さらに、進学者主催の進学相談会（【資料 2-1-4】）等、折につけ本学の使命や、それに基づくアドミッションポリシーについて説明を行っている。

◆アドミッションポリシー（大学案内 P23~P24、P37~P38 より引用）

●社会福祉学部

静岡福祉大学の社会福祉学部には、福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科という 3つの特色ある学科が設置されています。社会福祉学部は、実践力のある広い意味での福祉専門職の養成を通じて福祉社会を実現することを教育理念に、福祉に関する高度な知識と優れた技術をあわせそなえた専門職の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます。

- 福祉を中心に、心理・介護・健康・医療・情報の分野に興味を持つ人
- 優しさを大切にし、子ども、高齢の人、障がいのある人を支えたいと思っている人
- ボランティア活動に積極的に参加し、地域に貢献したいと思っている人
- 主体的に学ぶ意欲があり、福祉の専門的な知識と技術を身につけたいと思っている人

●子ども学部

子ども学部では、複雑化・多様化する保育ニーズに応えられる保育者の養成をめざし、幼稚園・保育所で課題となっている発達障がい児や気になる子どもへの適切な関わりや保護者への支援ができる知識と実践力を身につけた保育者の養成を教育目標として、以下のような人材を求めます。

- 子どもが好きで保育および幼児教育者に必要とされる基礎学力を身につけている人

- 子どもを取り巻く社会環境や文化に関心を持ち、子どもの心身の発達、教育、子育てについて深く探究したいと思っている人
- 人と関わることが好きで、人の役に立ちたいと思っている人
- 子どもと関わる職業に就くことを希望している人
- 保育および幼児教育の今日的課題に関する専門的な知識の習得をめざして、保育の専門家を志す意欲を持った人

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学では前述の入学者受入れ方針にしたがって、多様な学生を受入れるための方法を設けている。それらの実施方法は以下のとおりである。

1) アドミッションオフィス (AO) 入試

本学の教育理念を理解した上で入学への意欲が高く、入学後も目的意識を持って取り組むことができる学生を求めるもので、書類審査と面談を通じて、志望者の適性・能力・意欲・目的意識等を総合的に評価する。エントリー後は、面談日に行う作文と応募時に提出した志望理由書、自己アピール書、事前課題、調査書に基づく面接によって、本学の入学者受入れ方針と志望者の大学に対するニーズが適合しているか慎重に審査する。社会福祉学部の AO 入試は A 日程から D 日程の 4 回、子ども学部の AO 入試は前期・後期の 2 回に分けて行った。なお、平成 28 (2016) 年度入試より、多くの他大学の現状も鑑み AO 入試の選抜方法の改変を行った。すなわち、AO 入試へのエントリーは、オープンキャンパス時に開催される AO 入試についての説明会に参加することを条件とした。

2) 指定校推薦入学試験

入学実績のある高校を中心に指定校制での入試制度を実施している。高校に対しては本学の入学者受入れ方針を示し、これに合致し、なおかつ社会福祉学部では福祉、心理、介護、健康、医療、情報のいずれかの分野に意欲を持っている生徒、子ども学部では保育、幼児教育のいずれかの分野に意欲を持っている生徒の推薦を依頼している。志願者に対しては、面接、出願書類によって入学の可否を判定する。

3) 公募推薦入学試験

出身学校長からの推薦が得られる者を対象に行っている。小論文と面接及び書類審査を総合して可否を判定する。面接では、本学の入学者受入れ方針に沿った質問を行っている。

4) 一般入学試験

一般入学試験では、基礎学力の到達度を評価するために、2 科目の筆記試験を行っている。1 つは必修科目の「国語」であり、もう 1 つは、「英語」「数学」「日本史」「生物」の 4 科目からの選択である。「国語」は、日本語で授業を行う限り最も基本的かつ重要な科目であるとの判断から必修としている。一般入学試験は、前期、中期、後期と 3 回の日程を設けて実施している。

5) 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センター試験による 2 科目の得点から可否を判定している。2 科目のうち「国語 (古文・漢文を除く)」は必修科目で、残りの 1 科目は「外国語」「地理歴

史」「公民」「数学」「理科」のうち最も高得点だった科目が選択される（ただし、外国語に関しては、リスニングを除き、得点を100点満点に換算することで他の科目との調整を図っている）。

6) 社会人特別選抜入学試験

入学時満23歳以上の者を対象とした試験である。小論文、面接及び出願書類から可否を判定する。面接では、本学の入学者受入れ方針に沿った質問を行っている。

7) 外国人特別選抜入学試験

入学時満18歳以上の外国人で、学校教育法施行規則を満たし、日本留学試験において「日本語」が220点以上の者を対象とした試験である。日本留学試験、小論文、面接によって可否を判定する。面接では、本学の入学者受入れ方針に沿った質問を行っている。

8) 編入学試験（2年次・3年次）

2年次編入学試験に関しては、大学の学部で1年以上在籍し、31単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施し、3年次編入学試験に関しては、大学の学部で2年以上在籍し、62単位以上修得もしくは修得見込みの者、短期大学を卒業もしくは卒業見込みの者、高等専門学校、専修学校の専門課程を卒業、修了した者もしくは卒業、修了見込みの者を対象に実施している。小論文、面接及び出願書類を基に可否を判定する。面接では本学の入学者受入れ方針に沿った質問を行っている。

これらの学生受入れ方法については、学生募集要項に記載するとともにホームページにも掲載し、入学希望者に周知している（【資料2-1-5】、【資料2-1-6】）。さらに、オープンキャンパスや高校教員対象大学説明会等のイベント（【資料2-1-7】）や学外で実施される進学相談会、高校訪問等の機会においても説明している。

学生の受入れに関しては、「静岡福祉大学入学者選抜規程」に基づき、入試委員会が入試日程、内容、選考方法等を立案し、教学運営協議会での審議決定を経て、教職員に周知している（【資料2-1-8】）。

合格者判定については、この規程に基づいて入試委員会によって可否原案を作成し、教学運営協議会の審議決定を経て学長が決定している。

なお、学校教育法の改正に伴い、学則や各種規程の改正を検討しており、平成28(2016)年度入試からは、学生の受入れや合格者判定については、教授会の議を経て学長が決定する予定である。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去3年間の志願者数、合格者数、入学定員の推移は【表2-1-1】に示したとおりである。大学全体での入学者数は、定員200人（福祉心理学科80人、医療福祉学科60人、健康福祉学科60人、社会福祉学部計200人）に対して、平成25（2013）年度は191人、平成26（2014）年度は196人であった。平成27（2015）年度からは、子ども学部が新設されたことにより大学全体の入学者定員は230人となり、（子ども学部50人、社会福祉学部180人）それに対する入学者数は176人であった。

【表 2-1-1】 過去 3 年間の学部学科別入学者数

学 部	学 科	入学定員	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
社会福祉	福祉心理学科	80	106	99	72
	医療福祉学科	40	42	46	27
	健康福祉学科	60	43	51	44
	社会福祉学部計	180	191	196	143
子ども	子ども学科	50	—	—	33
	子ども学部計	50	—	—	33
大 学 合 計		230	191	196	176

一方、過去 3 年間の学部学科別収容定員の充足率は【表 2-1-2】に示したとおりである。社会福祉学部の収容定員充足率は、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけて、0.89、0.90、0.91 であった。子ども学部は、平成 27 (2015) 年度のみで 0.66 であった。大学全体では、平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけて、0.89、0.90、0.90 であった。収容定員充足率は、大学全体では平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度と 0.90 以上であり、適切に維持していると考えている。

【表 2-1-2】 過去 3 年間の学部学科別収容定員充足率

学 部	学 科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
社会福祉	福祉心理学科	1.20	1.21	1.19
	医療福祉学科	0.60	0.63	0.68
	健康福祉学科	0.78	0.76	0.76
	社会福祉学部計	0.89	0.90	0.91
子ども	子ども学科	—	—	0.66
	子ども学部計	—	—	0.66
大 学 合 計		0.89	0.90	0.90

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 (2015) 年度は、子ども学部子ども学科を新設するとともに、医療福祉学科の入学定員を減じて (60 名から 40 名)、適切な入学定員を確保するための組織改革を行ったが入学定員を満たすことはできなかった。その原因としては、①子ども学部子ども学科の文部科学省の許認可が 10 月から 12 月にずれ込んだ、②子ども学部子ども学科の新設に伴い、福祉心理学科における保育士養成課程がなくなりこれまで福祉心理学科に入学していた児童福祉分野を希望する入学者が減った等が考えられた。中でも、子ども学部子ども学科の許認可が遅れたことにより、高校生が指定校推薦や一般入試での受験を考える時期に募集要項を配布できなかったことの影響は甚大であったと考えた。

これらの対策のため、学長は学長諮問組織として広報戦略チームを召集し、入学定員確保のための広報戦略を一元化し迅速かつ効率的に広報運営できる仕組みを構築し、平

成 28 (2016) 年度募集に向けた対策を検討しているところである。具体的な広報戦略チームによる広報戦略プランは以下のとおりである。①福祉心理学科における保育士資格支援体制の充実、②社会福祉士合格者数県内一を目指した仕組みの構築、③費用対効果の観点からの広報費用の重点配分、④オープンキャンパスの活性化、⑤行政による本学支援体制の構築、である (【資料 2-1-9】)。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育課程の内容・方法の方針 (カリキュラムポリシー) については、建学の精神と大学の基本理念及び大学の使命、及び学位授与の方針に基づき以下のとおり作成し、大学案内及びホームページにより周知を図っている (【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】)。

1) 社会福祉学部

社会福祉学部においては、いずれの学科においても社会福祉関連資格を取得させるための教育課程を設けており、それぞれの所定の科目群がカリキュラムの中心を構成している。また、各学科のカリキュラム編成については、それぞれの専門的学問体系を基盤に、科目を基礎科目、専門科目に区分し、学習領域や履修の体系的・順序性を考慮するとともに、それぞれの教育目的を反映した教育課程を編成している。以下、学内外に公表している 3 学科の教育課程の内容・方法の方針を引用する。

◆福祉心理学科

新生児から高齢者まで、すべての人の幸せを実現するために、3 つの分野を設け、それぞれの特色をいかした科目を配置しています。「心理分野」では、基礎から応用までの幅広い心理科目を中心に、臨床心理士、臨床発達心理士等の資格取得も視野に入れ、専門分野の科目を配置しています。「児童分野」では、心理学及び社会福祉学を基礎に、児童虐待やいじめ、少子化等に対応する児童心理学、児童福祉学の分野の科目を配置しています。「福祉分野」では、利用者に対しこころのケアと適切な支援ができるソーシャルワーカー (社会福祉士・精神保健福祉士) 養成に欠かせない社会福祉学、精神保健福祉学などを配置しています。

◆医療福祉学科

医療・福祉分野で、誰もが安心して日常生活を送るための支援に必要な専門知

識・技術を学ぶとともに、豊かな教養と見識、専門職としての高い倫理観の習得を目的として科目を配置しています。「福祉情報科目」では、情報処理、障がい者をめぐる生活環境・情報保障やバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する基本的知識を身につける科目群を配置するだけでなく、医療・福祉の発展的・総合的理解と情報技術の応用力の育成のために演習系科目に重点を置いています。「医療福祉科目」では、医療と医療情報の基礎から展開にいたる知識の吸収を目指し、実践力を高めるための演習・実習系の科目を配置しています。

◆健康福祉学科

高齢者や障がい者を含むすべての人の健康の維持・増進を実現するために、介護・福祉に関わる知識と技術を体系的に身につけ、高度な専門職を養成するカリキュラムを編成しています。「介護福祉分野」では、介護福祉士の資格取得を視野に入れた実践的かつ専門性を重視した科目を配置しています。「健康福祉分野」では、健康や運動・スポーツに関わる科学的な知識、実践的な運動技能を身につける科目を配置しています。さらに、「社会福祉分野」では、社会福祉士の資格取得を目指し、相談援助の実践力を身につけるための科目を配置しています。

2) 子ども学部

平成 27 年 4 月に新たに開設した子ども学部子ども学科においては、複雑化・多様化する保育ニーズに応えられる保育者の養成を目指し、幼稚園・保育所で課題となっている発達障がい児や気になる子どもへの適切な関わりや保護者への支援ができる知識と実践力を身につけた保育者の養成を教育の理念とし、次のカリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成している。

◆子ども学科

子ども学科では、「子どもを理解し、子どもたちの健やかな心身の育ちを守るとともに、保護者や地域での子育て支援や発達障がいを抱えた子ども及びその保護者の理解と実践的な支援能力を兼ね備えた保育者」の養成を目標としています。この目標を達成するため、次のようなカリキュラム（教育課程）を編成しています。

基礎科目は、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識やコミュニケーション能力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解することを目的とし、①人文科学、②社会科学、③自然科学、④外国語、⑤スポーツ、⑥総合基礎、⑦基盤情報の科目群に分けています。

専門科目の教育課程の編成においては、養成する人物像と将来の職業に対応させて、教育課程を①教育と保育、②家庭支援と福祉、③地域と子育て支援、④発達障がい児と保護者支援、⑤卒業研究とします。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成区分

① 社会福祉学部

社会福祉学部の教育課程は、「基礎科目」及び「専門科目」（学部共通専門科目・学科専門科目）により体系的に構成されている。各科目群の全体構成並びに編成方針は【表 2-2-1】のとおりである。

【表 2-2-1】 社会福祉学部の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目	
外国語科目	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
総合基礎科目	人間理解を基礎とした、広い視野と論理的な思考を形成する文化的・社会的・科学的教養を確立する。
基盤情報科目	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。
社会福祉学部共通専門科目	
社会福祉科目 (Ⅰ群・Ⅱ群)	社会福祉に関する基礎的・基幹的知識の獲得と実践的修得(Ⅰ群)、及び福祉社会の理解に資するより幅広い知識の獲得並びに総合的な理解を目指す(Ⅱ群)。
卒業研究	修得してきた知識や技能を総合し、特定のテーマについて主体的に研究し、科学的理解や分析を深める研究の過程を通して、一定の研究成果を獲得する。
福祉心理学科専門科目	
心理科目	心理学・臨床心理に関する基礎的及び展開的知識を獲得し、実践的に修得する。
精神保健科目	精神保健福祉士(PSW)に欠かせない精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎的な知識と専門的知識・技術を実践的に修得する。
保育科目 (平成26年度 入学生まで)	保育に関する基礎的及び展開的知識を実践的に修得する。
医療福祉学科専門科目	
福祉情報科目	福祉・医療現場の情報化を担う情報技術を獲得し、バリアフリー、ユニバーサルデザインや情報保障に関する体系的・実践的知識を修得する。
医療福祉科目 (Ⅰ群・Ⅱ群・ Ⅲ群)	医療情報の管理・活用に要する知識を理解し実践する(Ⅰ群)、及び医療現場における相談援助・事務管理・精神保健に関する知識を獲得し実践的に修得する(Ⅱ群・Ⅲ群)。
健康福祉学科専門科目	

介護福祉科目 (Ⅰ群・Ⅱ群)	介護福祉の実践に要する体系的知識を修得し(Ⅰ群)、介護現場で必須とされる技法を実践的に修得する(Ⅱ群)。
健康福祉科目	健康の維持・増進のための科学的・体系的知識を、運動処方・介護予防等の具体的問題意識をもって体得する。

基礎科目は、高等教育を修了した市民として有すべき資質(人と社会に対する幅広い理解、人の尊厳・価値を学び、主体性と社会性を伴った課題解決力、良き市民としての基礎的能力)を身につけることをねらいとして、「外国語科目」・「総合基礎科目」・「基盤情報科目」の3科目群の講義及び演習で構成されている。

「総合基礎科目」には、「キャリア支援」科目(1~3年次必修)を設置し、総合的な社会人としてのキャリア形成を行っていくための教育体系を段階的に設定している。社会人になるための知識と自己表現法を学び、キャリアデザインを実践し、福祉力や社会人基礎力を獲得することができるよう編成している。

専門科目は、社会の中で専門性を発揮できる職業人の知識とスキルを修得するために編成されている。社会福祉学部共通専門科目として「社会福祉科目(Ⅰ群・Ⅱ群)」・「卒業研究」が設けられ、福祉心理学科においては「心理科目」・「精神保健科目」「保育科目」(平成26(2014)年度入学生まで)、医療福祉学科においては「福祉情報科目」・「医療福祉科目(Ⅰ群・Ⅱ群・Ⅲ群)」が、また、健康福祉学科においては「介護福祉科目(Ⅰ・Ⅱ群)」・「健康福祉科目」が編成されている。

「社会福祉科目(Ⅰ・Ⅱ群)」は、専門教育の基軸として社会福祉学部共通専門科目として各学科共通に設定されている。その基礎・基幹部分であるⅠ群は、社会福祉士国家試験の受験資格の指定科目と合致するよう編成されている。

「社会福祉科目」は、講義科目によって①人と社会の理解、②人間の尊厳(価値・態度)の理解を目的とした社会福祉の基礎的・基幹的知識(Ⅰ群)並びにより幅広い知識(Ⅱ群)を効果的に修得するとともに、③課題を発見し解決する力、④対人コミュニケーション・実践力を身につける相談援助の能力の涵養を図る観点から、段階的に運用される演習・実習指導・実習に多くの時間を配分している。また、社会福祉士養成カリキュラムの改訂(2009年度)に伴い実習時間を増やす等、より実践力を強化するための科目配置を行っている。

学科専門科目は、各学科の専門的な学問体系の履修を目的として分野別に編成している。また、一定の範囲内で他学科開講科目の受講を認めることによって、学生の多様な学習ニーズにも応え得る柔軟性を継承している。

「心理科目」は、主に講義科目によって心理学・臨床心理の基礎から展開に至る知識を教授するとともに、少人数のカウンセリング演習を設置することによって、状況に応じた知識の総合と応用の方法を体得し、こころのスペシャリストたる資質の修得を図っている。

「精神保健科目」は、精神保健並びに精神保健福祉に関する基礎から実践的な展開に至る知識と技術の講義を行うと同時に、精神保健福祉士カリキュラム改訂(2012年度)から演習・実習の時間が多く配分されている。人の理解とこころの

病を処遇する専門職として、実践的な専門職養成に努めている。精神保健福祉領域で働く精神保健福祉士（PSW）の資格においても、より高度な専門性の知識と技術の獲得に必要な科目の配置となっている。

「保育科目」は、保育に関する基礎的及び展開的知識を実践的に修得することに努めている。

「福祉情報科目」は、講義科目によって障害者をめぐる生活環境・情報保障やバリアフリー・ユニバーサルデザインについての基本的知識を身につけると同時に、多くの演習を配置することによって、医療・福祉の発展的・総合的理解と情報技術の応用が可能な内容としている。

「医療福祉科目」では、講義科目によって基礎から展開に至る知識を吸収しつつ、演習と現場での実習の機会を設けることによって、医療・福祉現場における情報管理（Ⅰ群）・相談援助（Ⅱ群）・精神保健（Ⅲ群）を担う知的専門職としての実践的経験を得られるよう配慮している。

「介護福祉科目」では、講義による体系的知識の獲得（Ⅰ群）と並行して演習による介護技術の修得を重視し、多くの現場実習を配する（Ⅱ群）ことによって、指導的介護福祉従事者としての実践能力の養成に努めている。

「健康福祉科目」は、講義科目を軸にした食育を含む健康科学・健康管理の科学的理解を押し進めるとともに、多くの実習・演習を設けることによって障害者・高齢者への運動処方等の具体的問題意識の下での実践的学習を図っている（【資料 2-2-3】）。

②子ども学部

子ども学部子ども学科の教育課程においては、「基礎科目」と「専門科目」により体系的に構成されている。各科目群の全体構成並びに編成方針は【表 2-2-2】のとおりである。

【表 2-2-2】 子ども学部子ども学科の科目群編成区分並びに編成方針

基礎科目	
人文科学	社会人として必要な日本語能力を高めるとともに、現代の日本文化への造詣を深める。
社会科学	日本と外国の歴史と文化を学び、現在日本の経済、法律、社会に関して学ぶ
自然科学	自然と環境、生命について学ぶとともに、統計的知識も身につける。
外国語科目	専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語によるコミュニケーション能力を養い、国際化社会における異文化理解の基盤を確立する。
スポーツ科目	健康維持・スポーツ推進における知的活動及び大学での学習を支えるための基礎知識並びに基盤的スキルを修得する。

総合基礎科目	大学生活をデザインするとともに、社会人として活躍し得る基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつける。
基盤情報科目	情報化社会での知的活動及び大学での学習を支えるための基礎的知識並びに基盤的スキルを修得する。
専門科目	
教育と保育	教育及び保育の基礎理論・子どもの発達に関する理解とそれを実践的に学ぶ。
家庭支援と福祉	保育の位置づけを社会福祉との関連で理解する。
地域と子育て支援	地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶ。
発達障害児と保護者支援	発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、その保護者や家族を支援できる資質を修得する。
卒業研究	問題意識をもって課題に取り組むことを学ぶ。

基礎科目は、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識やコミュニケーション能力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解することを目的とし、7科目群に分けている。

人文科学の分野では、社会人として必要な日本語能力（聞く・話す・読む・書く）を高めると共に、現代の日本語への造詣を深めるため、「日本語 A」「日本語 B」「日本語表現法 A」「日本語表現法 B」を設けている。

社会科学の分野では、日本と外国の歴史と文化を学び、現代日本の経済、法律、社会に関して学ぶため、「日本史」「外国史」「比較文化論」「現代日本の経済」「日本国憲法」「日本現代社会論」を設けている。

自然科学の分野では、自然と環境、生命について学ぶと共に、統計的な基礎知識を学ぶため、「自然科学の基礎」「生命と倫理」「医学知識」「統計学の基礎」を設けている。人間としての在り方や生き方に関する深い洞察を身につけるためには、倫理的な分野における知識が欠かせないと考えている。

外国語としては、国際化の進む社会で必要不可欠になりつつある「外国語」と、卒業後、社会へ出た際、即戦力となるためには必要不可欠である外国語によるコミュニケーション能力を身につけるための科目を設置している。外国語では国際化の進む社会の中で標準言語となりつつある「英語 (A・B・C・D)」と、世界的に重要な位置を占めつつある中国の言語である「中国語 (A・B)」を設けている。

また国際社会におけるコミュニケーション手段として必要な「英語コミュニケーション (A・B・C・D)」も設けている。

スポーツの分野では、健康的な暮らしは「心身の相関をよく理解すること」であると考え、保健・体育に関する理論として「生活と健康」と実技の科目として「スポーツ実習」「レクリエーション実習」を設置している。

総合基礎の分野では、大学生活をデザインすると共に社会人として活躍し得る

基礎能力を身につけ、就職に向けての力をつけることを目的として「キャリア支援Ⅰ-A」「キャリア支援Ⅰ-B」「キャリア支援Ⅱ-A」「キャリア支援Ⅱ-B」「キャリア支援Ⅲ-A」「キャリア支援Ⅲ-B」を設けている。

基盤情報の分野では、現代社会でその知識やスキルが必須条件となっているので、「情報リテラシー」「表計算演習」「コンピューターシステムA」「コンピューターシステムB」「情報社会と倫理」「マルチメディア表現演習A」「マルチメディア表現演習B」を設置している。

専門科目では、「子どもの一般的な発達過程を理解し、年齢に対応したかかわりができる保育者」「保育所・幼稚園等の発達障害児や、気になる子どもへの適切な対応ができる質の高い保育者」「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指している。このため専門科目は、教育と保育、家庭支援と福祉、地域と子育て支援、発達障害児と保護者支援、卒業研究の区分を設けている。

教育と保育は、教育及び保育の基礎理論・子どもの発達に関する理解とそれを実践的に学ぶことを目的とする。

家庭支援と福祉は、保育の位置づけを社会福祉との関連で理解することを目的とする。

地域と子育て支援は地域社会の理解と子育て支援の意義について学び、地域での活動を担う技術や支援方法を学ぶことを目的とする。これは子ども学科の特色である「園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援のできる保育者」の養成を目指す科目である。

発達障害児と保護者支援は発達障害児や気になる子どもへの理解を深め、適切な対応ができること、そしてその保護者や家族を支援できる質の高い保育者の養成を目的として科目を設けている。

子どもの発達や生活についての理論的枠組みの理解と、学生自身の問題意識の喚起を目的として、幼稚園教諭免許取得希望者と保育士資格取得志望者は、3年次に「卒業研究Ⅰ」4年次に「卒業研究Ⅱ」を必修として設ける（【資料2-2-4】）。

2) CAP制（【資料2-2-5】）

本学では、福祉・教育専門職を養成するカリキュラムの体系により、一定基準の指定必修科目の履修が必要なことから、各学年で登録可能な単位数の上限は年間50単位と定めている。ただし、以下の要件を満たす者は、年間56単位を上限に履修登録を認めている。

①直前の学年のGPAが3.4以上の者

②学科長承認のうえ学長決裁で認めた者

なお、本学は福祉・教育専門職を養成する機関であることから実習教育を重視している。そこで、以下に該当する科目についてはCAP制の対象から除外している。

①教職課程で「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」のうち他学科受講を必要とする科目

②社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士、教育実

習の資格に係る実習

3) 演習・実習教育

本学において、最も教授法に工夫を凝らしている科目が演習及び実習教育といえる。とりわけ実習教育では、座学では学ぶことのできない直接的な対人コミュニケーション等を取り入れたきめの細かい指導を特徴としている。以下、本学を代表する資格取得に関する演習・実習教育について記述する（なお、子ども学部については、平成 27（2015）年度に設置されたばかりであることから、今回は社会福祉学部の演習・実習教育のみとした）。

社会福祉学部では、社会福祉学部共通専門科目としての社会福祉士養成課程、また、各学科における専門科目における専門資格養成課程において、その価値や倫理・専門知識と基本的な相談援助技術について体験を通して主体的に学習する場であり、将来、社会福祉専門職としての基本的態度を育成するための実践的な教育課程としての実習教育を行っている。

①福祉実習指導センター・保育実習指導センター

福祉の国家資格である、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の受験資格を得るにはそれぞれに定められた実習が必修となるが、その実習を履修する支援機関として福祉実習指導センターを設置している。また、社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースの学生の保育士資格取得のための保育実習及び今後の子ども学部の教育実習・保育実習を履修する支援機関として、保育実習指導センターも設置している。

両センターでは、国家資格取得を目的とした実習が円滑に行えるように実習先の施設・機関との調整を行い、実習を履修する学生に対して、実習の準備から終了後までの手続き及び相談対応を行っている（【資料 2-2-6】、【資料 2-2-7】）。

②演習実習教育の体系

a. 社会福祉士

社会福祉学部共通専門教育課程である社会福祉士養成課程においては、特に実践的な教育である演習・実習教育に関する課程を体系的・順次的に編成している。演習については、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術を実践的に修得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養し、実習については、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得し、社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を修得することを目的としている。

なお、実習に関しては、3年次の夏季と春季の2回に分けて実施することが基本であるが、社会福祉士受験資格取得のための指定科目を未履修等の理由により3年次の夏の実習が実施できない学生に対しては、3年次春季での長期実習クラスを編成し指導している（【資料 2-2-8】）。

これらの教育については、学内だけでなく実習先の社会福祉施設・機関との連携による推進が重要となるため、科目を担当する教員による社会福祉演習実習委員会が推進及び調整にあたっている（【資料 2-2-9】）。体系的な教育体系において、より実践力を高めるための特徴的な取り組みとして以下の教育プログラムを実施している。

イ. 施設見学（見学実習）

相談援助演習（2年次）の中で、社会福祉実習で実習先となる施設・機関の概要を知り、社会福祉を学ぶ上で重要な現場に触れる機会を持つために、見学先の施設・機関として社会福祉法人の協力を得て、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障害者福祉サービス事業所等の見学実習を実施している。配属実習の重要な準備として予備知識を得るとともに、サービス利用者や支援の実際を理解するために、事前学習・事後学習に力を入れている（【資料 2-2-10】）。

ロ. フィールドワーク自己学習

地域社会の成り立ちやその中で社会福祉相談援助機関や自治体の福祉計画等の役割について実践的な学びを深めるために、「フィールドワーク自己学習課題」を課している。この学習課題は、より良い相談援助実習を達成するために、実習先の地域社会の状況を調べることで、地域の福祉ニーズや福祉課題を把握し、社会資源及びネットワーク、専門職の連携等を活用した対応方法を考えることを目的としている。相談援助実習配属先の市町村における各種の福祉計画を入手し、その地域における福祉課題を整理し考察すること、または、居住地域の相談機関の所在やその機能を学び、課題に対して受講生が自らフィールドに出向き、行った調査を基に考察し、記述をまとめる課題に取り組んでいる（【資料 2-2-11】）。

ハ. 実習報告会・意見交換会

社会福祉実習の教育を意義ある形で充実させるため、養成（教育）機関、実習先の施設・機関、実習生（学生）の三者の協力により実習指導者意見交換会を毎年度開催している（【資料 2-2-12】）。

その中で、「ソーシャルワーク実習の在り方」「個別支援計画の作成と指導方法」等、実習教育において重要なテーマを基に事例報告及び分科会での意見交換、アンケートを行っている。

また、この意見交換会に合わせて実施している実習報告会では、実習生（学生）による実習報告書（レポート）を基に実習の経験、学びについての報告を行っている。また、作成した集録については、「相談援助実習報告集」として学生、他大学、各実習施設・機関に配布を行っている（【資料 2-2-13】、【資料 2-2-14】）。

b. 精神保健福祉士

精神保健福祉援助実習においては、演習・実習の充実によって実践力の高い精神保健福祉士を養成することにある。本学においては、以下の2年次から4年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している（【資料2-2-15】）。

イ. 2年次には見学実習（精神科病院・障害福祉サービス事業所）を実施（【資料2-2-16】）。

ロ. 3年次においては、夏季に参加型体験実習（3日間）を実施し、記録の仕方やコミュニケーション能力の向上、クライアントの生活背景の理解を実習教育のねらいとしている（【資料2-2-17】）。

ハ. 3・4年次で現場実習として精神科病院を基本に障害福祉サービス事業所にて実施し、それぞれ実習指導者からの評価を基に、精神保健福祉実習委員会の合議にて総合評価を行っている（【資料2-2-18】）。

ニ. 実習報告会並びに実習指導者シンポジウムを実施し、学生の実習報告の場では、精神保健福祉士を目指す3年生と実習指導者が意見交換を行っている。また、実習指導者シンポジウムにおいては、実習指導及び実習教育の在り方を追究し養成校と実習指導者の共通のテーマをもって開催している（【資料2-2-19】）。

ホ. 実習報告集を作成し、学生及び実習先に配布し学生の実習体験の共有を図っている（【資料2-2-20】）。

c. 介護福祉士

介護福祉実習においては、介護の体験を通して、厚生労働省が定める介護福祉士資格のための指定科目の領域「人間と社会」で学んだ人間の尊厳や、領域「こころとからだのしくみ」で学んだ介護に必要なからだのしくみ等、これまでの学習内容を統合させて、領域「介護」とは何かを理解・再認識し、それを実践する能力を修得する。また、生活支援に係る知識と技術を修得するとともに、即戦力のある介護福祉士の能力を向上させる。本学においては、1年次から3年次までの積み上げによる現場実習形態を実施している。実習評価においては、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し行っている（【資料2-2-21】）。

イ. 1年次では、利用者の暮らしの場や関わりを通してコミュニケーションの大切さを学ぶこと、また、施設の概要を理解するために、養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護、障害者支援施設等への実習を実施している（【資料2-2-22】）。

ロ. 2年次には、1年次での実習の学びを基に、利用者の個別性に応じた生活支援技術の実践と工夫の理解や、介護過程の準備として情報の収集・分析、介護目標の設定、計画立案の取り組みを行うために、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設等への実習を実施してい

る（【資料 2-2-22】）。

- ハ. 3 年次では、居宅介護実習（2 日間）と施設実習を実施している。居宅介護実習では、在宅の高齢者や障がい者、家族の状況を理解することや、在宅サービスの概要や機能を理解するために、周辺の社会福祉協議会を中心に実施している。施設実習では、2 年次での実習の学びを基に、利用者一人を担当し個別援助計画の立案・実施・評価といった一連の介護過程を実習する。また、介護福祉士としての職業倫理や専門職としての姿勢を身につける。実習施設は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、障害者支援施設としている（【資料 2-2-22】）。
- ニ. 3 年次に行った介護過程の取り組みを報告する機会として、介護事例研究発表会を実施している。発表会では、介護福祉士を目指す 1 年生と 2 年生も参加し、取り組み内容について意見交換を行っている。報告内容は、事例研究集を作成し、学生等に配布し実習体験の共有を図っている（【資料 2-2-23】、【資料 2-2-24】）。
- ホ. 実習指導者と養成校で共通のテーマである、実習指導法や実習の在り方についての意見交換の場として、実習指導者懇談会を実施している（【資料 2-2-25】）。

d. 診療情報管理士

診療情報管理士養成課程における病院実習では、実践力のある専門性の高い診療情報管理士の養成を目指し、2 年次より以下のとおり系統的に指導を行っている（【資料 2-2-26】）。

- イ. 2 年次では、病院実習の全体像の把握を目的とした実習報告会への参加、実習に際して求められるソーシャルスキルの確認を目的としたボランティア等の社会的活動への参加とその体験報告（病院実習指導の第 1 回講義）を課す（【資料 2-2-27】）。
- ロ. 3 年次前期の病院実習指導では実習計画書の作成・日誌の記載方法を個別的に指導し、医療情報学演習では病院実習に対応した情報分析能力の基礎的教育を実施する（【資料 2-2-27】、【資料 2-2-28】）。
- ハ. 3 年次の夏季に 3 週間の病院実習を実施し、現場の各指導者の評価を基に実習巡回担当教員の報告を参考に検討し、評価する（【資料 2-2-29】、【資料 2-2-30】、【資料 2-2-31】）。
- ニ. 実習の総括としての実習報告会及び学生主体の交流会を実施し、1 年から 4 年までの診療情報管理士を目指す学生の情報共有及び交流を図る機会とする。実習報告会には実習指導者にも参加いただき、報告会終了後、教員との懇談会を実施し、今後の実習プログラムならびに実習前教育の在り方について意見交換を行う（【資料 2-2-32】）。
- ホ. 実習報告集を作成して学生及び実習先に配布し、学生の実習体験の共有を図る（【資料 2-2-33】）。

e. 保育士

保育実習では、保育所及びその他の児童福祉施設（障害者支援施設も含む）の役割や機能・保育の内容や意義等について、保育を实践する経験を通して具体的に理解する。本学においては、2年次から4年次までの実習の積み上げ（保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲ）による現場実習体制を取って、実践力のある質の高い保育士を養成することを目的としている。これらの実習を充実させるため、以下のような内容で実習に取り組んでいる（【資料 2-2-34】）。

- イ. 2年次の保育実習Ⅰ（保育所実習）を実施するにあたり、保育実習指導 A（事前指導）において、保育所の園長による講話を学び、教材研究・実習指導案の作成等を行う（【資料 2-2-35】）。
- ロ. 保育所の本実習の前に一日見学実習を実施して、保育所保育の流れを理解した上で、2年次の春季休暇中に保育所で2週間の実習を行う（【資料 2-2-36】、【資料 2-2-37】）。
- ハ. 実習後には事後指導を行い、個別指導とグループによる実習反省会と全体報告会を実施し、次年度の実習につながるような指導を行う（【資料 2-2-35】）。
- ニ. 3年次の保育実習Ⅰ（施設実習）を実施するにあたり、保育実習指導 B において、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、母子生活支援施設等の施設長による講話を学び、実習する施設についての学習等を行う。
- ホ. 実習後には、事後指導としてグループによる反省会、全体報告会を実施し、個別指導を行う。

※平成 26（2014）年度の福祉心理学科保育心理コースは3年生が最高学年であるため、保育実習は保育実習Ⅰのみである。

f. 教職課程（【資料 2-2-38】）

教職課程の教育実習においては、履修条件である教科に関する専門・教職に関する専門及び教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を3年次までに取得しなければならない。本学では、高等学校福祉科及び情報科の教員免許が取得できる。

実習に関する事前指導は、3年次より始まる。学生は実習校を自己開拓し、実習に関する具体的な準備を開始する。高等学校の教員は専門的職業として、実践の背景をもった専門的理論と理論を実践的に応用することのできる能力を必要とされ、これらの実践的研修の場が教育実習である。

教育実習をより意義あるものとするために、事前指導では、①教育実習の

目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築くことを到達目標としている。事後指導においては、実習経験を考察、評価し、更なる学びにつなげていけるよう指導を展開している。

平成 26 (2014) 年度実習生は、教科「福祉」の 2 名であり、平成 25 (2013) 年度から実習準備を始め 4 年次の 6 月と 9 月にそれぞれ 2 週間の教育実習を行い、2 名ともに専修学校高等課程の専任教員として就職し、教員としての第一歩を踏み出している。平成 27 (2015) 年度においては 3 名の福祉科教員免許取得希望者が教育実習を実施予定である。

4) 卒業研究

卒業研究は、学生が興味関心を持ったテーマを選び、それまでに修得してきた知識や技能を総合しながら、専門領域について主体的な研究を深めるための、教員と学生相互の協働によるゼミナール形式の学びの場である。文献講読・調査・フィールドワーク・製作・発表・討論等の過程を通じて科学的理解や分析を深め、学生自らが問題を発見・追求して一定の成果を獲得することを目的とし、その成果については、卒業論文にまとめることを目指す。

「卒業研究Ⅱ」(4 年次) では、研究の成果を報告することを目的とした卒業研究発表会を開催している。多くの教員、学生、地域関係者を前にした発表は学生による研究の共有、また、他の専門分野からの助言による新たな視点の獲得、学生の主体的な研究発表の場と共同的な評価により、自己尊重感や達成感の向上につながっている (【資料 2-2-39】、【資料 2-2-40】)。

5) 国際福祉教育・海外福祉研修

国際的視野に立って社会福祉を構築することができるよう、国際福祉シンポジウム及び海外福祉研修を実施している。

海外福祉研修に関しては、海外の福祉施設・機関を訪れ、見学や研修を行い現地の福祉制度、福祉シンポジウム、またまちづくりや文化を学ぶ研修プログラムを組み立てている。現地の学生との交流も行われ、帰国後は全員で報告書を作成し発表を行うことにより、自身が暮らす日本・静岡の魅力や課題を改めて認識する機会となり、同時に自分自身を知ることにもつながっている。身近な問題、授業や課外活動で取り組んでいる問題・課題、また日本の抱える社会・経済をめぐる問題等が、海外ではどういう状況にあるのか、どう解決しようとしているのか、人々の生活や物の見方・考え方はどのようなものか等について、実際に自分自身で生活しながら、見聞きし、自分で考える機会となっている。

平成 26 (2014) 年度は、アジアと北米方面の海外研修を企画し募集を行ったが、所定の参加者に達せず、実施には至らなかった。

このほか、韓国の大学の学生・教員の視察学習の受入れを次のとおり行い、社会福祉に関するアジア国際交流をすすめた。

○韓国春海保健大学視察研修の受入れ（【資料 2-2-41】）

日 時：平成 27 年 2 月 9 日（月）午後 3 時～6 時

受入れ：韓国春海保健大学学生 6 名、教員 1 名、ガイド 1 名（計 8 名）

内 容：静岡福祉大学見学、日本及び静岡の社会福祉の状況等

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

まず 1 番目に、社会福祉学部においては全学的な基礎科目と学部共通の専門科目である社会福祉教育の体系的編成を基本に、各学科において専門的な学問体系に基づき、資格取得を踏まえた教育体系を採用している。しかし、それらの全体像を図示し、将来のキャリア形成につながる展望を見通すことを可能とするカリキュラムマップが作られていない。そこで、平成 29（2017）年度にはカリキュラムマップを作成し、学生自身が初期の段階から自らの学習計画及び卒業後の進路を展望できる仕組みを整備したいと考える。

2 番目に、社会福祉学部はその教育目的及び使命を踏まえた教育課程を編成しているとはいえ、学生の資質及び能力の多様性が近年、顕著であることから、2 つの課題が生じている。1 つは専門課程に進む前に必要とされる基礎的な教育課程の充実である。そこで、従来の初年次科目「キャリア支援 I」の再編成について教務委員会で検討を実施する予定である。

2-3 学修及び授業の支援

＜2-3 の視点＞

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学では、教職員協働による全学的な学修支援体制として、以下の制度を導入し、あるいは取り組みを行っている。

1) 履修指導及び相談

学部学科では、2～4 年生の全学生及び新入生を対象としたオリエンテーションを年度当初、入学当初にかけて行っている。新入生に対しては、それぞれの学科における全体的な教育内容とその計画及び学修の到達目標を周知するとともに、大学の学習の基本姿勢を理解させ、その動機づけを図っている。

また、2～4 年生の学生に対しても、年度当初のオリエンテーション期間に学科ご

とに履修相談及び履修指導日を設定し、指導を行うと同時に学科の担当教員が、個々の学生に応じた履修方法や学習方法について指導を行っている（【資料 2-3-1】）。

その中で、特に学習方法等について相談があったり、出席状況に課題がみられる気になる学生については、学生支援総合センターや学科ごとの担当教員（医療福祉学科・健康福祉学科アドバイザー役）等が連携して情報を共有する等、入念な対応と適切な履修処理を心がけている。更に 3 年次編入生については、卒業を見据えた単位認定状況等、適切な履修指導が必要なことから、個別対応を行っている。

2) オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、学生と教員のコミュニケーションを充実させるために設けられた時間帯のことで、この時間帯には、学生からの授業内容等に関する質問や勉強の方法、さらには就職や将来の進路について個人的な相談を受けるために、教員が研究室で待機しているシステムである。

本学では、全専任教員が原則として毎週 1 回（休業期間中を除く）オフィスアワーを設け、学生の学業や学生生活全般にわたる相談に応じるために、教員研究室に在室している（【資料 2-3-2】）。

3) 保護者懇談会

保護者懇談会は、教職員が大学の教育内容等の情報を伝え、日頃の疑問点や悩みを直接話せる個人相談、同窓の学生を持つ保護者同士の悩みの共有や情報交換の場として、年に 1 回開催している。最新の就職事情について保護者に知っていただく機会としても重要であり、就職相談、進路支援等の機会ともなっている。平成 26（2014）年度は、次のとおり開催し、166 人の保護者の参加を得ている（【資料 2-3-3】）。

○静岡福祉大学保護者懇談会

日 時：平成 26（2014）年 9 月 13 日（土）10:00～13:00

全体会においては、学生部長から学生生活の状況の報告と、学生教務課長からは学生支援の報告がなされた。また、就職部長からは前年度の就職率の報告と就職活動の現状が報告された。国家試験対策センター長からは、国家試験対策の実施状況と社会福祉士・精神保健福祉士の全国合格率と本学の合格率等の報告がなされた。さらに、各学科別に分かれ学科での資格取得支援や学生サポートの現状が報告された後、保護者と教員との個別面談が実施されている（個別面談については、希望する保護者のみ）。

4) 授業評価アンケートによる授業改善

本学では、FD 活動の一環として、各教員が直接学生の声を聞き授業に反映させ、授業の内容及び方法を改善することと、組織的に教育システムを改善することに主眼を置いている。さらに大学が整備しなくてはならない教育環境や制度に関する資料を得ることを目的とし、「学生による授業評価アンケート」を学期ごとに実施して

いる。学生からの質問やコメントに対して、授業を担当する教員が授業改善に向けた取り組みを回答書として作成し、次年度の授業改善に役立てている（【資料2-3-4】）。

5) 学生支援総合センター

学生が楽しく充実したキャンパスライフを送るため、学生生活において様々な問題に直面した場合の総合相談窓口として学生支援総合センターを設置している。センターでは、学生生活全般の相談と内容に応じて最もふさわしい部門へつなげる総合窓口として学生をサポートするインフォメーションセンターの役割を担っており、授業の履修方法や試験、レポートの書き方等の学業に関する相談の他、パソコンの操作、資格取得、クラブ・サークル活動、人生相談等、様々な相談を受け付けている（【資料2-3-5】）。

また、学生の悩みや思い、大学に関する要望等を的確につかみ、教育の現場や学生生活へ還元するといった情報の収集や分析と発信を行っている。基本的には、相談担当者が学生相談室に在室しているが、メールでの相談も24時間受け付けている。

○場所 講義・厚生棟2階 学生相談室

6) 障害学生支援室

本学では、障害のある学生に対する支援のため、障害学生支援室を設置している。障害学生の情報バリアフリーシステムとして位置づけ、障害種別を越えた総合的な支援体制づくりを目標に、基本的には個別のニーズ、希望、障害特性に合わせた個別支援を基本として、スタッフとして教員4名、職員2名が通常業務と兼任をしてその役割にあたっている。平成27（2015）年度は、4名の障害学生に対する支援を行っている。具体的な支援としては以下のとおりである（【資料2-3-6】、【資料2-3-7】）。

教室内の席の確保、ノートテイク、点訳、拡大コピー、ビデオ音声の文字化、筆談等の実施、個別指導（レポート執筆、学習計画作成等）、別試験会場の用意と試験時間の延長、担当教員への文書による配慮依頼、段差昇降機、スロープ等設備の改善、学習室の用意（パソコン、ロッカー、書棚等）、ボランティア講座の開催と組織化（ノートテイク、音訳図書製作、介助等）、全学生への協力依頼（入学オリエンテーション、支援講座開催）、交通機関への働きかけ（バス会社への配慮依頼）等。

特に対応の多い、ノートテイク・パソコン要約筆記では、平成26（2014）年度中に以下の対応を行っている。

○ノートテイク・パソコン要約筆記

募集方法：学内外の掲示板にノートテイク募集案内を掲示。

障害学生支援室の所属職員が連絡調整（コーディネート）を行う。

養成方法：「障害支援技術論」（半期2単位）を開講している。

7) 学務システム「アクティブ・アカデミー」の導入と運用

本学では、学務システム「アクティブ・アカデミー」を平成 25 (2013) 年度より導入し、運用を行っている。このシステムにより、履修登録、成績閲覧、講義シラバス閲覧、開講、休講等の連絡、各種申請書類の入手が可能となる。学生は、入学時に交付したユーザーID 及びパスワードを入力してログインし、各種機能を活用することができる (【資料 2-3-8】)。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後、よりきめの細かな学修支援及び授業支援を実現すべく、まず学生一人ひとりを知るための学生カルテの作成を図る (【資料 2-3-9】)。その分析を基に、平成 28 (2016) 年度には学生への支援体制を構築するためのアクションプランを検討する。そこで、平成 27 (2015) 年度には企画情報センターを中心に学生に関する情報の一元化を図り、支援体制構築に向けた第一歩としてデータの活用法を検討する予定である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位の認定及び卒業・修了の要件は、学則において次のように規定し、「学生便覧」で明示している。

1) 学位授与方針及び学位授与基準

本学の学位授与方針 (ディプロマポリシー) は学生便覧や大学案内、ホームページで学内外に発信している (【資料 2-4-1】、【資料 2-4-2】、【資料 2-4-3】)。

◆学位授与の方針 (ディプロマポリシー) (学生便覧巻頭より引用)

●社会福祉学部

静岡福祉大学社会福祉学部の教育理念を体現し、教育目標を達成するとともに、本学の学則に基づく所定の単位を修得することにより、福祉課題を解決に導くためのソーシャルワーカーとしての知識・技術を核に、以下の能力を身につけたものに学位を授与します。

◆福祉心理学科

心理・福祉・児童等の専門領域において深く理解し、対人援助において重要な知識と高度な専門技術を身につけていること。福祉や心理的援助における土台において理念や価値・態度を培っていること。

◆医療福祉学科

福祉、医療、情報の3分野について基礎的な知識を修得し、さまざまな学習課題に取り組むことができること。人間の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め、協調性をもって他者とかわり連携することができること。

◆健康福祉学科

介護福祉にかかわる体系的・実践的な専門的知識と技術を修得し、対象者の課題解決に向けた取組ができること。高度な介護の知識・技術を活用し、認知症の人をケアできること。運動や食育による健康づくりを基本に、介護予防を含む運動やスポーツを通じ、人びとの生きがいを実現する能力を身につけていること。

●子ども学部

子ども学部は教育目標に沿って設定された授業科目を履修して、所定の単位を修得した学生には、本学部の教育目標を達成したものと認め、学位を授与します。

◆子ども学科

子どもの一般的な発達過程を理解し、子どもの発達に即した教育・保育ができること。保育所・幼稚園等の発達障がい児や気になる子どもなど、多様な子どもへの科学的知見に基づく適切な対応ができること。園児の保護者のみならず地域で子育てをしている保護者にも対応し、支援ができること。

2) 学位審査手続き

学位については、学位規則に基づき、静岡福祉大学学則に以下のとおり定めている（【資料 2-4-4】、【資料 2-4-5】）。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第40条 本学に4年（第19条、第20条及び第21条の規定により入学した者については、第22条により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表に規定する各学科所定の卒業に必要な単位以上を修得した者については、教学運営協議会の承認を経て、学長が卒業を認定する。

2 第15条の2の規定により3年次編入した者に前項の規定を適用する場合には、「4年」を「2年」と読み替える。

3 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

4 卒業の要件を満たす学生が国家試験受験資格取得、就職活動などの理由により、引き続き在学を希望する場合、教学運営協議会の承認を経て学長の決定により、卒業を延期することができる。

静岡福祉大学

(学位)

第 41 条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

社会福祉学部	福祉心理学科	学士 (福祉心理学)
	医療福祉学科	学士 (医療福祉学)
	健康福祉学科	学士 (健康福祉学)
子ども学部	子ども学科	学士 (子ども学)

卒業要件については、以下のとおり定めている。

本学を卒業するためには、次の 3 つの要件を満たすことが必要となる。

- ① 本学に 4 年以上在学していること。
- ② 本学各学科で定められた「卒業に要する単位」を修得していること。
- ③ 本学各学科で定められた「基礎科目」「専門科目」内の各科目群に定められている必要単位を修得していること。

卒業要件 (平成 25 (2013) ~平成 27 年 (2015) 年度入学生)

社会福祉学部 福祉心理学科

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目	10 単位以上
	心理科目	12 単位以上
	精神保健科目	4 単位以上
	保育科目	0 単位以上
	他学科開講科目	0~10 単位
	卒業研究	0~ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

静岡福祉大学

社会福祉学部 医療福祉学科

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	16 単位以上
	基盤情報科目	6 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	福祉情報科目	4 単位以上
	医療福祉科目 I・II 群	12 単位以上
	他学科開講科目	0～ 8 単位
	卒業研究	0～ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

社会福祉学部 健康福祉学科

科目区分		修得単位
基礎科目	外国語科目	4 単位以上
	総合基礎科目	20 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	26 単位以上
専門科目	社会福祉科目 I・II 群	10 単位以上
	介護福祉科目 I・II 群	12 単位以上
	健康福祉科目	4 単位以上
	他学科開講科目	0～16 単位
	卒業研究	0～ 8 単位
	計	26 単位以上
基礎科目または専門科目から		72 単位以上
合計		124 単位以上

子ども学部 子ども学科

科目区分		修得単位
基礎科目	人文科学・社会科学・自然科学 科目	4 単位以上
	外国語科目	2 単位以上
	スポーツ科目	4 単位以上
	総合基礎科目	6 単位以上
	基盤情報科目	2 単位以上
	計	18 単位以上
専門科目	専門科目	106 単位以上
合 計		124 単位以上

卒業認定の手続は、毎年度3月（及び9月）に開催される卒業判定会議（教学運営協議会）において審議し、卒業要件単位数を満了した学生については、卒業認定の決裁がなされており、認定された卒業生については、教授会に報告されている。

3) 単位認定

①履修登録

履修登録は、各自で年間の受講計画を立てて、講義を受講し試験を受けて、単位を修得する意思を示すことであり、カリキュラム内容を把握し、卒業・取得希望資格等を考慮して、年間の受講計画を記載して履修登録をする必要がある。

本学では、前期の履修登録時に後期科目も登録することを基本としているが、後期科目については後期に変更することができる。前期と後期にそれぞれ「履修登録確認期間」があり、登録の訂正は期間中に行う必要がある。前年度に単位が修得できなかった科目は、再度履修することができる（これを「再履修」という）。

なお、修得済みの科目を再履修することはできない規定としている（【資料2-4-6】）。

②単位修得について

単位修得については、筆記試験及びレポート他、本学において実施する試験に合格しなければならない。科目によっては、各種検定試験の結果に基づき、あるいは小テストの結果の累計等により単位認定が行われる場合がある。また、所定の期間、在学しても、履修上の不備や出席日数の不足等により、単位数が不足している場合は、卒業が認定されず留年となる。なお、「単位数が不足している」状態とは、総単位数が不足していることだけではなく、科目群ごとの最低修得単位数が不足している場合や必修科目が不合格である場合も含む(【資料2-4-7】)。

4) 成績評価について

各教科の学業成績は、学期末の試験(筆記・レポート(論文・作品)・実技・実験・実習等)の成績、平素の学習状況(出席、遅刻等)等を総合して、授業担当教員が評価を行う。成績評価の基準・方法については、科目のシラバスに明記をしている。

成績評価は「秀・優・良・可・不可、履修中・認定」をもって表し、以下の表のとおり可以上を合格、不可を不合格としている。

なお、平成 25 (2013) 年度をもって、再試験を行わないこととし、定期試験での成績評価について厳密化を図った。

評 価	基 準	判 定
秀	90点～100点	合格
優	80点～89点	
良	70点～79点	
可	60点～69点	
不可	59点以下	不合格
履修中	履修中の科目	履修中
認定	本学以外の教育施設において修得した単位を認定	合格

①社会福祉相談援助実習評価の仕組み(実習先と大学の協働により公平性を確保)

社会福祉相談援助実習の成績評価については、学内で開講する科目の評価とは異なり、実習配属先施設・機関の指導者による評価が重要となる。社会福祉演習実習委員会では、実習による学習成果の到達度評価の基準について、客観性を確保するため、「配属実習施設・機関の評価及び実習日誌の記述内容をベースにしつつ、実習担当教員(実習指導クラス担当教員及び巡回指導担当教員)の合議により最終的な評価を決定する」こととしている。そのための評価基準・評価方法として、a.実習施設・機関が、実習の様子・実習日誌を基に評価する実習評価表、b.実習巡回担当教員による巡回指導、c.実習日誌を用いている。

aについては、「利用者の理解」、「施設機関の理解」、「相談援助方法に関する

理解」、「自分自身の理解」の各分野における評価基準を設定している。b 及び c については評価基準を設定し、その評価点を総合し、評価を実施している（【資料 2-4-8】）。

なお、精神保健福祉士養成の実習の評価も、同様の基準によって実施している。

②介護福祉実習評価

健康福祉学科の介護実習は、1 年次から 3 年次までの積み上げによる現場実習により実施しており、実習の評価においては、上記社会福祉相談援助実習と同様に学内開講する科目とは異なり、実習者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、介護実習委員会において評価を実施している。

③保育実習評価

保育実習の評価は、次の 3 項目について点数化（100 点満点）し、最終的に実習担当教員が行っている。

成績評価は「秀（90～100 点）・優（80～89 点）・良（70～79 点）・可（60～69 点）・不可（59 点以下）」をもって表し、「可」以上を合格としている

- a. 実習先の実習評価
- b. 実習日誌の評価
- c. 個別指導担当教員による評価（巡回指導を含む）

④診療情報管理士に係る病院実習評価

医療福祉学科の診療情報管理士に係る病院実習は、3 年次に実施されており、実習の評価においては、他の実習と同様に学内で開講する科目とは異なり、実習指導者の評価及び実習巡回担当教員による事前指導、訪問指導、事後指導を総合的に調整し、診療情報管理士養成委員会による評価を実施している。

⑤教職課程に関する教育実習の評価

教職課程履修学生が 4 年次（春又は秋）に実施する教育実習の評価については、実習校における指導教員からの「学習指導」「生活指導」「実習態度」による三項目の評価及び総合評価を受け、この評価と本学教職課程委員会による評価を総合的に調整し、教育実習の成績評価を実施している。

今後実施されることとなる、子ども学部の「幼稚園教育実習」や「保育実習」の評価については、今後評価基準を定めていかなければならない。

5) GPA の活用

本学では、学業成績評価を 5 段階評価とするとともに、GPA 制度による成績評価を実施している。GPA とは、学生が自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切

な履修計画とそれに基づく真剣な学習に役立てるために、履修した全科目の成績の平均を数値で表したものである。GPA は、学習の質を評価する成績評価の国際基準となっており、合格した科目だけでなく、不合格や受験不可の科目も成績算出対象となることを特徴とする（【資料 2-4-9】）。

○GP 及び GPA の計算方法

GP：学年ごとに授業科目の成績を 5 段階（秀、優、良、可、不可）で評価しそれぞれに対して、以下の GP を与える。

成績評価	秀	優	良	可	不可
評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0

○GPA の計算式：

【学年 GPA】

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times B \text{ の修得単位数} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「D」の単位数を含む）}}$$

【通算 GPA】

$$\frac{\text{（各学年に評価を受けた科目で得た取得ポイントの合計）の総和}}{\text{（各学年に評価を受けた科目の単位数の合計）の総和}}$$

※注 1 取得ポイントとは、「（評価を受けた科目で得た GP）×（その科目の単位数）」である。

※注 2 GPA の計算は、小数点第 3 位を四捨五入するものとする。

○GPA 制度導入に伴う注意事項について

- ①履修登録変更期間を過ぎて履修登録の取消しや変更は認められないので、登録した科目を途中放棄した場合や未受験であっても評価（不可）を受けた科目として単位数が加算される
- ②GPA による成績評価を基にして、本学の奨学金付与者等の選考を行う
- ③極度に GPA の低い学生には、警告を与え、教員による教育指導を行い、学修上の手助けを行う

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学における単位認定、卒業・修了認定等の仕組みは問題なく機能しているが、近年、課題となっているのは発達障害等を含む学習上の課題を抱えた学生の評価法である。例えば、学習障害を有する学生の評価が課題であり、毎年、日本学生支援機構が実施している学生調査結果を参考に検討する必要がある。しかしながら、学生一人ひとりの医学生理学的な状況が多岐にわたることから、具体的な改善・向上方策については未定であ

り、現在、学生支援総合センターが把握する「気になる学生」のデータを集積中である（【資料 2-4-10】）。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

① キャリア形成支援教育

1年次から3年次まで必修科目であるキャリア支援Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを設け、1年次前期（Ⅰ-A）の「大学生活のデザイン」と後期（Ⅰ-B）の「社会人になるための情報収集と自己表現法」から、2年次前・後期（Ⅱ-A、Ⅱ-B）の「福祉力・社会人基礎力」を「理解」し「身につける」課程を経て、3年次前・後期（Ⅲ-A、Ⅲ-B）の「就職試験で内定を勝ち取る」ための「基礎力」をつくり「実践力」をつける課程へと導入する等、単なる就職支援に止まることなく、学生のキャリア形成全体を支援できる教育体制が整備されている。また、1年次においては学科ごとに概ね40人程度の少人数クラスを設ける（担当教員は前・後期それぞれ5名ずつ）とともに1年次から3年次までの教育内容は全て基礎から応用へと積み上がるように配列されている（【資料 2-5-1】、【資料 2-5-2】、【資料 2-5-3】）。

さらに、4年次においては選択科目としてのキャリア支援Ⅳを設け、前期（Ⅳ-A）から後期（Ⅳ-B）にかけて一貫して時事問題の解説を行うことにより、就職試験を見据えた実践的内容が修得できるようになっている（【資料 2-5-4】）。

② 就職支援

平成27(2015)年3月の卒業者について、同年5月1日現在の就職率は94.7%である（【資料 2-5-5】（※））。

※この場合の就職率は、平成27(2015)年度学校基本調査における卒業後の状況調査票の数字に基づき算出している。また、「就職率」の定義（就職希望者に占める就職者の割合をいい、就職者数を就職希望者で除したもの）は、平成25(2013)年12月16日付文部科学省高等教育局長通知（【資料 2-5-6】）に基づいている。

また、平成 27 (2015) 年卒業者の就職業種別内訳では「医療・福祉」が 75 名と 60.5%を占めており（【資料 2-5-5】）、全体の約 6 割が福祉施設や病院等の医療・福祉現場に就業する等、福祉の大学ならではの傾向が明らかである（【資料 2-5-7】）。

これらの数字を達成する上で中心的役割を果たしているのが事務部のキャリア支援課である。キャリア支援課には課長を含め 4 名のスタッフが常駐し、授業科目であるキャリア支援 I～Ⅲのコーディネートを担当するほか、学内企業・施設研究セミナー（平成 26 (2014) 年度は 12 月 3 日に実施、合計 63 の企業・自治体・福祉施設が参加）を開催するとともに（【資料 2-5-8】）、キャリア・コンサルタントによる就職相談（グループごとによる個別対応で、4 年生については一人の学生につき夏休み前の平成 26 (2014) 年 4 月から 7 月の 4 か月間に毎月 1 回ずつ合計 4 回及び夏休み後は必要に応じて実施し延べ 844 人の学生が、3 年生については平成 27 (2015) 年の 2 月から 3 月にかけて一人 1 回ずつ実施し 217 人の学生がそれぞれ参加）、就職活動リスタート講座（その段階で未内定の学生を対象に、平成 26 (2014) 年度は夏季休業期間中の 8 月に 1 講座 3 時間、1 日 2 講座、4 日間合計 8 講座実施）、就活講座（4 年生対象、毎回 10 名程度の希望者へのワンポイント講座、4 月から 7 月まで 16 回実施）、自己 PR 講座（3 年生対象、平成 26 (2014) 年の 9 月から 12 月にかけて 20 回実施）並びに学内企業施設単独説明会（平成 26 (2014) 年度は 4 月 22 日に警視庁、5 月 26 日にセントケア・ホールディング株式会社、6 月 10 日に株式会社イノベーションオブメディカルサービスが来学）を実施している（【資料 2-5-9】）。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

本学は、その使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」に基づき、国家資格を始め福祉に関する各種資格を取得することに力を入れており、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士等、社会において専門家として認められ、かつ、実際の職務に役立つ資格が取得できる教育の体制が整備されている。そして単に養成課程が「ある」というだけでなく、国家試験受験対策等、資格を実際に取得するための支援も行っている（【資料 2-5-10】）。

①国家資格試験受験支援

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等の国家資格試験対策に関する諸事業を実施し国家資格試験合格を支援するための学内組織として、平成 26 (2014) 年度は国家資格試験対策センターを設置しており（【資料 2-5-11】）、具体的な活動内容を審議する国家資格試験対策委員会とも連携を図りつつ、特に、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験については以下の支援を展開している。

a. 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策講座の開催

学内の通常授業以外で設定される国家試験受験対策講座は外部業者「福祉塾」に委託し、学生に対しては受講料無料にて開講している。平成 26 (2014) 年度は社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験共通科目並びに社会福祉士国家試験専門科目の合計 19 科目につき、5 月から 10 月までの 32 日間で合計 64 コマの基礎講座、及び 10 月から 1 月までの 20 日間で合計 40 コマの実践・直前講座を実施した (【資料 2-5-12】)。

b. その他の講座等の開催

国家試験対策スタートアップ講座(平成 26 (2014) 年度は 5 月に実施)、ワンポイント講座(平成 26 (2014) 年度は 7 月と 9 月の 2 回実施)、及びファイナルチェック(平成 26 (2014) 年度は 1 月に実施)、各種模擬試験(平成 26 (2014) 年度は 7 月に学内模擬試験、10 月に社会福祉士養成校協会及び精神保健福祉士養成校協会の全国統一模擬試験、11 月に東京アカデミー模擬試験、12 月に中央法規出版の全国模試をそれぞれ実施)を行った (【資料 2-5-13】)。

これらの支援は、国家資格を取得するための学内開講科目等の教授内容とも相まって、平成 27 (2015) 年の第 27 回社会福祉士国家試験においては新卒者の合格率が平成 26 (2014) 年の第 26 回社会福祉士国家試験と比べ 24.3%から 32.6%へと 8.3 ポイント上昇したことに繋がったほか、平成 27 (2015) 年の第 17 回精神保健福祉士国家試験においては新卒者の合格率 100%を達成するという成果につながっている。なお、既卒を含む合格者の総数については、平成 27 (2015) 年の国家試験において、社会福祉士 21 名、精神保健福祉士 12 名、合計 33 名であった (【資料 2-5-14】)。

②その他の資格取得支援

a. 介護福祉士、保育士、診療情報管理士

健康福祉学科における所定の課程を修めて卒業することにより取得できる国家資格の介護福祉士は、平成 27 (2015) 年 3 月には 26 名が取得して卒業した。また、国家資格の保育士に関しては、福祉心理学科保育心理コースに在籍していない学生の場合、自主的に国家試験を受験して取得を目指すことになるが、国家試験の筆記 8 科目のうち 7 科目については 11 の学内開講科目で受験のサポートを受けることができるほか、実技試験のピアノについても実技指導を受けることが可能である。これにより、平成 27 (2015) 年 3 月の卒業生については、最終的に 1 名が合格し卒業している。一方、日本病院会が付与する民間資格の診療情報管理士については静岡県内唯一の認定指定校として医療福祉学科に所定の課程を整備しており、平成 23 (2011) 年度は 3 名、平成 24 (2012) 年度は 6 名の合格者を輩出した。なお、診療情報管理士について平成 25 (2013) 年度は在学生の合格

者はいないが、後述するように学内の受験準備強化策を実施した結果、平成 26 (2014) 年度は 7 名の合格者を輩出することができた (【資料 2-5-10】、【資料 2-5-15】)。

b. 介護職員初任者研修

国家資格ではないものの、修了することによって高齢者を中心とする介護福祉施設等への就職が有利になる等、キャリアアップに有効な介護職員初任者研修 (旧ホームヘルパー 2 級講座、三幸福祉カレッジに委託) については、本学の後援会が受講費用を援助することにより資格取得を支援しており、平成 26 (2014) 年度は夏季・春季の授業休業期間に研修会が開かれ、合計 14 名が修了し、資格を取得している (【資料 2-5-16】)。

3) インターンシップ

文部科学省・厚生労働省・経済産業省が平成 9 (1997) 年 9 月 18 日付 (平成 26 (2014) 年 4 月 8 日一部改正) で発出した「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(【資料 2-5-17】) によればインターンシップの形態はおおむね 3 つに類型化されているが、そのうちの「イ 大学等の正規の教育課程として位置付け、現場実習などの授業科目とする場合」には本学の社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、診療情報管理士それぞれの養成課程における各実習が当てはまる。事実、実習した施設・機関へ実際に就職する学生がいる他、実習によって仕事内容への理解が深まり職務遂行への意欲や動機づけも高められている。

① 相談援助実習

社会福祉士を取得するための相談援助実習は、本学では 3 年次の夏季休業期間に 120 時間以上、3 年次の春季休業期間に 90 時間以上行うことになっており、平成 26 (2014) 年度は、合計 83 か所の施設・機関で延べ 139 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として相談援助実習指導が設けられており、1 クラス 20 名以下の少人数により事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている (【資料 2-5-18】、【資料 2-5-19】)。

② 精神保健福祉援助実習

精神保健福祉士を取得するための精神保健福祉援助実習は、本学では 3 年次の春季休業期間に 90 時間以上、4 年次の夏季休業期間に 90 時間以上行うことになっており、平成 26 (2014) 年度は、合計 33 か所の施設・医療機関で延べ 45 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として精神保健福祉援助実習指導 A・B・C が設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている (【資料 2-5-19】、【資料 2-5-20】)。

③ 介護福祉実習

介護福祉士を取得するための介護福祉実習は、本学では 1 年次の春季休業期

間に 80 時間以上、2 年次の夏季休業期間に 160 時間以上、3 年次の夏季休業期間に 200 時間以上行うことになっており、平成 26 (2014) 年度は、合計 45 か所の施設で 103 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として介護総合演習 A・B・C・D が設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている (【資料 2-5-19】、【資料 2-5-21】)。

④保育実習

保育士を取得するための保育実習は、本学では 2 年次の春季休業期間に 90 時間以上、3 年次の夏季休業期間または春季休業期間のいずれかにおいて 90 時間以上、4 年次の夏季休業期間に 90 時間以上行うことになっており、平成 25 (2013) 年度は 39 か所の施設で 67 名が実習を行った (但し、福祉心理学科の保育心理コースは平成 24 (2012) 年度から開設されたため、平成 26 (2014) 年度の実施は 2 年次と 3 年次の「保育実習 I」のみ)。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として保育実習指導 A・B・C・D が設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている (但し、前述したことと同様の理由により平成 26 (2014) 年度は「保育実習指導 A・B」のみ) (【資料 2-5-19】、【資料 2-5-22】)。

⑤病院実習

診療情報管理士を取得するための病院実習は、本学では 3 年次夏季休業期間に 90 時間以上行うことになっており、平成 26 (2014) 年度は 7 か所の医療機関で 12 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として病院実習指導が設けられており、事前の準備から事後の振り返りに至る総合的な指導がなされている (【資料 2-5-19】、【資料 2-5-23】)。

⑥教育実習

高等学校普通免許 I 種免許状「福祉」及び「情報」を取得するための教育実習は、本学では 4 年次の 6 月と 9 月のどちらかに 2 週間行うことになっており、平成 26 (2014) 年度は 2 か所の高等学校において 2 名が実習を行った。また、実習を遂行する力量を養う授業科目として教育実習指導事前・事後指導が設けられており、①教育実習の目的・目標について自覚する、②教育実習の内容について理解する、③教育実習に臨む構えを築く、④実習経験を考察評価し、更なる学びにつなげていけるようになる、ことを到達目標としている (【資料 2-5-24】、【資料 2-5-25】)。

一方、前出の 3 つの類型中、「ハ 大学等と無関係に企業等が実施するインターンシップのプログラムに学生が個人的に参加する場合」については、県内の福祉施設、民間企業等から活動プログラムの紹介があり、本学としてもキャリア支援の授業において積極的に学生に周知している。具体的には、キャリア支援Ⅲの授業において応募を呼びかけた。なお、平成 26 (2014) 年度、本学に寄せられたインター

ンシップ活動プログラムは、静岡県中小企業家同友会、社会福祉法人聖隷福祉事業団、社会福祉法人誠信会、社会福祉法人天竜厚生会、杏林堂薬局、株式会社サンロフト、及び株式会社ジャレードである（【資料 2-5-26】）。それに対し、本学の学生はすでに上述した専門職としての実習系授業が設けられており、その延長線上に就職を見据えていることもあってかこのタイプのインターンシップへの応募意欲はそれほど高くはない。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

1) キャリア形成支援教育及び就職支援

本学は高い就職率を挙げているものの、就職希望者全員が就職できているわけではない。また、自分自身が心身上の支援を必要としていること等により、必修科目であるキャリア支援Ⅰ～Ⅲの単位を修得できない学生が存在している。そこで、平成 26（2014）年度からキャリア支援課のスタッフを 1 名増員して 4 名体制にするとともに、従来から行われていた 1 年次のキャリア支援Ⅰを担当する教員の定期的なミーティング（おおむね月 1 回開催、コーディネートはキャリア支援課）や支援ニーズを抱える学生の情報を各学科長と共有することに加え、平成 26（2014）年度からキャリア支援委員会（委員長は就職部長、委員には学生支援総合センター長や教育情報センター長（平成 27（2015）年度より企画情報センター長）のほか資格取得に関わる各学科の教員を配置し、事務部はキャリア支援課が担う）と学科との連携を一層緊密にし、支援ニーズを抱える学生をいち早く把握して適切な支援へとつなげられるような仕組みを構築した。また、教育情報センター（平成 27（2015）年度より企画情報センター）と連携しつつ学生の個別情報をより適切に活用できるようにするための情報管理システムの構築についても検討した結果、平成 26（2014）年度中に学生に関するデータの一元化について一定の方向性が出されたことを受け、平成 27（2015）年度には教授会への提案と審議を目指すことになっている（【資料 2-5-27】）。

2) 国家試験受験支援を含む資格取得支援

社会福祉士国家試験の合格率が平成 25（2013）年と平成 26（2014）年に 2 年連続して静岡県内第 1 位になったとはいえ、あくまでも県内他大学との比較においてである。さらに、平成 27（2015）年の社会福祉士国家試験合格率は新卒で前年を 8.3 ポイント上回ったものの、既卒を含めた総数では全国平均合格率に達していない。また、精神保健福祉士の国家試験においては、現役学生の合格率は全国平均合格率に達しているものの、既卒者の支援が課題となっている。さらに、診療情報管理士については、平成 25（2013）年度は在学生の合格者を出すことができなかった。そこで、平成 26（2014）年度から、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験受験対策については、従来からの取り組みに加えて、国家試験受験対策講座に対する国家資格試験対策委員会所属教員の関与を強める一方、スタートアップ講座に 3 年生を参加させ早い段階から国家試験への動機づけを高めるとともに、10 月が最初であった模擬試験（この時期全国一斉に実施される社会福祉士養成校協会及び精

神保健福祉士養成校協会による全国統一模擬試験のこと)について、それに先立つ8月中に本学独自の模擬試験を先行実施し、模擬試験の受験を合計4回に増やす等の強化策を実施した。さらに、福祉塾による国家試験受験対策講座への出席率を向上させるため、平成27(2015)年度は、講座開始直後から、講義形式ではなく、問題を解かせる等実践演習形式の授業を取り入れ、学生の主体的取り組み姿勢を引き出す強化策を打ち出している。一方、診療情報管理士については、学科の担当教員等による受験対策を強化(【資料2-5-28】)した結果先述のような成果を収めることができたため、今後とも継続していくことが肝要である。

3) インターンシップ

資格取得ニーズの高まりに伴い国家資格の養成課程を履修する学生は増加する傾向にあるが、特に社会福祉士及び精神保健福祉士については福祉・医療の職場に就職する上で有利に働くことから、両方の資格取得を希望する学生も増えてきている。その一方、既に社会福祉士の相談援助実習については養成校側担当教員の要件及び実習を受け入れる施設・機関の実習指導者要件が厳しくなり、実習受入施設・機関の範囲も狭くなったこと等により、就業体験の幅を狭める可能性が生じている。さらに精神保健福祉援助実習についても同様の要件が必要になり、本学においても資格取得を希望する学生全員を配属可能な実習施設・機関の確保が喫緊の課題となっている。また、支援ニーズを抱える学生が増加している現状から実習の円滑な遂行につまずく学生も一定数存在しており、それら支援ニーズを持つ学生を如何に支援するかが重要な課題となっている。そこで、従来から行われていた実習施設・機関の新規開拓を強化するため、平成26(2014)年度から教職員が持っている各種のネットワークを最大限に活用しながら、指導者要件を満たす実習担当者が在籍する施設・機関の情報収集を強化するとともに、福祉実習指導センターを中心にした「足を使った新規開拓」を積極的に推進した結果、平成26(2014)年度の新規登録施設は、社会福祉士については17箇所、精神保健福祉士については20箇所、合計37箇所の新規実習先を確保することに成功した(【資料2-5-29】)。これについては、今後とも取り組みを継続していくことが肝要である。また、支援ニーズを抱える学生への対応としては、従来からの少人数クラスでの指導に加え、個別の面談を増やす等、個別指導を強化して個々の学生のニーズに寄り添うとともに、個々の学生の心身状態に合わせ、必要に応じて専門職志向を方向転換させる等、より丁寧な関わりを行うこととしている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の教育目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関する高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成すること」であり、その使命は「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて、福祉社会を実現すること」にある。すなわち、今日の福祉社会を支える人材を養成するに際して、実践的な教育課程を重視する高等教育機関である。

こうした教育目的を教育課程に反映させるにあたり、内外に明示した方針がカリキュラムポリシーである。そして同ポリシーに基づき、各教科の達成目標を掲載したシラバスが学生に公開されている。学生は目標達成の度合いに応じ、公平な基準に基づく成績評価を与えられている（【資料 2-6-1】、【資料 2-6-2】）。

個別の授業における「工夫・開発」としては、社会福祉学部の教育課程のコアを形成する科目群として位置づけられる演習・実習系授業において、全ての履修学生を対象に個別面談を実施している。面談の目的は、学生一人ひとりが教育目標を理解し、達成可能かどうかを教員と学生の双方が確認する点にある。特に学生が自らの資質を確認し、対人援助専門職にふさわしいかどうかを客観的に眺めることにより、職業上のミスマッチを防ぐ点に意味がある。教育目標を全ての学生が十分に理解しているとは限らない。また、理解していないからといって進路変更を促せば済む問題でもない。なお、面談で得られた情報は、社会福祉演習実習委員会・精神保健福祉実習委員会・介護実習委員会を通じて国家試験の指定科目を担当する教員間で共有され、個々の学生に応じた効果的な指導に活用されている。こうした個別指導の仕組みにより、教育目的の達成状況は不断に点検されている（【資料 2-6-3】、【資料 2-6-4】）。

また、本学は福祉施設・機関をはじめとする福祉関連分野が求める有為な人材を養成するという高等教育機関としての責任を果たすことが期待されている。それだけに、前述したように実践的な教育を重視している。具体的には、国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士に関わる実習（演習）科目の履修においては、実習（演習）委員会を設置し、民間資格である診療情報管理士においても同様の委員会を設置している。委員構成は、専門科目群の教員及び事務職員であり、委員会はほぼ定期的開催され、教育目的の達成状況に関し、点検・評価を実施している。同様に、併設する福祉実習指導センター及び保育実習指導センターでは、常時、学生面談に応じているほか、センター所属教職員が上記委員会の構成員として参加している（【資料 2-6-5】、【資料 2-6-6】、【資料 2-6-7】、【資料 2-6-8】、【資料 2-6-9】）。

本学では前期と後期に、全教科においてマークシート方式による学生からの授業評価アンケートを実施している。同アンケート項目は、教育目的の達成状況を学生の側が評価する内容である。集計結果は数値についてはグラフ化し、自由記述については原文のまま電子データ化し、担当教員に配付される。全教員の平均値を含むレーダーチャートの形式で整理されているため評価結果が一目瞭然であり、自らの評価について客観的に把握することが可能である（【資料 2-6-10】）。

また、毎年実施する学生生活調査では、教育目的の達成状況に関連する学生の学習状

況を把握する項目を設けている。それらの調査結果は、「学生生活調査報告書」と題した冊子にまとめ全ての専任教員に配付される（【資料 2-6-11】）。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

年度初めの履修ガイダンスにおいて個別対応の履修指導を実施している。1人の教員が数名の学生を担当し、新入生については個々の学生の興味、関心に沿った適切な履修を行えるように指導し、2年次以上については、前年度までの履修状況を踏まえ、資格取得を目指す場合は年次ごとの必修科目を確認する等、卒業に向けて確実に履修を終えるように指導している。いわばコース設計の実施及び検証である。こうしたきめ細かな指導を通じて、学生一人ひとりが教育目的を達成しているかどうかを確認し、新年度に向けて学生とともに修学状況の改善を実現している（【資料 2-6-12】、【資料 2-6-13】）。

実習を重視する高等教育機関である本学においては、実習関連の各委員会が、教育目的の達成状況の点検・評価方法や指導方法の改善に向けたフィードバック機能を果たしている。平成 25（2013）年度から、少人数を対象とする社会福祉演習授業の「相談援助演習」において、学生の達成度に関し、主観的評価に加えて客観的かつ数値化を通じた平準化が行われている。また、履修学生のみならず、実習先である施設・機関に対しても「実習の手引き」を配付し、実習後の成績評価はもちろん、実習期間中においても教育目的の達成状況の点検を常に実施している。具体的には、課題が発見された場合は、巡回担当教員と現場の実習指導者（施設職員）との間で、指導法に関するすりあわせが行われる。ときには学生を交えた三者面談を通じて、学習指導の改善に向けたフィードバックを実施している（【資料 2-6-14】、【資料 2-6-15】、【資料 2-6-16】）。

授業評価アンケートの目的は、担当教員が自らの評価について客観的に把握するだけでなく、改善方法を検討し、授業にフィードバックする点にある。例えば、シラバスに沿って授業が展開されていない場合は、前期と後期に各1回ずつ実施される授業評価アンケート中の評価項目である「授業はシラバスに沿って進められた」の結果に基づき、改善が義務づけられる。全ての教員は、アンケート結果を公表し、学生からの質問も含めて具体的な改善方法について説明責任を負う。また、平成 26（2014）年度から、回答したアンケート用紙については、収集から封筒に入れて封をするまで学生の代表が行うという方法に変更し、不正防止に努めている（【資料 2-6-10】）。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 26（2014）年度に課題とした教員の教育目的達成状況に関する全学的に統一した評価尺度の導入及び各学科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと教育課程との関係を分かりやすく明示したカリキュラムマップの作成が急務となっている。まず、どのような資質と潜在力を有する人物を各学科が受け入れ、その資質と潜在力をいかに教育目的と使命にしたがって向上させ、その評価をどのような基準に基づいて実施するのかといった一連の流れを全ての学生と教員が共有しなければならない。それらの改善方策は、学長のリーダーシップの下、平成 29（2017）年度中に実施する予定である。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、退学率との関連を調査分析

する必要があり、教育目的を学生が理解した上で科目を履修しているかどうか、それとも単に単位取得のために選択しているのか等、モチベーションを含む検証にも取り組まなければならない。そこで、まずは学生カルテの導入から試みるべく、企画情報センターが中心となり、平成 28（2016）年度中に実施を図る。

また、教員の指導内容を分析する授業評価アンケートの実施に伴うバイアスを防ぐ仕組みも検討する必要がある。個々の教員の教授法・指導法・教育の在り方に関わる評価方法の改善については、平成 29（2017）年度までには課題を整理し、その解決を実現する予定である。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学に入学してくる学生は資質、能力、性向において多種多彩であり、一人ひとりの学生が抱える個別性に対応できる学習支援の仕組みを構築できていることが、課題解決に向けた大きな鍵を握っている。一方で、一定の枠組みの中でカテゴライズした課題を解決する仕組みも重要な部分でもある。この個別性とさまざまなカテゴリーに該当する学生への重層的な支援を通して、学生生活の安定に向けたサービスを実施している。

先ず本学が実施している、カテゴライズに該当する学生への支援内容（健康面・経済面・就職面・修学面・キャンパスライフ）の仕組みについて記述する。

健康面では、毎年 4 月のオリエンテーション時に、全学生に対して健康診断が実施されている。また、常時、養護教諭が保健室に常駐しており、学生からの怪我や体調不良等に対する対応、またストレスや悩み等の精神的な支援を実施している（【資料 2-7-1】、【資料 2-7-2】）。

経済面においては、静岡福祉大学奨学金（特待生奨学金・給付奨学金・特別スカラシップ）、日本学生支援機構奨学金、授業料の減免制度、各都道府県による介護福祉士修学資金貸付制度があり、本学生の約 4 割がそれらの制度を利用している（【資料 2-7-3】）。

就職面ではキャリア支援課が中心となり、平成 26（2014）年度からは 3 年生を対象とした「学内企業・施設研究セミナー」を 12 月に開催している。計 63 の福祉施設や企業等の参加があり、今後進められる就職活動への動機づけの機会となっている（【資料 2-7-4】）。また、キャリア支援課を窓口として、随時の就職相談や面接指導等、就職活動に関わる取り組みを卒業まで重点的に支援している。

修学面においては、入学前の学力不足等を支える仕組みとして、外部業者による入学前準備教育を実施している（【資料 2-7-5】）。入学後は「学生便覧」を配布し、円滑な修学を支える体制について周知している（【資料 2-7-6】）。また、必修ではないが「卒業研

究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」ではゼミ形式で学習指導を実施し、時には就職面や精神的な面への相談にも応じている（【資料 2-7-7】）。

キャンパスライフにおいては、ガイダンスで「キャンパスライフの手引き」を配布し、充実した大学生活を過ごすために必要な情報を提供しているとともに、地方出身の新入生に対しては学生教務課の職員が入学後のアパートの紹介等、諸々の相談に応じるようにしている（【資料 2-7-8】）。さらに、全専任教員がオフィスアワーを明示し、担当教科の内容に関する質問や学生生活に対する悩み、また就職への相談等、学生からの幅広いニーズに対応している（【資料 2-7-9】）。

新入生に対しては、「入学後の退学者を減らし、一人も置き去りにしない教育を実体化させることを目的」として、学生厚生委員会主催の「新入生歓迎交流会」を開催している（【資料 2-7-10】）。入学後の早期に学生同士また教職員と人間関係をうまく構築することで、円滑な大学生活をスタートさせる機会となっている。さらに平成 26（2014）年度からは、学長が新入生全員を対象に 10～20 名程度のグループごとに話し合う「学長と話す会」を実施している（【資料 2-7-11】）。新入生の段階から学生と組織の長がコミュニケーションを図ることにより、組織全体の支援意思を示している。その際に配布する振り返りシートには学生の率直な要望、感想、不安等が記載され、学習環境の改善に向けた取り組み（学食改善、通学バスの増便等）を検討している。

「生活の円滑な充実と発展を期すること」を目的とした、在学生等で組織されている学友会では、その設置機関である大学祭実行委員会が運営する毎年恒例の「しずふく祭（学園祭）」のほか、代議員会による各種行事（新入生歓迎会、納涼祭、クリスマス会等）や体育会・文化会が中心となる「しずふく杯（球技大会）」を運営している。これら学友会の諸活動においては、特別会員である本学教職員のうち、学生厚生委員会の担当委員が運営の協力や学生からの相談に応じる等の支援を実施している（【資料 2-7-12】、【資料 2-7-13】）。

次に、学生が抱える個別性に対応できる支援としては、学生支援総合センターが担っている（【資料 2-7-14】）。学生支援総合センターでは複数の専任教員（有資格者）及び外部の心理カウンセラーによる相談日を設け、月曜日から金曜日の平常授業開講時に学生相談室を開設している。

また、教科の内容に関する質問については、シラバスに記載し、授業終了後にも担当教員が対応する等、オフィスアワーの時間帯に限定せず適宜対応するようにしている。

長期欠席の学生に対しては各学科会議において、学生支援総合センターからの情報、また、教科担当教員より授業への出席状況等が報告され、学科教員内でその対応について検討がされている。非違行為等の問題行動を起こした学生がいた場合には、学生教務課より所属の学科長に報告があり、各学科教員間でその対応について検討がされている。前述の事案による保護者への連絡が必要と思われる場合においては、その内容に応じて所属の学科長または学生教務課より連絡をし、保護者とも連携を図りながら問題解決に向けて取り組んでいる。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では毎年、学生の生活状況や大学に対するニーズを把握するために、全学年を対象に「学生生活調査」を実施している（【資料 2-7-15】）。調査結果は報告書として冊子

にまとめられ、充実したキャンパスライフを過ごすために必要な修学環境の改善に向けての資料となっている。質問項目の「大学の満足度」で継続的な課題となっている通学バスの不備については、バスの増便に向けて路線バス運行会社との協議を行っている。また、学食改善については、平成 27 (2015) 年度より新たな役割として学生厚生委員会内に「学食・コンビニ支援」担当委員を置き、学生の要望に応じたメニューや学食環境の改善に向けて、学食業者との協議を行っている (【資料 2-7-16】)。

(3) 2-7 の改善・向上方策 (将来計画)

より迅速なデータ収集、学生一人ひとりに応じた電子カルテ化等のシステムの整備については、現在、企画情報センターが中心となり準備している段階である。また、学生厚生委員会が中心となり「キャンパスライフの手引き」を現在の冊子から PDF ファイル化し、本学の情報システムを活用して学生がスマートフォン等の端末から必要な情報をいつでも確認できるように変更する予定である。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

1) 教育目的及び教育課程を適切に遂行するために必要な教員の確保及び適切な配置

本学の平成 27 (2015) 年度における各学科の専任教員数については、子ども学部設置に伴い、現在段階的整備の途上にあるが、社会福祉学部福祉心理学科、医療福祉学科、健康福祉学科及び子ども学部子ども学科のいずれの学科も大学設置基準を満たしており、かつ大学全体の専任教員数においても大学設置基準を満たしている (【資料 2-8-1】、【資料 2-8-2】、【資料 2-8-3】)。

社会福祉学部福祉心理学科は、心理分野を専門とする教員並びに福祉分野及び教養分野を担当する教員により構成され、これらの教員の連携の下、心の理解力に優れ、高い教養を備えた福祉の人材育成を目指している。医療福祉学科は、福祉分野及び情報分野を専門とする教員並びに教養分野を担当する教員を含めて構成され、これらの教員間の連携の下、医療と福祉にまたがる分野に貢献できる高い情報活用能力を持った人材育成を目指している。健康福祉学科は、社会福祉・介護福祉分野を専門とする教員並びに食育分野及び健康分野を専門とする教員と教養分野を担当する教員を配置し、今後到来する超高齢社会に備

えた高度な介護技術や健康確保に関する優れた知見を持った人材の育成を目指している。新設学部の子ども学部子ども学科は、保育士及び幼稚園教諭の養成に求められる分野の教員に加え教養分野を担当する教員を配置し、心理・福祉に強い保育に携わる人材の育成を目指している（【資料 2-8-7】、【資料 2-8-8】）。

なお、「社会福祉士・介護福祉士養成施設指定規則」、「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」「教職課程認定基準」における教員組織の要件についても満たしている（【資料 2-8-9】）。

2) 教員構成（専任・兼任、年齢等）のバランス

開設授業科目における専兼比率（担当者数に対する専任教員の割合）は、【表 2-17】が示すように、社会福祉学部については、専門科目では、福祉心理学 76.11%、医療福祉学科 61.72%、健康福祉学科 85.11%、学部共通基礎科目では 60.08%、学部共通社会福祉科目では 79.41%、子ども学部子ども学科については、専門科目では 54.88%、基礎科目では 65.00%となっており、非常勤講師（兼任教員）との連携の下、教育が実施されている（【資料 2-8-10】）。なお、医療福祉学科における専任の割合が低い理由は、診療情報管理士認定試験受験資格指定校となっているため、指定に関する規定に基づき、医学系の基礎科目 9 科目は臨床経験のある医師資格者、診療情報管理に関する 2 科目及びコーディングに関する 3 科目は診療情報管理士指導者でなければならず、また、実技科目である医療事務科目も設置しており、実務経験者を非常勤講師として任用している点にある。一方、平成 27（2015）年度には医師資格を持つ専任教員を 1 名採用する等、専兼比率のバランスを図る努力をしている（【資料 2-8-11】、【資料 2-8-12】）。本学では、資格や免許取得に関わる指定科目をカリキュラムの中心に位置づけているため、各学科の特徴的な専門科目は専任教員が担当している。また、専任教員と非常勤講師との連携を図りながら教育内容に一貫性を持たせて講義を展開している。

専任教員の年齢別傾向は、【表 2-15】が示すように、教授は 61 歳以上が半数を占めている。准教授と講師は 41 歳～45 歳がそれぞれ 60.0%、46.2%と高いが、准教授は 41 歳以上であるのに対し、講師は 36 歳～65 歳と年齢の幅が広い。助教は 50 歳以下となっている。以上の実態より、教授、准教授、講師の年齢的なバランスはおおむね適正である。また、専任教員の性別は、採用にあたっても考慮しており、【表 2-8-1】のように、女性教員の割合が増加傾向にある。しかし、職位からみると、平成 27（2015）年度は助教が女性教員で占められる一方、教授、准教授の割合が低く、職位を踏まえた検討を実施中である（【資料 2-8-13】）。

【表 2-8-1】専任教員の性別構成の推移（【資料 2-8-13】より作成）

職位	男性			女性		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
教授（人）	14	14	15	6	6	7
（％）	70.0%	70.0%	68.2%	30.0%	30.0%	31.8%
准教授（人）	6	5	3	3	2	2
（％）	66.7%	71.4%	60.0%	33.3%	28.6%	40.0%
講師（人）	6	6	8	3	3	5
（％）	66.7%	66.7%	61.5%	33.3%	33.3%	38.5%
助教（人）	1	1	0	3	4	4
（％）	25.0%	20.0%	0.0%	75.0%	80.0%	100.0%
計（人）	27	26	26	15	15	18
（％）	64.3%	63.4%	59.1%	35.7%	36.6%	40.9%

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

1) 教員の採用

教員の採用は「静岡福祉大学教員任用基準」、「静岡福祉大学教員任用基準運用内規」、「静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則」、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に基づいて行われる。基本的な採用の流れは以下のとおりである。学長、学部長、事務部長と各学科長及び関連専門分野の教員との合議を経て採用方針を決定した後、教員人事案が学長から理事長へと上申される。理事長の承認を受けた後、学長が選考委員会の委員指名を行う。通例、選考委員会は学長を委員長とし、学部長、事務部長、着任後に所属が予定されている学科の学科長、及び採用人事の対象となる授業内容に精通している教員等から構成される。選考委員会では、必要とする募集教員の要件について検討し、基本的にはインターネット（科学技術振興機構の研究者人材データベース）上で公募する。応募者に対して書類選考の後に、選考委員会による面接試験を行う（【資料 2-8-14】、【資料 2-8-15】、【資料 2-8-16】）。平成 27（2015）年度は、上記の手続きに則り、教授 2 名、准教授 1 名を採用した（【資料 2-8-17】）。また、子ども学部の設置に伴い、講師 3 名、助教 1 名を採用した。（【資料 2-8-18】）

なお、全ての職位の教員の募集において、「静岡福祉大学教員の任期制に関する規程」に従い、募集時に任期制であることを公示する。また面接採用時にも、3 年の任期制であることを伝え、その旨を契約書にも明記している。3 年の任期が終了する 6 ヶ月前には、学長、学部長、事務部長からなる協議会を開催し、当該教員の任期中の勤務状態等の調査結果を考慮して、勤務を継続するか、あるいは雇用を停止するかを決定し、通知している（【資料 2-8-19】）。平成 26（2014）年度に任期満了となる教授 1 名、准教授 2 名、講師 1 名、助教 1 名については、「教員自己評価申告シート」の記述を課した上で、学長、学部長、学科長による協議を経て任期継続を決定した。（【資料 2-8-20】）。

2) 教員の昇任

昇任については、「静岡福祉大学教員任用基準」において各職位の要件が示されて

いる。そこにおける研究業績に関する資格別基準等については、「静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則」において、職位別に学術研究著書ないしは学術研究論文数が明示されている。昇任は、職位ごとにこれらの要件に適合することを条件に実施される。そのプロセスは、まず学科長の推薦を受けた当該教員に関し、学長、学部長及び学科長の三者からなる協議会が招集され、教育・研究業績書等を基に検討が行われる。ただし、全員が一堂に会する協議会形式ではなく、学長が個々の協議会メンバーと協議し、最終決定を行う場合もある。その結果、基準が満たされている時には、学長が推薦文を記述し、理事長に推薦し、最終的に理事長の承認を得ることにより昇任が決定する（【資料 2-8-14】、【資料 2-8-16】）。平成 27(2015)年度は、1 名が講師に昇任した（【資料 2-8-21】）。

3) 教員の資質・能力向上への取り組み

①研究費

教員の研究費（旅費を含む）は、「平成 27 年度静岡福祉大学教員研究費配分方針」に基づき、助教、講師、准教授、教授ともに、専任教員は一律 20 万円である。教授（学事顧問）・特任教授・特任講師については 10 万円としている（【資料 2-8-22】）。また、教員研究費として、別枠で特別研究費 200 万円を設けている。これは応募形式によるいわば学内競争資金であり、提出された研究計画書に基づき審査を実施し、配分する。なお、審査基準として、科学研究費研究につながる内容であることを明示していることから、科学研究費研究の準備研究といった性格を有するとともに教員の研究意欲を喚起することも視野に入れている。平成 26（2014）年度は 3 件の申請があり、審査の結果、2 名が採択された（【資料 2-8-23】）。以上のように、教員の研究費に関しては、職位にかかわらず平等に配分され、かつ研究の意欲を高める意図の下、研究費配分の仕組みを構築している。

科学研究費等の外部資金獲得については、平成 26（2014）年度は 5 件の科学研究費を獲得している（【資料 2-8-24】）。なお、平成 27（2015）年度科学研究費助成事業への公募に関する説明を 9 月の教授会で行う等、科学研究費獲得に向けて、全教員を対象に公募に関する情報及び科学研究費獲得方法に関する関連資料の貸出等を行い、教員の研究活動の活性化に向けた支援を行っている（【資料 2-8-25】）。また、静岡県内の大学連携組織である「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」に加入し、平成 26（2014）年度には、2 件のゼミ学生地域貢献推進事業助成金の交付を受けている（【資料 2-8-26】）。公的研究費は、「静岡福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程」に則り、適正に運営・管理されている（【資料 2-8-27】）。

②FD 活動

教員の教育活動を活性化するための中心的な取り組みとして、FD 委員会が行う学生による授業評価アンケートの対応がある。教員は授業評価を受けた直後に、授業評価アンケートに示された学生一人ひとりの意見を精査し、授業の改善に役

立つ工夫をすることが義務付けられている。授業改善方針は、アンケートの集計結果を受けて当該教員が電子データで回答書を作成し、FD 委員会にメールで提出する（【資料 2-8-28】、【資料 2-8-29】）。また、平成 19（2007）年度から実施している大学貢献度評価制度では、評価項目として教員の教育活動、研究活動欄を設け、その実績データを人事評価に反映させることにより、教員のモチベーションの向上及び主体性の確保、責任感の醸成を図っている。この評価には、先述の学生による授業評価も含まれる（【資料 2-8-30】）。

③その他の教育活動を活性化するための取り組み

教員は、「静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規」に基づき、原則として週 4 日間を出校日とし、その他の 1 日を自宅研修日とすることにより、学内にとどまらず、学外における研究の機会が確保されている（【資料 2-8-31】、【資料 2-8-32】）。また、原則として毎年度 1 回、「静岡福祉大学研究紀要」を刊行し、学術研究成果の発表の場を提供し、研究への動機づけを図っている。平成 26（2014）年度は 14 本の論文の投稿があった（【資料 2-8-33】、【資料 2-8-34】、【資料 2-8-35】）。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

基礎科目は、社会福祉学部では、幅広い教養と基盤レベルの情報技術、バランスの取れた判断力の養成を目的として、「外国語科目」・「総合基礎科目」・「基盤情報科目」の 3 科目群で構成され、学部共通の枠組みとして設定されている。子ども学部の教育課程は、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識やコミュニケーション能力、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解することを目的として、「人文科学」・「社会科学」・「自然科学」・「外国語科目」・「スポーツ科目」・「総合基礎科目」・「基盤情報科目」の 7 科目群で構成されている（【資料 2-8-36】）。

また、全学部必修科目として、1 年次より、「キャリア支援 I-A」（前期）、「キャリア支援 I-B」（後期）を配し、前期に学生生活の心構えや方法を学び、学業のみならず自律的な生活習慣を身につけることにより学生生活の基盤を作り、後期にはさらに社会人になるための情報収集と自己表現力を含む社会人基礎力を磨くことを目的に、卒業に向けた実践的な教養教育を実施している（【資料 2-8-37】）。また、平成 26（2014）年度から、キャリア支援 I の授業枠を活用し、本学が内外に掲げる教育方針である「一人も置き去りにしない教育」（【資料 2-8-38】）を具現化する授業の一環として、「学長と話す会」を実施した（【資料 2-8-39】）。これは、新入生全員と学長が、10～20 名ずつの小グループごとに懇談する内容であり、前期・後期の 2 回、実施することにより、学生一人ひとりの成長と変化を「振り返りシート」を通じて記録している（【資料 2-8-40】）。

さらに、2 年次には福祉力に裏付けられた、よりレベルアップした社会人基礎力の習得を目指す「キャリア支援 II-A」、「キャリア支援 II-B」、3 年次には実践的な就活力の育成を目指す「キャリア支援 III-A」、「キャリア支援 III-B」へと段階的な成長を促すカリキュラムを設けている（【資料 2-8-41】）。

なお、教養教育の充実を図るための「教養教育部会」が組織され、随時、メールや個

別の担当者会議を設けて、意見交流と授業改善に努めている（【資料 2-8-42】）。具体的な改善としては、社会福祉学部において「教養ゼミ」的機能を果たす講義として、3年生を対象とした「教養講読 A」・「教養講読 B」、4年生を対象とした「教養研究 A」・「教養研究 B」が設置されている（【資料 2-8-43】）。これらの講義は、既存の専門ゼミと並行して学ぶことを可能としている。かつ幅広い知識と教養の修得を目指す目的で、各教員独自のカリキュラム設定により、学生へのよりきめ細かな対応を目指す内容である。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教員組織は、教授、准教授、講師の構成及び年齢構成のバランスは取れているが、子ども学部の完成年度である平成 30（2018）年度までに必要な専任教員数を満たすための段階的な整備が必要である。そこで、平成 27（2015）年度に採用計画を立案し、具体的な採用活動を実施する。

教員の研究活動の支援については、校務（授業、学内マネジメント業務等）のため学会や研修会への参加が困難な場合があり、悩ましい課題ではあるが、講師や助教は、研究を深めるべき職位といえるだけに、優先的に参加できるように校務について配慮する等、全学的に研究者を育てていく環境を整備する必要がある。そこで、今後も教員のモチベーション向上を目的として、従来の学内競争資金の仕組みを継続し、多くの教員の参加を呼びかける。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

1) 教育環境の整備

本学は、JR 東海道線焼津駅からバスで 20 分、西焼津駅からバスで 13 分、車でのアクセスは東名高速道路焼津 IC から 15 分、吉田 IC から 15 分の場所にあり、キャンパスは 1 か所に配置され、自然にあふれた閑静な環境に位置する（【資料 2-9-1】）。

校地は、平成 4（1992）年に地元自治体（焼津市）との公私協力方式で取得し、大学所有部分と無償貸与部分があるが、学生の教育研究活動として十分な面積を有している。

静岡福祉大学校地	33,395.8 m ²	設置基準上必要面積	8,600 m ²
（所有部分）	18,182.7 m ²		
（借用部分）	15,213.1 m ²		

校舎敷地及び運動場用地は、【表 2-18】が示すように、それぞれ 21,384.8 m²、12,011.0 m²あり、校舎面積は設置基準上の面積 6,710.1 m²を大きく上回っている（【資料 2-9-2】）。校舎建物については、以下のとおりである（【資料 2-9-3】）。

①教室棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

教室棟は、1 階、2 階に大教室 3 室（120 人教室）、中教室 2 室（80 人教室）、小教室 2 室（40 人教室）、保健室がある。保健室には平成 26（2014）年度に 1,346 件の相談がある等、多くの学生が活用している（【表 2-12】）。3 階には小教室 4 室（40 人教室）があり、そのうち 2 室は、企画情報センター施設として PC 及びセンターモニターを備えおり、さらにサーバーを設置するインターネットオフィスがある。教室棟では全ての教室で無線 LAN が使用でき、使用登録を済ませた学生所有の PC であればインターネットを活用できる環境を整備している（【資料 2-9-4】、【資料 2-9-5】）。

②講義・厚生棟（鉄筋コンクリート 2 階建て）

講義・厚生棟の 1 階は、学生食堂（200 席）、中教室 2 室（70 人教室）がある。2 階には、大講義室（無線 LAN 利用可・257 席）、演習室のほかに、心理学関連実験室 2 室、準備室、観察室兼編集室、保育実習室・プレイルームが設置され、心理学の専門教育を行う環境を整えている。

福祉情報室には、医療分野や福祉情報分野の展示がなされ、各分野の学修を具体的な機器等を活用しつつ深めることが可能である。

また、「心の相談センター」が設置され、心のケア活動に従事する方々に対する支援を行い、卒業生のスーパーバイジングや地域・社会のメンタルヘルス改善活動に貢献することを目指している（【資料 2-9-6】）。さらに隣接して「学生支援総合センター」と「障害学生支援室」が同部屋に設置され、学生サービスの拠点として利用されている（【資料 2-9-7】）。学生支援総合センターが行う学生相談は、平成 26（2014）年度は 338 人で、前々年度の 112 人、前年度の 277 人と年々大きく増加しており、施設として欠かせない存在となっている（【表 2-12】）。

③福祉創造館（鉄筋コンクリート 6 階建て）

福祉創造館は、1 階に学生の福利厚生施設である学生ホールとコンビニエンスストアがあり、カフェテリア部分には、無線 LAN 環境が整備されている。2 階、3 階は、第 2 大講義室（262 席）となっており、専用ビデオプロジェクター 2 基、書画カメラを備え、無線 LAN 等の対応ができる IT 環境が整った機能的な教室である。4 階には中教室 1 室（60 人教室）、小教室 2 室（40 人教室）があり、授業や研修発表に使用されている。5 階には、「保育実習指導センター」があり、実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-9-8】）。6 階には、音楽室、リズム室、ピアノ練習室 10 室があり、幼児教育の中心的な空間となっている。なお、4 階、6 階には各 1 室、5 階には 8 室の研究室がある。

静岡福祉大学

全館を通し、障害者に配慮した施設となっており、エレベータ 1 基、障害者用トイレ 2 か所等を設置している。

④介護福祉棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

介護福祉棟は、1 階には「地域交流センター」があり（【資料 2-9-9】）、地域貢献活動の拠点スペースとして活用されているほか、家政実習室、調理実習準備室、被服実習準備室、小教室がある。2 階には「法人本部・事務局」があり、3 階には研究室 8 室が配置されている。

⑤介護福祉実習棟（鉄骨平屋建て）

介護福祉実習棟は、介護福祉士養成科目の実習で活用されているが、学外者を対象とした介護技術講習会にも有効活用されている。

⑥研究室棟（鉄筋コンクリート 3 階建て）

研究室棟は 1 階から 3 階まで合計 30 室の研究室が配置されている。また、1 階には、福祉実習指導センターが設置され、実習の計画・相談等の業務を実施している（【資料 2-9-10】）。

⑦管理棟（鉄筋コンクリート 2 階建て）

管理棟は、1 階に学生教務課、入試広報課、総務課、キャリア支援課、企画情報室の事務スペースがあり、学生への対応は直接対面式のカウンターで実施している。さらに、学長の執務室、応接室、複数の会議室等があり、1 階エントランスホールにはインターネットコーナーが設置されている。2 階は図書館（567 m²）となっている。図書館には、蔵書数 38,916 冊、学術雑誌 66 種（社会福祉学部 39 種、子ども学部 27 種）、視聴覚教材等 1,135 点が所蔵され、閲覧用の 118 席の座席を有し、グループ学習室、多目的学習室、学習支援室を設け、それぞれの目的に即した自主学習環境を整備している。また、大学図書館機能に止まらず、自主企画展の実施等、図書館独自の地域に対するサービスも実施している（【資料 2-9-11】、【資料 2-9-12】、【資料 2-9-13】、【資料 2-9-14】）。

⑧体育館（鉄筋コンクリート一部 2 階建て）及び運動場用地

体育館は、1 階は各種スポーツ・健康関係の授業で使用されるほか、クラブ・サークル活動にも利用されている。2 階には、バーベル、ランニングマシン、筋電計等を備えたトレーニング室があり、健康福祉関連の実技教育の教室ともなっている。体育施設は、体育館の他に「テニスコート」2 面を有している。運動場用地は、授業で使用されるほか、クラブ活動・サークル活動等で使用されている。また、部室は 2 棟あり、部室棟 1（鉄骨平屋建て）には部室 9 室とミーティングルームがあり、部室棟 2（鉄骨平屋建て）には部室 2 室と学友会室があり、学友会活動やクラブ・サークル活動等の拠点となっている。

2) 教育環境の適切な運営・管理

①情報ネットワークの環境

学内全体に LAN ケーブルを整備し、各棟には光ファイバーを敷設している。LAN は、学内の全教室、演習室、研究室、図書館に敷設し、また学生が自由にネットワークを使用できるエントランスホールのインターネットコーナーにも敷設し、食堂、教室棟、大講義室の無線 LAN 設備とともに、ICT 化に対応した環境を整備している。情報ネットワークシステムについては、「静岡福祉大学情報ネットワークシステム管理運営規程」に基づき、企画情報センターが中心となって運営、管理を行っている（【資料 2-9-15】）。

②講義室等の運営・管理

学内の建物をつなぐ渡り廊下の出入口を自動ドアにし、福祉創造館から教室棟、講義・厚生棟（2 階）への車いすでの移動が容易で、教室棟 1 階の保健室、101 教室、102 教室、103 教室については出入口をスライドドアにしている。また、平成 26（2014）年度には、体育館と教室棟の出入口のスロープの拡幅と傾斜を緩くする改良を行う等、バリアフリー化を進め、障害学生が受講しやすい環境を整えた。

大教室のうち 1 教室は、スライディングウォールによる区画により受講生数に応じた教室サイズに変更が可能で、教室の有効活用を行っている。

例年、学生不在の夏期休暇期間中に校舎の改修、改良工事を進め、建物の機能改善、バリアフリー化に努めている（【資料 2-9-16】、【資料 2-9-17】）。なお、大学施設等の使用については、「静岡福祉大学施設等使用規程」に基づき、運営、管理を行っている（【資料 2-9-18】）。

③危機管理体制の運営・管理

学生便覧に、学生用の災害対策マニュアルを掲載し、その中で全ての建物の避難経路や避難場所を記した図を示し、周知に努めている（【資料 2-9-19】）。また、教職員用の災害対策マニュアルには、災害対策本部体制について記載し、災害時の役割分担等を明記し、災害対策を検討している（【資料 2-9-20】）。

大学の防火防災管理については、防火防災管理機関として、防火防災対策委員会を設置し、組織的防火防災に努めている（【資料 2-9-21】、【資料 2-9-22】）。

なお、災害発生時に備えて、飲料水や食料、その他用品を備蓄し、さらに「防災備蓄品マニュアル」を作成して誰でも閲覧できるように、事務部に備えてある（【資料 2-9-23】）。

④学生の満足度調査

本学では、毎年度、学生生活調査を行っており、その中の「大学生生活の満足度」に施設に関する項目があり、「平成 26（2014）年度学生生活調査

報告書」によれば、「教室、体育館などの授業関連の施設」については満足が 37.9%、不満足が 15.5%、「トイレ、学生ホール、部室などの福利厚生」については満足が 49.8%、不満足 13.8%となっている。毎年、この結果も踏まえて、施設の改善を検討し、平成 26（2014）年度は体育館にバスケットゴールを追加設置した。（【資料 2-9-24】【資料 2-9-25】）。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

履修人数別の開講科目数は、【表 2-9-1】のように、履修者数 20 人以下が 45.5%とほぼ半数に達し、40 人以下では 72.1%と 7 割強を占めている。

【表 2-9-1】平成 26（2014）年度 履修人数別開講科目数

履修人数	科目数	割合
101 人以上	18	3.6%
81 人～100 人	30	6.1%
61 人～ 80 人	33	6.7%
41 人～ 60 人	57	11.6%
21 人～ 40 人	131	26.5%
1 人～ 20 人	225	45.5%
合 計	494	100.0%

社会福祉士・精神保健福祉士養成に関連する演習・実習科目は 20 名以内で実施する要件があり、学科ごとに 20 名以内のクラスを設けている。その他の専門分野の演習・実習系科目においても 40 人以下の小規模クラスを原則とし、学生一人ひとりのフォローアップが可能な体制を採用し、教育効果を高めている。また、基礎科目においても、1 年次必修科目であるキャリア支援 I は多くても 40 名程度の少人数クラスとし、学生一人ひとりの顔が見える体制を取り、3、4 年次に配置した教養講読及び教養研究においても、卒業研究に準じる科目として双方向の教育ができる体制を整え、学生が安心して勉学に励める環境を提供している（【資料 2-9-26】、【資料 2-9-27】、【資料 2-9-28】）。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT 化の流れの中でネットワーク環境を整え、学生が情報を活用できる機会を提供する等、教育研究活動を推進すべき施設・設備を整えている。この設備を継続的に有効に活用するには、人材を含めた、さらなるネットワーク環境の充実が課題である。そこで、企画情報センターで協力業者と協議を実施し、平成 28（2016）年度からはバージョンアップした仕組みを運用する予定である。

防災訓練については、平成 26（2014）年度には実施されなかったため、平成 27（2015）年度は同年 10 月 28 日に実施する予定である。

[基準2の自己評価]

学生の受入れについては、本学の使命に基づいたアドミッションポリシーをホームページや大学案内等に掲載するとともにオープンキャンパス等の学内外のイベントを通して周知し、この方針にしたがってAO入試、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試に加え編入等の特別選抜を実施し、福祉分野あるいは幼児教育に強い関心を持つ多様な学生を受け入れている。平成26(2014)年度、平成27(2015)年度の大学全体の収容定員充足率は0.90以上と適切に維持しているといえるが、平成27(2015)年度については全学科の入学定員が充足していないという課題を抱えており、子ども学部増設による影響に鑑みた現状の把握に努め、大学全体の発展を見据えた広報活動の工夫、地域社会へのアピール等、効果的な方策を講じて本学の方針に適した入学者の受入れを図っている。

教育課程及び教授方法については、アドミッションポリシーに基づく各学部学科の学位授与方針(ディプロマポリシー)や教育課程の内容・方法の方針(カリキュラムポリシー)を策定し、大学案内やホームページで周知を図りながら、これらの方針に則って、各学部学科の専門的学問体系を基盤に、学修領域や履修の体系性・順序性を考慮してカリキュラムを編成している。このカリキュラムの下で、教育が学生の主体的な学習に発展するための教育効果を高める教授方法を推進する体制作りが検討され、実施に向けた取り組みも行われている。

学習及び授業の支援については、年度当初のオリエンテーションにおいて、各学年に対応した履修の相談や指導を教職員協働で行い、個々の学生に適した履修登録が行われるように支援している。学生支援総合センターやオフィスアワー制度、学科によってはアドバイザーの仕組みを取り入れており、これらは教員と学生とのコミュニケーションの場を提供し、学習支援の一端を担っている。障害のある学生については障害学生支援室が学習や授業に支障のないように支援を行っている。また、学期ごとにFD活動の一環として学生による授業評価アンケートを実施し、授業の改善を図っている。平成25(2013)年度から導入した学務システム「アクティブ・アカデミー」は、現在、学習や授業に関する手続きや情報提供等を行っているが、経過を踏まえながら学習や授業の支援につながる今後の運用を検討している。また、基礎学力及び専門知識の強化を目指す学習支援について、少人数教育等の検討を行っている。

単位認定及び卒業認定については、ディプロマポリシーに基づき、学則に明確な基準を明記し、年度当初のオリエンテーションや学科ガイダンス等で学生に周知徹底している。卒業認定については、規程に則って厳正に審議し、判定している。

キャリアガイダンスについては、1年次から3年次まで必修科目としてキャリア支援Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修し、基礎から応用へとキャリア形成を進める教育体制を整備し、キャリア支援課を中心に4年次の就職活動に向けた指導を行い、成果を上げている。資格取得については、国家資格試験対策センター、国家試験対策委員会を設置している。受験対象学生に対して、外部業者委託による受講料無料の社会福祉士国家試験対策講座の開講、模擬試験の実施等、国家試験合格に向けた支援を行っている。その他の資格についてもそれぞれ委員会を設置し、それぞれの特色に応じて資格取得への支援を行っている。就職に導くインターンシップに関しても、正規の教育課程として位置づけた実習教育に

とどまらず、大学教育の充実につながる試みを積極的に取り入れている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、本学は実践的な教育課程を重視しており、実習教育における教育目的の達成状況の点検・評価については、定期的で開催される各実習に関連する委員会で検討され、教育内容や教育方法の改善へとつなげている。すなわち、各委員会がフィードバック機能を果たしている。また、各学期に実施している授業評価アンケートも、教員が自らの担当教科を点検・評価し、教育内容や教育方法の改善へとつなげるフィードバック機能を有している。

学生サービスについては、学生支援総合センター及び学生厚生委員会が中心となって組織的な支援が実践され、それらに属する障害学生支援室や保健室、学生相談室が個別の対応を行い、学生の抱える多様な課題の整理や解決を図っている。毎年実施される学生生活調査から学生生活全般に対する学生の意見や要望をおおむね把握でき、それらの分析結果を関連する部署にフィードバックすることにより検討が行われ、改善に向けた流れが構築されている。

教員の配置・職能開発については、職位構成や年齢構成のバランスの取れた教員組織の下、非常勤講師と連携して適任な科目担当者を配置している。専任教員数については、引き続き段階的な整備が求められる。

教員の採用及び昇任については、規則に則って実施し、適正な教員組織及び教員の配置の維持に努めている。研究面では、科学研究費獲得への支援や特別研究費設定による研究費配分の工夫により教員の研究活動の活性化を図り、教育面では、FD 委員会を設置して FD 活動を実施し、教育活動の改善に努めている。

教育環境の整備については、大学設置基準を上回る校地や校舎等を有し、ICT 化の流れの中で学生に情報活用の機会を提供するネットワーク環境や各学部学科の特徴を活かした施設や設備、障害学生の快適な学生生活を保障する校内の自動ドアやスロープによるバリアフリー化等、本学の教育目的に適した教育研究活動を推進する環境を整えている。さらにこの環境を継続的に有効に活用するために適切な運用・管理を行っている。平成 26（2014）年度の防災訓練の未実施については、その原因を究明し、組織的に災害に関する危機管理の強化を図ることが急務である。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人静岡精華学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と定め、誠実に学校運営に当たることを表明している（【資料 3-1-1】）。

また、学校法人が設置する学校は、関係法令・諸規程等に基づく学校経営が組織的に行われ、各学校が社会的な役割を果たすとともに、社会的に信頼される学校法人としての確立を目指している（【資料 3-1-2】、【資料 3-1-3】）。

なお、理事会、評議員会は、定期的開催され、監事による監査を確実に実行している（【資料 3-1-4】）。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

理事会、評議員会、理事のうち常勤の者をもって組織している「学校法人運営委員会」、大学の運営に関わる基本方針等を審議する「教学運営協議会」等を適切に運営し、大学の使命・目的の実現に向けた努力を行っている。

学校法人が設置する各学校が、その設立における使命・目的を実現していくために、「静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～平成 27 年度〕」を平成 22（2010）年度に作成した。この計画は、学校法人における運営上の基本方針及び学校法人全体の取組みを示すとともに、各学校における教育方針、教育計画及び経営計画を盛り込み、使命・目的の実現への継続的努力を行っている（【資料 3-1-5】）。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

大学の設置及び運営は、学校教育法及び私立学校法に基づき寄附行為、学則及び諸規程を整備し実施している。また、各種報告、届け出等も適切に行っている。平成 26（2014）年度は、子ども学部設置のため関係所轄庁への各種申請手続きを行い認可された（【資料 3-1-6】）。また、子ども学部設置に伴う関係諸規程等の改正を行った（【資料 3-1-7】）。さらに、平成 27（2015）年 4 月 1 日からの学校教育法改正に伴う対応として内部規則等の総点検・見直しを行い、関係諸規程の改正について理事会での審議を経て、平成 27

(2015)年6月1日から施行することとした。

学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の情報の公表については、大学ホームページ上において適切に実施している（【資料3-1-8】）。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

環境への配慮については、夏季の省エネルギー対策として、職員には軽装（クールビズ）を励行し、学内の冷房設定温度を28℃としている。6月と9月には冷暖房機器の一斉点検・整備を実施する等、施設設備の適正な管理に配慮することにより、エネルギー消費の削減に努めている（【資料3-1-9】）。

人権への配慮については、「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を設置し、ハラスメントの防止、被害の救済及び環境改善等の活動を行っている。特にセクシャル・ハラスメントは、発生時の迅速な対応はもとより、意識啓発のための広報活動が重要であるため、毎年度全学生に配布する学生便覧に「倫理・コンプライアンス規程」、「静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則」を掲載している（【資料3-1-10】、【資料3-1-11】、【資料3-1-12】）。

安全への配慮については、「学校法人静岡精華学園危機管理規則」に基づき、理事長を総括責任者とし、学長を危機管理責任者とした静岡福祉大学危機管理委員会を設置している（【資料3-1-13】）。

日常の安全管理については、昼間は警備員による学内巡回警備を実施し、夜間は機械警備と定期巡回パトロールを外部業者に委託し、学内・学生の安全を確保している。

なお、平成21（2009）年度大学機関別認証評価の評価報告書において、「危機管理体制のガイドライン及びマニュアルの策定が望まれる」とされたことを受け、本学の危機管理委員会により、平成22（2010）年度に「危機管理基本マニュアル」を策定した。

このマニュアルでは、災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因する人命、財産等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合への対応を定めている（【資料3-1-14】）。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則に基づく大学の教育情報及び私立学校法に基づく財務情報は、ホームページで公開している。公開の内容は、大学については、教育研究活動等の情報、大学設置に係る設置計画履行状況報告書、自己点検・評価報告書等、学校法人については、監事監査報告書、事業報告書、計算書類等である（【資料3-1-15】、【資料3-1-16】）。また、財務諸表等の閲覧については、「学校法人静岡精華学園財産目録等閲覧取扱要領」を定め、積極的にその公開に努めている（【資料3-1-17】）。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本法人の建学の精神は「時代に即応する新しい人材の育成」である。この目的達成のためには社会情勢の変化を常に意識しながら社会的ニーズも踏まえて教育活動を行っていかなければならない。よって、本法人全体で「静岡精華学園みらい創造計画〔平成23年度～27年度〕」の検証を行うとともに、新しい学園総合計画「静岡精華学園みらい躍進計画〔平成28年度～32年度〕」を作成する。また、引き続き学長のリーダーシップの

下、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置及び運営に関連する法令を遵守するとともに、大学内諸規程の点検・見直しを常に行っていく。なお、環境保全については、大学事務部総務課が中心となって施設設備の継続的な改修整備を行うとともに、安全対策については、防犯カメラの設置や守衛の配置等の検討を行う。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2の自己判定理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人静岡精華学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年3回（5月、12月、3月）開催される。理事の定数は9人～11人であり、選任区分は第1号理事が各所属長で定数は3人又は4人、第2号理事が評議員理事で定数は3人、第3号理事が学識経験者で定数は3人又は4人となっている。理事の現員は9人であり、第1号理事が3人、第2号理事が3人、第3号理事が3人となっており、私立学校法及び寄附行為で定める基準を満たしている（【資料3-2-1】）。

理事会へ提出する議題については、全て学校法人運営委員会において事前の協議を行い、理事会における意思決定が迅速でよりの確に行えるよう進めている。学校法人運営委員会には理事長、常務理事、学長、校長、園長が出席し、理事会審議事項のみではなく、必要に応じ学園全般の諸課題に対し協議を行っている（【資料3-2-2】）。

理事会における外部理事数は4名である。外部理事に対しては、重要事項について、事前に説明を行い、学園の運営状況を理解しやすいよう配慮している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

高等教育機関に対する社会的要請の高まりや経営環境の変化に対応するため、理事会においては、迅速かつ的確な経営判断及び戦略的な意思決定が求められる。そのためには、学校法人運営委員会における協議や報告に基づく現状認識が、理事会における意思決定を円滑にする役割を担っていることを重視し、今後とも戦略的意思決定が遅延を来さないよう継続的に透明性を図っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の意思決定は、静岡福祉大学学則に基づき、学長の下に教学運営協議会と学部の教授会を設置し、その審議を経て学長が行っている（【資料 3-3-1】）。

また、教学運営協議会及び教授会の審議の円滑化を目的として、各種委員会や専門分野を審議するための専門部会を設けている。

なお、学長を補佐し、特定の課題に迅速に対処できるよう、平成 26（2014）年 4 月、副学長を選任し、サポート体制の強化を図った。

以下に各組織について説明する。

1) 教学運営協議会

「静岡福祉大学教学運営協議会規程」に基づき、学長を委員長として、副学長、学部長、学科長、事務部長及び学長が指名する者が構成員となり、大学の運営に関わる基本方針等を審議する機関として設置されている。

会議は、教授会開催週を除く毎週水曜日に開催され、会議の招集及び会議における議長は、委員長である学長が行う（【資料 3-3-2】）。

2) 教授会

「静岡福祉大学教授会規程」に基づき、学長、学部長、学科長、専任の教授、准教授、講師、助教及び事務部長並びに学長が必要であると認めた者（事務部各課長等）が構成員となり、本学の研究、教育、教務等及び学長の諮問に関する事項について審議する機関として設置されている。

会議は、毎月第 2 水曜日に開催し、会議の招集及び会議における議長は、学部長が行う（【資料 3-3-3】）。

3) 各種委員会・専門部会

「静岡福祉大学委員会等設置規程」又は個別に定める規程（静岡福祉大学規程集（目次））に基づき、大学運営に関する各種審議を行う機関として、「平成 27 年度静岡福祉大学委員会等名簿」に示す委員会・専門部会を設置している（【資料 3-3-4】、【資料 3-3-5】、【資料 3-3-6】）。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、大学の校務を総理し、大学を代表するとともに、学校法人の理事及び運営委員として、理事会及び学校法人運営委員会の意思決定に参画していることから、学校法人の運営方針を的確に把握し、大学に反映することができる立場にいる。

また、学長は、大学運営に関する重要事項を審議する教学運営協議会の委員長として会議を招集し、会議の議長として重要事項の審議・決定に加わる。審議の円滑な進行をはじめとして、大学の意思決定に際し、そのリーダーシップを発揮している（【資料 3-3-7】）。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学運営協議会は、大学運営に関する重要事項を審議する機関であるが、学校教育法の改正により、教授会が教育研究に関する審議機関と明確に位置づけられたことに伴い、教学運営協議会の審議事項を明確にする必要が生じた。

また、平成 21 (2009)年度大学機関別認証評価の評価報告書において、「教授会について、教学運営協議会との関係が不明確である点については早急に対応することが望まれる」と指摘されている。学校教育法の改正により、教授会は教育研究に関する審議機関と明確に位置づけられたので、教学運営協議会との役割分担を明確にするとともに、報告のみに終始しがちであった教授会を活性化させ、教育研究に関する審議機関としての機能を十分に果たす必要もある。

これらの課題を解決するため、平成 27 (2015) 年度中には学校教育法改正の趣旨に則して、教学運営協議会規程及び教授会規程を改正し、学長のリーダーシップの下、ガバナンス改革を目指す。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

学校法人の最高意思決定機関である理事会に提出する議題は、基本的に全て学校法人運営委員会で協議される。学校法人運営委員会の構成メンバーは、理事長、常務理事、学長、校長、園長となっており、法人本部職員、大学事務部長及び中学校・高等学校事務長もオブザーバーとして出席している。大学においては、教学運営協議会を設置し、大学の管理運営に関する重要事項を審議するとともに、その内容を教授会に報告している（【資料 3-4-1】）。また、教学運営協議会で審議した重要事項については、理事長の承認を得るものとしている（【資料 3-4-2】）。よって、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定は、円滑に行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

監事は、寄附行為に基づき 3 名が選任されている。3 名とも非常勤であるが、理事会及び評議員会に出席し意見を述べるとともに、必要の都度、理事長及び常務理事から学校法人の運営状況について説明を受けている。また、監事は毎年、大学の視察（授業及び施設見学等）を行っている。さらに、公認会計士監査に立会い、年間の監査状況等の報告を受けるとともに情報交換を行っている（【資料 3-4-3】）。

評議員会は、理事長の諮問機関として予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄附行為の変更、合併、目的たる事業の成功の不能による解散、寄附金品の募集に関する事項、その他この

法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。評議員の定数は19人～23人で、現員は21人となっており、選任区分ごとに定数を満たしている（【資料 3-4-4】、【資料 3-4-5】）。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は、理事会、評議員会及び学校法人運営委員会における意見等を重視しつつ、学校法人の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。年度当初に大学全教職員を対象として実施される教職員全体会においては、学校法人運営の基本的な方針、当年度の事業計画等、学園の進むべき方向について理事長が説明している。また、学長からは、静岡福祉大学の進路、使命、課題及び年度の重点目標等について配布資料を基に説明している（【資料 3-4-6】）。

法人業務に関する連絡協議、法人本部と学校及び学校相互間における業務の調整連絡については、法人本部事務局長、大学事務部長、高校事務長等で組織する静岡精華学園業務連絡協議会において調整連絡を図っている（【資料 3-4-7】）。

また、教職員からの提案を学園の運営に生かす仕組みとして、教職員からの改革・改善提案制度「一人1改革運動」を実施し、教育活動を推進していく上での様々な改革・改善に取り組んでいる（【資料 3-4-8】）。そのほか、学長が指名する若手教職員で構成する諮問チームを組織して、大学運営における現状の分析と課題解決に向けての議論を行い、長期的な視点に基づく将来計画について検討している（【資料 3-4-9】）。

学長は、教学運営協議会の議長を務め、大学における学長のリーダーシップが発揮しやすい組織体制となっている。教学運営協議会及び教授会の下には各種委員会や専門部会が設置されており、教学運営協議会及び教授会の審議を適切に行うため、事前に各種委員会・専門部会において事案の検討と整理を行っている（【資料 3-4-1】、【資料 3-4-10】、【資料 3-4-11】）。

また、本学事務部の改善等に関わることは、毎日実施される各課内のミーティング、毎週1回開催される部課長による部課長会で、情報提供や改善提案がなされるようにしている。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

学校法人の運営をより円滑に進めるために、平成27（2015）年度も引き続き教職員からの改革・改善提案制度「一人1改革運動」による提案を実現化する予定である。また、学長が指名する若手教職員で構成する諮問チーム内の協議を通じた諸提案について、平成27（2015）年度、教学運営協議会並びに教授会において報告し、全ての課題を教職員が共有する。

3-5 業務執行体制の機能性

＜3-5の視点＞

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の業務体制及び執行体制については、「静岡福祉大学職員組織規程」により、学長、副学長、学部長、学科長、教育職員及び事務職員等の職種とそれぞれの職務内容を定めている（【資料 3-5-1】）。

さらに、事務組織については、「静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定め、課長の指揮の下、業務を進めている（【資料 3-5-2】）。

事務部内での意思疎通、連携体制として、毎月初めに事務部の全職員が出席しての事務部会議及び毎週 1 回、部長、課長等が出席しての部課長会を開催し、各課、センターによる業務報告や業務遂行への意見交換も行き、業務点検の場として運営されている（【資料 3-5-3】）。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

「基準 3.3-2-①」で述べたとおり、理事会は、学校法人の業務に関する最高意思決定機関であり、学校法人運営委員会には、学長がその構成員となり、業務の遂行を適切に管理している。

大学は、学長を頂点とした教員組織、事務組織及び各種委員会等の機関が、「静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～27 年度〕」（【資料 3-5-4】）の実現に向けた各種施策を企画・立案し、教学運営協議会で大学運営に関わる基本的方針等を審議し、その他の事項とともに、学長が最終決定し執行される。

これらの過程は、規程等により権限の範囲、決定までの手続きが明確化されている（【資料 3-5-5】）。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

「静岡福祉大学職員就業規則」第 20 条において、「職員は、その職務遂行のため自発的研修に励み、創意工夫と研究的態度を信条として資質の向上に努めなくてはならない」と規定している（【資料 3-5-6】）。

これを受けて、本学では、外部研修機関が実施する研修会やセミナーへの参加を勧奨するとともに、学校法人が主催する事務職員研修会に積極的に参加している（【資料 3-5-7】、【資料 3-5-8】）。

教職員からの改革・改善提案制度である「一人 1 改革運動」において、平成 26 (2014) 年度に①改革成果の部 13 件、②改革成果の部（所属長推薦）1 件、③一般提案の部 18 件、④課題提案の部 7 件の合計 39 件が提案される等、多数の改善案が提案されたことは、セミナー等への参加を推奨した成果の表れといえる（【資料 3-5-9】）。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

少子化が進行する状況で、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成

を通じて福祉社会を実現する」ためには、教育の質と学生サービスの向上を図ることが重要である。

しかし、教職員は、日々の業務に追われる中で、各自が自発的に研修に充てられる時間が取りづらい状況にある。

そのために、効率・効果的な研修計画の策定、研修の受講により、本学教職員の資質・能力の向上を図るとともに、その能力が発揮できる職員配置に努めていく。

また、新たな総合計画の目標を実現するため、適正な業務執行が行われるよう、管理体制を構築していく。

具体的には、平成 27（2015）年度に FD 委員会において平成 28（2016）年度の研修計画を策定するとともに、同年度、新たな総合計画策定に着手する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本法人の中期 5 年計画「静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～27 年度〕」に基づき、年次計画を策定している（【資料 3-6-1】、【資料 3-6-2】）。年次計画は、各所属部門からの事業活動計画及び予算要求を基に、法人本部事務局が学内を統括し内容精査した上で計画案を取りまとめている。主要な事業計画及び予算案は、評議員会の承認、理事会の議決を経て正式決定している。

予算執行において予算額を超える場合には、各所属部門が流用調書を作成し、総経理責任者（常務理事）の承認を経て、予算の科目間流用を図って全体予算をコントロールしている（【資料 3-6-3】）。また、やむを得ない事由等により、予算とのかい離が大きい場合には、補正予算を編成し、理事会の議決を経て予算の補正を行っている（【資料 3-6-4】）。

資産運用については、「学校法人静岡精華学園資産運用規則」に基づき法人本部事務局（会計課）が行っている。同規則では、安全かつ効率的な資産運用を図ることを目的とし、運用対象及び運用方法の制限等を定めている（【資料 3-6-5】）。平成 27（2015）年 3 月 31 日の預貯金残高は、現金預金 523 百万円、退職給与引当及び施設整備引当特定資産 1,508 百万円であり、定期預金、国債及び地方債を対象に運用している（【資料 3-6-6】）。

借入金については、平成 27（2015）年 3 月 31 日現在、長期借入金 421 百万円、1 年以内返済借入金 41 百万円であり、日本私立学校振興・共済事業団、静岡県私学教育振興会及び市中金融機関から低利率で借入れている。償還に要する期間は、大学で 11 年間、中学・高等学校では平成 24（2012）年度における校舎増築により 17 年間あるが、現在まで滞りなく返済している。

平成 26 (2014) 年度末の負債比率 (他人資本+自己資本) は法人全体で 19.4%である。財務の安全面を評価する本指標は、100%以下であることが望ましいことから健全な状況といえる (【資料 3-6-7】)。また、支払余力については、過去 5 年間いずれの年度も流動資産が流動負債を上回っており、流動比率 (流動資産÷流動負債) は 142.3~210.1%と 100%以上を維持しており、支払能力を継続して有している (【資料 3-6-8】)。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 26 (2014) 年度の帰属収支差額比率は、法人全体ではマイナス 3.2%、大学部門ではプラス 2.5%である。過去 5 年間の推移は、平成 24 (2012) 年度以降、法人全体、大学部門ともプラスに転じ良好な状況であったが、平成 26 (2015) 年度は法人全体でマイナス、大学部門でも前年度比 2.6 ポイント減と悪化している。

平成 26 (2014) 年度の人件費比率は、法人全体 66.0%、大学部門 61.0%と共に高い状況である。過去 5 年間推移は、法人全体で緩やかな増加傾向にあり、大学部門では前年度比 1.0 ポイント減と好転しているものの目安となる 60%を依然超過している。

法人全体の教育研究活動収支は、過去 5 年間におけるキャッシュフローが 170~270 百万円とプラスで推移しており、概ね健全な収支バランスを維持している。しかし、平成 23 (2011) 年度以降は同収支差額比率が 3 期連続で前年を下回り、悪化傾向にあることから注意が必要である。

平成 27 (2015) 年度における大学部門の入学定員は、子ども学部の新設で 50 名増、医療福祉学科 (社会福祉学部) の定員規模の見直しで 20 名減により、全体では 230 名となり前年度比 30 名増の体制を構築している。しかし、平成 27 (2015) 年度の入学人数は、入学定員 230 名に対してマイナス 54 名の 176 名、入学定員充足率は 76.5%、前年度比マイナス 21.5 ポイントと大幅に落ち込んでいる。入学者動向の指標を見ると、推薦割合 74.4%、合格率 96.8%と前年度より高くなっており安定的な学生確保に努めた結果となったが、その一方歩留率 (合格者のうち、どの程度の学生が他大学に流出せずに本学に入学するかを見る比率) は過去 6 年間で最低の 65.7%となり、合格者が必ずしも本学に入学していない状況であった。要因として、子ども学部において文部科学省での学部認可の遅れも一因として考えられるが、既存学部 (社会福祉学部) においても、学部新定員 180 名に対して 143 名と充足率は 79.4%にとどまっている。しかし、平成 24 (2012) 年度以降入学定員をおおむね確保できていたため、平成 27 (2015) 年 5 月 1 日時点における本学全体の収容定員充足率は 89.8%と前年度並みを維持している。今後も安定した財務基盤を維持するためには、今回の反省を来期に有効に活かすことが必要である。 (【資料 3-6-8】、【資料 3-6-9】)。

外部資金の導入については、大学後援会からの寄附金収入、公開講座の受講料収入及び焼津市からの補助金収入、その他継続的な資金獲得に努めている。また、科学研究費助成事業は、過去 5 年間で延べ 10 件、22,443 千円であり、一年当たり平均 5,000 千円程度の収入源となっている (【資料 3-6-10】)。

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

子ども学部増設により定員増体制を構築できたが、その効果が表れていない。入学者減少の要因分析と対応策を早期に検討し、来期の学生募集活動に繋げることによって、

入学者数の減少に歯止めをかける必要がある。既に本学では、学長諮問組織として広報戦略チームを招集し検討を始めている。こういった取組みにより、学生生徒等納付金収入の安定確保に努めると共に、収入の範囲内に支出を抑制するための予算策定・管理を行っていく。

また、平成 27 (2015) 年度は、中期 5 か年計画の策定期間にあっており、学生募集・組織改編においては学部学科の改組や定員規模の見直しによる収入増加を、人事政策・経費削減等においては人件費の見直しや経費削減目標の設定等による支出抑制をと、将来を予測し複数年度で計画的に進めることによって安定した財務基盤の確立に努めていく。

具体的には、平成 27 (2015) 年度に新たな総合計画策定に着手するが、同計画のなかで達成目標を明示する。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠し、法人が定めた「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」並びに「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程」等の諸規程に基づいた会計処理を実施している。なお、会計基準の改正や新規取引等によって会計規程等が陳腐化した場合には、所定の手続きにより諸規程類を適時改正している（【資料 3-7-1】、【資料 3-7-2】、【資料 3-7-3】、【資料 3-7-4】）。

監査法人による会計監査では、会計処理等について適切な指導、助言を受けている。また、監査日以外であっても、公認会計士と連絡を取り合い、その都度確認するよう努めている。平成 26 (2014) 年度は、さらに子ども学部の新設申請や学校法人会計基準の改正準備等についても指導を受けている（【資料 3-7-5】）。

平成 27 (2015) 年度からの学校法人会計基準の改正については、会計規程類を全般的に見直し、「学校法人静岡精華学園経理規程」、「学校法人静岡精華学園経理規程施行細則」、「学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程」の一部改正を実施している。会計規程類の改正手続きは、「学校法人静岡精華学園諸規程の決裁区分について」に基づき実施しており、評議員会の承認、理事会の議決を経て正式決定している。また、改正内容についても、事前に監査法人による指摘や助言を活用し、学内（法人本部）承認を経たものであり、適正な手続き処理となっている（【資料 3-7-6】、【資料 3-7-7】、【資料 3-7-8】、【資料 3-7-9】）。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人の公認会計士 2 名及び会計補助員 2 名によって、7 回（7 日間）実施している。計算書類、元帳及び関連帳票との照合のほか、会計処理における内部統制に関連する内容、子ども学部設置に伴う申請財産目録等の内容、会計基準改正に伴う会計規程類の見直し内容等についても監査又は指導を行っている。

監事監査は、非常勤監事 3 名によって「学校法人静岡精華学園監事監査規程」に基づき年間 2 回実施している。監事は財産状況及び業務状況について監査を行い、公認会計士と情報交換の場を設けて連携を図ると共に、学内の施設及び授業を視察し、理事者との意見交換も行っている（【資料 3-7-10】、【資料 3-7-11】）。また、理事会は、5 回開催（平成 26（2014）年 5 月 22 日～平成 27（2015）年 3 月 6 日）されているが、監事 3 名のうち 2 名以上が 4 回出席しており、積極的に関与している状況である（【資料 3-7-12】、【資料 3-7-13】）。

平成 27（2015）年 4 月 28 日に実施された業務状況の監査では、監査法人の公認会計士は、理事者及び監事に対して、文部科学省通知「学校法人における寄付金等及び教材費等の取扱いの適正確保について」について、通知に至った背景や具体的内容等を説明し、学校法人会計基準の趣旨に則った処理が適正に確保されるようタイムリーに情報提供している（【資料 3-7-14】）。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理及び監査については、現行の体制を維持し厳正に実施していく。学校法人会計基準の改正については、事前に監査法人と連携し会計に関する規程類の改正を進めてきたが、改正初年度にあたる平成 27（2015）年度において基準改正の趣旨に則った会計処理が適正に行われていることを自らチェックし、会計監査等を通じて確保に努めていく。また、大学に対しては、関係者（事務部長、事務次長、総務課長）に本学の財務状況や会計監査・監事監査における指導事項等を十分に説明し共通理解に努めていく。

【基準 3 の自己評価】

大学は、平成 16（2004）年の開学以来、理事長、学長の強いリーダーシップの下、学校教育法等関係法令、法人寄附行為、大学学則等を遵守した経営管理を行っている。学校法人の意思決定体制については、理事会を最高意思決定機関として、学園全体の諸課題を検討する学校法人運営委員会と併せて、法人及び大学等に関する各種事項が審議され、本学の使命・目的達成のための戦略的な意思決定が行われている。

法人と大学間は、理事長と学長が緊密な連携を取っており、堅実かつ積極的に施策を展開している。

財務については、おおむね健全な収支バランスを維持しているものの、平成 27（2015）年度の入学定員充足率は 76.5%と低下しているので、適切な入学者増加策を立てて、入学者の増加、安定した財務基盤の確立に努める。

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、諸規程に則した会計処理を実施している。

大学では、建学の精神「時代に即応する新しい人材の育成」、教育理念「福祉力を鍛え

静岡福祉大学

る」を具現化するための5か年計画である「静岡精華学園みらい創造計画〔平成23年度～27年度〕」を策定し、教育環境の整備、教育の質の向上を図り、実習や実践的活動を通じて実践力のある福祉・教育専門職を養成してきた。

以上により、基準3を満たしていると評価している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学では、学則第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする」と定めている。

文中にある「前条の目的」とは、学則第 1 条「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、福祉に関わる高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会の要請に応え得る有為な人材を養成すること」を指し、「社会的使命」とは、本学の使命である「実践力のある福祉・教育専門職の養成を通じて福祉社会を実現する」であることは言うまでもない（【資料 4-1-1】、【資料 4-1-2】）。

また、学則第 2 条第 3 項「自己点検・評価委員会に関する規程は別に定める」に基づき、「静岡福祉大学自己評価実施規程（以下「自己評価実施規程」という。）」を定めている。本学の自己点検・評価は、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という。）の評価基準に準じた点検及び評価項目を設定し、実施している（【資料 4-1-3】）。

実際に、平成 26（2014）年度の自己点検・評価活動では、「基準 1：使命・目的」「基準 2：学修と教授」「基準 3：経営・管理と財務」「基準 4：自己点検・評価」の 4 基準を設定し、さらに自主的・自律的に「大学が使命・目的に基づいて独自の設定した基準による自己評価」を設定し、「基準 A：地域社会に対する貢献活動」とした（【資料 4-1-4】）。

したがって、本学では、使命・目的に則して学則や規程にて自己点検・評価に関する事項を明確に定め、自主的・自律的な活動を実施しているものと判断できる。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

学則第 2 条第 2 項に「自己評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く」と定めている。本学では、この学則に基づき自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会の組織については、自己評価実施規程に基づき、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、事務部長のほか、学長が指名した者をもって構成されている（【資料 4-1-5】）。

平成 26（2014）年度の委員会構成員数は、教職員 23 名（学校法人職員 2 名を含む）であり、本学の委員会組織の中では最大規模であった（【資料 4-1-6】）。また、当該年度から自己点検・評価体制を見直し、構成員が円滑かつ効率的に自己点検・評価業務を進めるために、【表 4-1-1】のとおり「編集委員」と「基準ごとの担当グループ（以下「担当グループ」という。）」を編成することとした。

まず、学長（委員長）、学部長（副委員長）、各学科長、事務部長、担当職員で構成した編集委員の活動内容は、①当該年度の方針に関する検討、②各担当グループから提出された報告書の内容確認、③全体の校正等であり、自己点検・評価委員会の中心的な役割を果たしている。

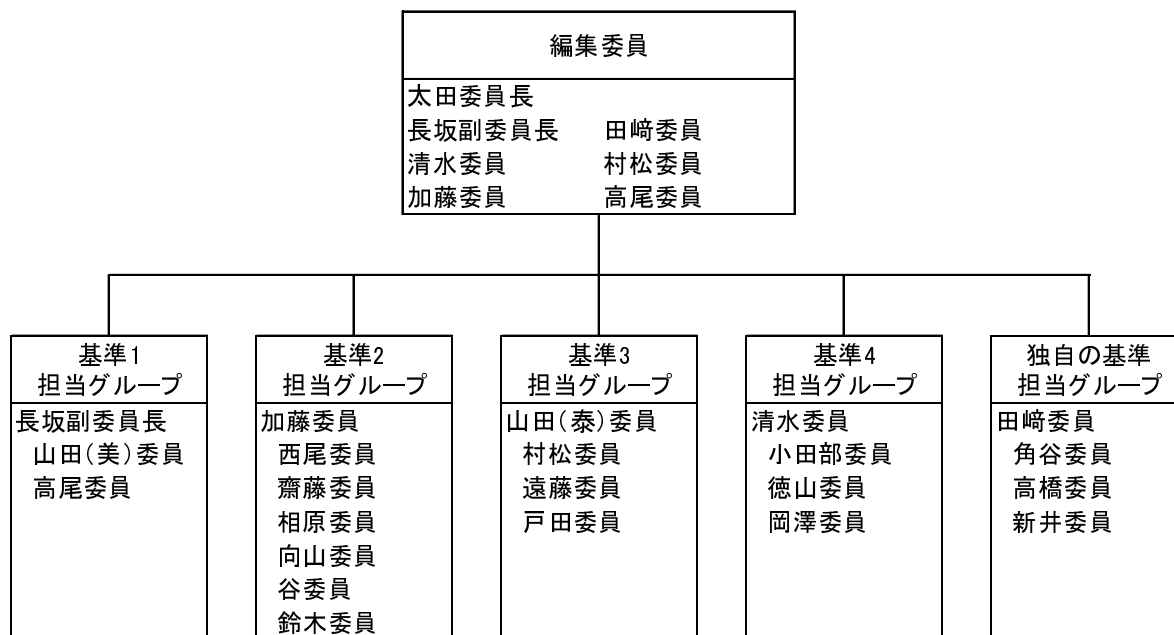
次に、担当グループについては、当該担当グループの委員間で執筆を分担するとともに、編集委員の方針に基づく各担当グループの方針について検討を行った。また、編集委員と担当グループの意思疎通を十分なものとするために、担当グループの責任者は、編集委員から選抜することとした。

したがって、仮に担当グループから疑義が生じた場合は、当該担当グループの責任者を通じて学長（委員長）に報告がある。その報告内容について、学長（委員長）が必要と認める場合は、編集委員で構成される小委員会「編集委員会」を招集して内容を検討し、その結果を担当グループにフィードバックすることで円滑かつ効率的な業務を実施することができる仕組みとなっている。

平成 26（2014）年度においては、編集委員会 18 回、通常の委員会 4 回、合計 22 回の委員会を開催して自己点検評価書の完成に至っている（【資料 4-1-7】）。

以上のことから、本学の自己点検・評価に対する体制は適切に整備されているといえる。

【表 4-1-1】平成 26 年度のワーキンググループ（WG）



4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、平成 25（2013）年度より、毎年度自己点検・評価業務を実施している。平成 25（2013）年度の自己点検・評価業務は、平成 21（2009）年度に受審した認証評価時の改善・向上方策（将来計画）の内容が適切に改善されているかについての点検業務を実施した。ただし、この業務については自己評価実施規程に基づいたものではなく、平成 26（2014）年度から自己評価実施規程に基づいて実施するための準備段階として

実施した色合いが濃いものであった。

そして、平成 26 (2014) 年度は前述のとおり、実施体制の見直しを行い評価機構の基準と同様の内容で自己点検・評価活動を実施し、「平成 26 年度自己点検評価書」を完成させた。

一方、本学では毎年、①学生生活調査報告書の作成、②授業評価アンケートの 2 点を自己点検・評価活動と位置付け、それぞれの目的に沿った課題を掘り下げて、その結果を冊子の作成や外部への公表をすることにより常に改善を図っている(【資料 4-1-8】、【資料 4-1-9】)。

まず、「学生生活調査報告書」とは、毎年 12 月に 1 年生から 3 年生までは全員を対象に、4 年生については授業科目「キャリア支援Ⅳ」の受講者を対象にマークシート方式(一部、記述式あり)で調査を行い、報告書として内外に公表しているものである。

調査内容については、学業、進路・キャリア支援、学生生活、大学に関する 4 つの領域から構成されており、様々な角度から学生の意見を収集している。これらの回答は、外部業者に集計を依頼し、集計完了後、担当教職員による分析コメントや学生の要望に対するコメントを加えた上で冊子を作成し、学生及び教職員に配布している。

因みに、平成 26 (2014) 年度調査による学生からの要望としては、本学と最寄駅までのバスに関するもの等が挙がっているため、それに応えるべく平成 27 (2015) 年度に検討をすることとなっている。

次に、授業評価アンケートだが、学生に自由な意見を記入してもらうことをねらいとして、無記名でアンケートに回答させている。教員たちは、アンケートの集計結果を踏まえ、今後の授業改善策を提出することが義務づけられている。このことにより、教員たちは自らを省みることができ、年々授業改善を図ることが可能となっている。

以上のとおり、本学では周期的に点検・評価を実施しているといえる。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、自己点検・評価に関する規程及び組織は整備されているが、実施体制を見直したことに伴う自己評価実施規程の改正が行われていない。したがって、平成 27 (2015) 年度までに改正を実施する予定である。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

本学では、平成 26 (2014) 年度から評価機構と同様の基準で自己点検・評価を実施

している。したがって、本学の基本的な方針は、評価機構の方針が基盤となっている。

そこで、教職員に対しエビデンスを重視した自己点検・評価を行うよう周知徹底している。具体的には、自己点検・評価委員会において、各委員に対し自己点検評価書の執筆に関する注意事項を記載した資料を配布して説明を行っており、その配布資料にエビデンスに基づき客観的に評価することを明記している（【資料 4-2-1】）。

また、委員が執筆した自己点検評価書の内容については、編集委員に加え直接実務を担当している教職員にも内容確認を依頼し、執筆内容がエビデンスのデータに基づいた適切なものかチェックを行っている（【資料 4-2-2】）。

さらに、自己点検・評価委員を対象に外部講師を招いた研修会を開催した。その研修会においても、エビデンスの重要性についての説明がなされている（【資料 4-2-3】）。

次に、本学において自己点検・評価業務と位置づけている学生生活調査報告書及び授業評価アンケートに関しては、アンケート回収後のデータ分析を外部業者に委託し数値化していることにより透明性を担保している。加えて、学生がアンケートを自由に記入しやすいように無記名で回答させていることは、より精度の高いエビデンスにするための配慮である（【資料 4-2-4】、【資料 4-2-5】、【資料 4-2-6】）。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

平成 26（2014）年度より、事務部に独立した部署「企画情報室」を設置し、担当職員を 1 名配置した。主な業務としては、自己点検・評価に関するデータ等の収集・管理・分析である。企画情報室を設置したことにより、学内のさまざまな情報や記録等を集めた上で分析できるようになったため、PDCA サイクルに好循環をもたらした。

平成 27（2015）年度、委員会等の組織を再編成（15 委員会等の削減と 4 委員会等の新設）したのだが、その検討資料を作成したのは企画情報室である。委員会等の開催数に関する調査、規程等の内容確認、教員の授業数と委員会等の所属数に関する調査等を行った上、学長、副学長、学部長、各学科長に委員会組織案を提案し再編成へと至っている。これらの動きは、PDCA サイクルの好循環の一例といえる（【資料 4-2-7】）。

また、平成 27（2015）年度には、学修時間や教育の成果等に関する情報の収集及び分析を実施すること等を目的とした「企画情報センター」を設置した。これは、まさに IR 業務を行うためのセンターである。当該年度においては、各教員・各部署において保管している学生情報等を一元化することで、効果的な学生指導ができるよう検討しているところである（【資料 4-2-8】）。

以上のことから、本学では現状把握のための十分な体制を構築していると判断できる。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

平成 26（2014）年度自己点検評価書の結果については、自己点検・評価委員会、教学運営協議会で審議・承認後、教授会において冊子として配布した。なお、職員については、教授会に出席している所属部署の課長が課員に供覧することで周知を図っている（【資料 4-2-9】、【資料 4-2-10】、【資料 4-2-11】）。また、社会に対しては、学内共有後、本学の HP に掲載することで公表している（【資料 4-2-12】）。

次に、本学が自己点検・評価と位置づけている「学生生活調査報告書」については、冊子として作成し学生及び教職員に配布している。加えて、学生の保護者に対しても、入学式後に実施される保護者説明会や 9 月に行われる保護者懇談会において調査結果を

報告している（【資料 4-2-13】、【資料 4-2-14】）。また、授業評価アンケートについては、集計結果を事務部学生教務課が保管しているが、教職員や学生が希望すれば閲覧することが可能となっている。

したがって、本学は、積極的に学内外への公表を実施していると判断できる。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の IR 機能を司る企画情報センターは、平成 27（2015）年度に設置したばかりの組織であるため、学生指導に必要な情報とは何か等の情報収集に関する検討は行っているものの、収集できた情報をどのような流れで分析していくのか等の検討がまだできていない。今後は、学長のリーダーシップの下、組織的に情報収集や分析ができる流れ等を検討していきたい。

具体的には、平成 27（2015）年度に学生に関わるデータを収集し、平成 28（2016）年度には同データの分析及び活用を図る。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の自己点検・評価における PDCA サイクルは、当該年度の方針の策定（Plan）、各委員による自己点検・評価の実施（Do）、基準項目ごとの課題を「改善・向上方策（将来計画）」として記載（Check）、課題の検討及び改善（Action）である。

平成 26（2014）年度においては、自己点検・評価委員会の小委員会である編集委員会により方針の検討・策定を実施し（Plan）、その方針に基づき各委員が自己点検・評価を実施した（Do）。そして、その活動で判明した課題を「改善・向上方策（将来計画）」に記載（Check）した上で、自己点検評価書の内容が学内で承認された（【資料 4-3-1】）。

自己点検評価書に記載された「改善・向上方策（将来計画）」については、そのみを一覧表にした資料を各委員に配布し、課題解決に向けて検討するよう依頼した（Action）（【資料 4-3-2】）。

実際に課題を検討した例としては、基準項目 1-1 における「改善・向上方策（将来計画）」が挙げられる。この内容は、「新学長が就任したことを契機に、従来の使命・目的及び 3 つの方針の文言を一部変更した。それに伴い、学内外に対し製作した冊子に整合性が取れていないまま掲載されていることが判明した。今後は、新学長、新副学長のリーダーシップの下、全ての製作物において内容を統一した上で周知を図ることとする。」というものである。その指摘に対し、学長・学部長・各学科長を中心に検討することとなったが、自己点検・評価委員会の小委員会である編集委員会がほぼ同様の構成員であることから、そこを検討する場とした。

その結果、毎年度製作する冊子において、①どの冊子に「建学の精神」「使命・目的」「個性・特色等」「3つの方針」を掲載するのか、②掲載する文言の内容について検討し、平成27（2015）年度より反映させている（Action）（【資料4-3-3】）。

一方、本学で自己点検・評価として位置づけている学生生活調査報告書や授業評価アンケートにおいても、アンケート項目及び実施時期に関する検討（Plan）、アンケートの実施（Do）、外部業者に委託することにより透明性を高めた集計（Check）、学生からの要望に対する検討及び改善（学生生活調査報告書）、授業改善案の提出（授業評価アンケート）（Action）という流れで進めている。

以上より、本学における自己点検・評価業務は、PDCAサイクルを確立していると判断している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

平成26（2014）年度の自己点検評価書は、平成27（2015）年2月に完成し学内外に公表した。PDCAサイクルを考えると、A（Action）については完成後に実施する活動であるため、当該年度中には全ての「改善・向上方策（将来計画）」に対し検討することが困難であった。

したがって、平成27（2015）年度の自己点検・評価活動においては、完成時期を早めて当該年度中に全ての「改善・向上方策（将来計画）」を検討できるような体制を整えていきたい。

【基準4の自己評価】

本学は、委員会としては存在していたが十分な機能を発揮していなかった自己点検・評価委員会を平成26（2014）年度の開学10年を機に、従来の反省を踏まえ本格的に委員会活動を再開し、委員会の下に設置した担当グループで検討を重ねてきた。特に担当グループの再編を行い、より慎重に自己点検・評価した結果が基準1～3である。

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価については、年度初めに学長が「本学の使命・本年度の目標」を全教職員に説明し認識の徹底を図っている。本項目においては既述のとおり自主的・自律的な活動を実施していると認められる。

自己点検・評価体制の適切性については、担当グループが平成26（2014）年度初めての編成であったため、実務上エビデンスの収集等に多大な時間と労力を要した。今回はその反省から、委員会構成の再編成を行い、同時に「企画情報室」の新設により資料収集・作成・活用等が効率的に行われるようになった。このことから、以前にも増して自己点検・評価に対する体制は適切に整備されていると認められる。

自己点検・評価の周期等の適切性については、平成26（2014）年度から自己評価実施規程に基づき実施しており、「平成26年度自己点検評価書」を作成、全教職員に配布し周知の徹底を図った。また既述のとおり、「学生生活調査報告書」も毎年実施し、その結果は学生及び全教職員に配布している。同様に学生による授業評価も毎年実施し、改善点を学生に伝えるだけでなく公表（閲覧可能）することで社会に対しても説明責任を果たしていると認められ、適切に行われていると認められる。

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価及び現状把握のための十分な調

査・データの収集と分析については、特に「企画情報室」と「企画情報センター」の新設により、情報の収集・分析に加え情報の一元化を図るものであり、より透明性の高い自己点検・評価及び現状把握に有効であり、本項目は適切に実施されていると認められる。

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表及び自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性については、「平成 26 (2014) 年度自己点検評価書」の配布及び供覧により周知を図っている。「学生生活調査報告書」についても配布に加えて、保護者へも保護者会等の機会を通して報告している。さらに学生による授業評価アンケートの結果も教員が授業の改善に活用している。以上のことから本項目は適切に実施されていると認められる。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

A-1 地域交流センターの社会貢献活動

《A-1 の視点》

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は建学の精神、教育理念、使命に基づき、地域交流センター、エクステンションセンター、心の相談センター、産官学連携推進センターの4つの機関で構成される静岡福祉大学総合研究所を設置している。それらの共通目的は、「本学の教育・研究との有機的な関係のもとに広く学術を総合した研究及び各専門領域の研究を行うこと」にあり、規程に基づき、次の4つの主要事業を実施している（【資料 A-1-1】）。

- 1) 研究、調査の企画及び遂行
- 2) 研究、調査の成果又は資料の発表及び刊行等
- 3) 研究会、講演会及び公開講座等の開催
- 4) 研究資料等の収集、整理及び保管
- 5) その他研究所の目的達成に必要な事項

以下、「キャンパスは地域」を掲げる本学の大きな特色ともいえる地域交流センターに関し、その機能と役割を説明する。

A-1-① 地域交流センターの設置目的と位置づけ

地域交流センターは、平成 16（2004）年 9 月 1 日に、次の活動目的のために設置され、学生のボランティア活動を通じて実践教育を展開し、地域社会の発展に貢献している（【資料 A-1-2】）。

- 1) 本学の学生に対し、各学科の教育目標に則したボランティア等の実践活動を支援する。
- 2) 地域からの要請に対し、本学の福祉に関する専門的な知識・技術をもって、広く地域社会に貢献する。

A-1-② 福祉大学の専門性をいかした地域社会への貢献

『地域福祉の真ん中に』を目標に、地域交流センターを配置している。地域交流センターの主な役割は、地域のボランティア情報等を学生に対して配信し、コーディネーター等を通じて、その自主的な活動を支えるというものである。学生にはコミュニティにおける実践教育の場を提供するとともに、地域社会の推進、福祉のまちづくりへの寄与を期待している。地域交流センターの中心業務は「地域活動支援」である。その他にも地域福祉に欠かせない人材を育てる「人材養成・研修」、福祉社会づくりの基礎資料となる「調査研究」、さらに地域福祉情報の発信・受信を行う「広報啓発」等、地域社会への

貢献がある（【資料 A-1-3】）。

学生はこれらの活動に参加し、地域住民との交流を通じて、地域の現状を受けとめ福祉課題を学ぶこととなる。この活動は、地域の福祉団体とのつながりを深めるものとなっている。特に大学で学んだ福祉実践の諸理論及び知識とボランティア実践との相互作用を図るよう取り組んでいる。

A-1-③ 具体的な地域貢献活動の実施

地域交流センターの主な活動は次のとおりである。

1) 地域活動支援

① ボランティア活動

地域交流センターでは、年間を通じて地域の団体、施設、企業及び行政等からのボランティア要請と学生のボランティア参加希望者との懸け橋となるべくコーディネートを行っている。それと同時に、学生がボランティア活動の主体者として参加するための支援を行っている。これらの活動を通して、地域住民の方々と学生を「つなぐ」交流及び活動の拠点となっている。

過去 3 年間のボランティア活動実績は【資料 A-1-4】のとおりであり、毎年度、述べ 1,500 名以上がボランティア活動に参加している。

② わんぱく寺子屋

わんぱく寺子屋とは、焼津市放課後子ども教室推進事業と連携した事業である（【資料 A-1-5】）。この事業は、地域の子どもたちに、勉強やスポーツ、文化活動等の体験の「場」を設けることにより、安全で安心な居場所づくり並びに心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としている。本学を含めた焼津市内のいくつかの施設で行われている。学生スタッフ（学生スタッフの詳細は、後述する）は、地域福祉実践活動の場として、地元企業や団体との連携を強化し地域住民や企業・団体と学生との協働により地域貢献を図っている。

また、同事業は、保育系授業の内容と合わせた実践教育的側面もあることから、社会福祉学部福祉心理学科保育心理コースに在籍している学生スタッフが中心となっている。

平成 26（2014）年度は、本学を会場とする「わんぱく寺子屋」活動が 11 回行われ、子どもたち・保護者並びに学生スタッフの参加者総数は 1,658 人であった。その中でも、平成 26（2014）年 10 月 19 日に行われた焼津市社会福祉協議会主催の「焼津福祉まつり」においては、焼津市総合福祉会館において「出張わんぱく寺子屋」を開催し、345 人の参加があった（【資料 A-1-6】）。

③ 通学合宿

通学合宿とは、焼津市内の小学校 3 校（焼津西小学校、焼津港小学校、大井川南小学校）が本学、同小学校の PTA、焼津市教育委員会、静岡県教育委員会青少年課の協力により実施している事業であり、小学生たちが小学校の敷地内で寝泊まりするスクールキャンプを実施するというものである。同事業は、異

年齢の小学生同士の交流を通して温かな人間関係を形成することと、親から離れた環境で子ども自身の手で生活する力を養い、心豊かで、たくましく、独り立ちできる能力を育てることをねらいとしている。また、地域の育成会、学校、地域社会、ボランティア等との連携を図り、地域での青少年健全育成の環境を整えることも目的となっている。

学生スタッフは企画・運営を担う他、本事業のプログラムを作成し、コーディネーターとして関わっている（【資料 A-1-7】）。

④高齢者のサロン活動

高齢者を対象にしたサロン活動を「静福サロン」の名称で焼津市内と近隣の市民を対象に実施している。同事業は、地域の高齢者の社会参加の推進と生きがいづくり、さらには介護予防に寄与することを目的としている。

また、静福サロンは社会福祉学部健康福祉学科の授業「健康福祉総合演習」と連動している。そのねらいとは、学生が授業で学んだ知識を活用することで、高度な実践力を習得することにある。（【資料 A-1-8】）。

⑤焼津市青色防犯パトロール

平成 26（2014）年度から、学生スタッフ及び職員ら 25 名による自主防犯ボランティア活動「焼津市青色防犯パトロール」を開始した。同活動は、青色防犯パトロール車を活用し、焼津市内の巡回活動を行うものである。大学生が主体となった青色防犯パトロール車による防犯活動は静岡県内では初めての取り組みである。当年度は 14 回実施し、福祉を学ぶ若者の視点から地域を見守る活動として、子どもや高齢者等にも注目しながら、地域の防犯活動に貢献している。

その活動が認められ、「平成 26 年犯罪のあらまし」（焼津警察署・焼津地区防犯協会作成）の表紙に地域交流センター学生スタッフの写真が掲載された（【資料 A-1-9】）。

⑥「少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティア」支援活動

本活動は、静岡県警察本部少年課と協力し、少年院を出所した少年の立ち直りや健全育成を支援するためのものであり、学生はボランティアとして参加した。このボランティアに参加するにあたり、静岡県警察主催の「大学生サポーター養成講座」に出席することが義務づけられており、10 名の学生スタッフが受講した。

活動内容は、学習支援、スポーツ活動、料理体験、農業体験、社会奉仕活動、非行防止教室、街頭補導活動、広報啓発活動等への支援となっている（【資料 A-1-10】）。

⑦ふれあいキャンプ

ふれあいキャンプは、焼津市重症心身障がい児親の会「いちいち（11）の会」

の協力を得て実施された。その目的は、「障がいの有無にかかわらず地域でともに生きる仲間として、相手を理解し受け入れ思いやる心を育む機会と、ふれあいや体験を通して人と人のつながりを中心として、地域福祉の大切さを知り、地域での実践につなげることで地域福祉の推進を図る」としている。平成 26 (2014) 年度は、8月6日(水)及び8月12日(水)に実施し、中高生と障がい児が宿泊を共にし、交流を図った。

同事業は、学生がボランティアとして参加し、実施内容の検討及び当日の運営までを焼津市社会福祉協議会と協働して行った (【資料 A-1-11】)。

2) 人材養成

① 学生運営委員会 (学生スタッフ)

地域交流センターでは、「福祉力を鍛える」という本学の教育理念の下、学生が心身ともにバランスの取れた人間として成長し、社会性、市民性を養うことを目的に、「学生スタッフ」と呼ばれる学生たちによる学生運営委員会が組織されている (【資料 A-1-12】)。

学生運営委員会に所属するためには、地域交流センターでの学生スタッフ募集に応募した後、地域交流センター委員会によって承認を受ける必要がある。因みに、平成 26 (2014) 年度は 25 名が所属していた (【資料 A-1-13】)。

学生運営委員会は、前述の地域活動支援の中心的な役割を担うとともに、① 地域交流センター職員と協働した、ボランティア要請のあった諸団体とボランティア参加希望者とのコーディネート業務、② 学外 (他大学・海外) への研修会参加、③ 広報誌の発行、等の活動も行っている。

② ボランティア手帳

本学ではボランティア手帳を発行し、ボランティア活動を行う学生に配布している。学生は、ボランティア活動歴を記録することにより活動モチベーションを高め、さらには学びの振り返りにも活用することで、自己の成長にも役立てている (【資料 A-1-14】)。

③ 海外との交流活動

平成 27 (2015) 年 3 月 7 日から 10 日までの 4 日間、静岡県海外交流事業との連携により台湾台北市において研修を実施した。学生スタッフ 8 名と静福サロン登録者 4 名が参加。台北市内の高校生との交流、静岡県台湾事務所との懇談、高齢者福祉施設玉蘭荘及び障害者施設エデン社会福祉基金を訪問し、意見交換や交流を図った。

同交流活動は、海外の地域福祉について主体的な学びを深めるきっかけとなり、海外の社会福祉の現状や先進的な取り組みを学ぶ場となっている。また、本事業は学生スタッフが実施計画を立てる等、人材養成の一環として役割を果たしているものである (【資料 A-1-15】)。

3) 広報、啓発活動

広報誌の発行は、地域交流センターの地域貢献活動として地域住民や関係機関、その他の団体に理解を深めてもらうことを目的としている。つまり、地域の方々のボランティア活動への理解や主体的な住民参加のきっかけづくりの一環として貢献すべく情報発信を行っているのである（【資料 A-1-16】）。

また、福祉の専門教育への意識啓発、地域社会への貢献の重要性やボランティア活動実践の重要性の理解を深めることを目的として、学生にも広報誌を配布し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを図っている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

地域交流センターでは、①本学の学生に対し、各学科の教育目標に則したボランティア等の実践活動を支援する、②地域からの要請に対し、本学の福祉に関する専門的な知識・技術をもって、広く地域社会に貢献することを目的として活動を行っている。

今後は、ボランティア活動のコーディネートや地域からの要望要請に基づく参画にとどまらず、地域交流センターを地域住民や学生のひとつの活動拠点としていくためにも、学生自らが活動をする中で地域の課題やニーズを発見し、ボランティア活動を中心とした地域住民との協働による課題解決へ向けた一層の主体的参画及び学びを深める活動が求められるところである。

具体的には、平成 27（2015）年 3 月に焼津市と包括協定を締結し、行政との協働を通じて課題解決を図っていく。

A-2 その他各センター等の社会貢献活動

＜A-2 の視点＞

A-2-① エクステンションセンターの社会貢献活動

A-2-② 高校生福祉スピーチコンテストによる教育活動を通じた社会貢献活動

A-2-③ 心の相談センターの社会貢献活動

A-2-④ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

A-2-⑤ 焼津市と静岡福祉大学との包括連携協定

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① エクステンションセンターの社会貢献活動

エクステンションセンターの活動は、地域の文化の発展の為に、本学の知的財産を地域社会に還元し、重要な社会的課題となっている生涯教育・生涯学習の発展に貢献すること、学生のキャリア支援の為に正規の科目とは別の自由時間を利用して多様な知識や技術（資格等）を修得させることを目的としている。業務内容は、①公開講座（地域社会に向けての生涯学習のプログラム）②エクステンションプログラム（学生を対象とす

る資格取得プログラム) ③特別公開講座(学生または地域社会に向けた各種セミナー)
④その他センターが企画するもの、となっている(【資料 A-2-1】、【資料 A-2-2】)。

公開講座は、焼津市とも連携を図り、春期と秋期の 2 回にわたり開講している(【資料 A-2-3】)。平成 26(2014)年度開講した講座は、【資料 A-2-4】のとおりである。主に本学の専門性を生かした内容で、教員が年に約 26 講座を担当している。教員が学際的かつ総合的に探求した成果を地域社会に還元するほか、一般市民が求めるテーマを基に、講座を開催し、学びの機会を広く地域社会へ提供することを目指している。また、講座終了時に受講者にアンケートを実施し、受講者のニーズに対応した講座を計画するよう努めている(【資料 A-2-5】)。

エクステンションプログラムでは、本学の学生を対象として資格取得の支援を行っている。資格は、日本語ワープロ検定・情報処理技能検定・食生活アドバイザー・家庭料理技能検定の 4 種類である。関連する科目担当教員の指導により、試験や検定に臨んでおり、平成 26(2014)年度については、日本語ワープロ検定 1 級の受験者は 3 名おり 1 名合格している。準 1 級には受験者 2 名が望んだが合格はなかった。2 級受験者は 15 名おり合格者は 8 名である。準 2 級の受験者は 34 名おり合格者数は 25 名、3 級の受験者は 83 名おり合格者は 62 名となっている。情報処理技能検定は 1 級の受験者が 1 名だったが、合格には至らなかった。2 級の受験者は 84 名おり合格者は 33 名、3 級は受験者が 4 名おり、全員合格している。食生活アドバイザーの受験者は、2 級の受験者が 2 名おり合格者は 1 名となっている。3 級は受験者が 14 名おり合格者は 5 名であった。家庭料理技能検定は、3 級に受験者 2 名おり 1 名が実技のみ合格している(【資料 A-2-6】)。

特別公開講座では、市民に関心の高いテーマを設定して講演やシンポジウムを開講している。地域の行政機関や団体、学校等との連携により、地域社会に根ざしたテーマ(防災、町づくり、認知症ほか)等、幅広い分野の講座を無料で提供している。平成 26(2014)年度は、開学 10 周年記念事業と連携し、「親子であそぼう! IN しずふく」と題し、子ども学部へ着任予定の教員 4 名によるコンサートや親子体験講座を開催し、定員 30 組のところ参加者は 20 組(大人 23 名、子ども 24 名)であった(【資料 A-2-7】)。

こうした講座の一般市民に対する広報は、パンフレット(公開講座)やチラシ(特別公開講座)といった資料を近隣の商業施設や公共施設への配置や、静岡県総合教育センターが運営するウェブサイト及び本学ホームページに掲載するなどして、これまでの受講者にとどまらず、若い世代の目にも普く行きわたるように務めている。より多くの市民が本学に足を運ぶ機会を設けることにより、平成 26(2014)年度は 293 名の方が受講した(【資料 A-2-8】)。なお、学生には公開講座の受講料を無料で参加できるように開放する等、多くのニーズに対応している。

A-2-② 高校生福祉スピーチコンテストによる教育活動を通じた社会貢献活動

「静岡福祉大学高校生福祉スピーチコンテスト」は、スピーチコンテストを通じて、福祉体験から得た感動・意見や、地域あるいは日本社会の福祉の在り方への提案、生活の中に見出す福祉の心や意識等の幅広いテーマについて、高校生の主張を募集している。その目的は、少子化時代における地域の若者の福祉への啓発を図り、また新たな福祉の魅力をもっと多くの地域の方に周知することで社会貢献活動の一環となることにある。

平成 19(2007)年度に始まった高校生福祉スピーチコンテストは、本学の教育理念

に基づき設置された特設委員会である「高校生福祉スピーチコンテスト実行委員会」により運営され、平成 26（2014）年度までに、第 1 回～第 8 回のスピーチコンテストを実施するに至っている。

具体的な活動の流れは、4 月に全学から福祉に関連したテーマを募集し、その中から委員会等を通じて、当該年度のテーマを決定する。テーマの決定後、スピーチコンテストの後援と審査員派遣申請のため、静岡県、静岡県社会福祉協議会、焼津市、静岡新聞社・静岡放送、静岡県私学協会を訪れて協力を依頼する。その後、募集要項・ポスター・ちらしを作成し、県内外約 160 校の高校に発送することで、県内外からスピーチ作品を募集している（【資料 A-2-9】）。さらに、6～7 月には、県内 50 校以上の高校を訪問し、福祉担当の教員に広報活動を行っている（【資料 A-2-10】）。地域への周知としては、焼津市・藤枝市の広報誌にコンテスト開催案内を掲載している（【資料 A-2-11】）。

平成 26（2014）年度は、9 月中に届いた応募作品（【資料 A-2-12】）の中から全教員による第 1 次、第 2 次審査を通過した 11 名の高校生が、平成 26（2014）年 11 月 23 日（日）に開催された「第 8 回高校生福祉スピーチコンテスト」で地域の聴講者・在学生に向け主張を発表した（【資料 A-2-13】）。

地域への啓発活動として、コンテスト終了後、新聞の報道記事のみではなく、後援機関である『静岡新聞』に「最優秀賞作品」の掲載も行っている（【資料 A-2-14】）。また、本学のホームページ上でも募集から開催結果の報告まで掲載し、より広い地域への働きかけをしている（【資料 A-2-15】）。さらに、コンテスト出場者のスピーチを作品集としてまとめた冊子を、参加校並びに県内の高校、地元の中学校へ発送し、本学の地域への貢献・教育活動の一環とした（【資料 A-2-16】）。

このような経緯の中で、年々応募に参加する高校や応募作品の数が増えてきている。平成 19（2007）年度に参加した 10 校の高等学校から、平成 26（2014）年度には 20 校にまで至っている（【資料 A-2-16】）。応募作品も平成 23（2011）年度 88 作品、平成 24（2012）年度 99 作品、平成 25（2013）年度 138 作品、平成 26（2014）年度 152 作品（【資料 A-2-12】）と増え、県内の高校への周知も確実となってきている。また、平成 26（2014）年度は、本学創立 10 周年記念として審査の間の特別企画において手話ハーモニーバンド『Wish Breath(ウィッシュブレス)』を招き、聴覚障がい者のコミュニケーション手段のひとつである手話を用いた音楽表現を広く紹介した（【資料 A-2-13】）。

コンテスト当日の参加者にアンケートを実施し、次年度コンテストに向けた改善を図る努力も続けている（【資料 A-2-17】）。

A-2-③ 心の相談センターの社会貢献活動

心の相談センターは、地域貢献活動の一環として、心の健康に関する相談援助活動等を行うことを目的として設置された（【資料 A-2-18】）。臨床心理士や精神医学の専任教員の減少に伴い、現在では、卒業生を含む、地域で「こころのケア」にあたっている方への支援を主な活動内容としている（【資料 A-2-19】）。揺れ動く社会の中で、子どもの発達課題や親子関係等、子育てに関する課題、不登校や引きこもり等、社会適応に関する課題、うつ病、高齢者の認知症の課題等、様々な心理的な要因による問題が顕在化しており、社会においても重要な課題となっている。こういった複雑な心の問題を持つ人々を支援する地域支援者に対して、心のケアの専門家・研究者である本学教員が、研

修会、スーパービジョン、コンサルテーション、事例検討会を行うことで、地域・社会のメンタルヘルスに貢献することを目的としており、本学のホームページを通し、その活動内容を広く地域に広報している（【資料 A-2-19】）。

平成 26（2014）年度の活動内容を後述する。平成 26（2014）年 9 月には、「発達障害の思春期児童に対する性教育」をテーマとした研修会を無料で実施した（【資料 A-2-20】）。静岡県内の児童相談所や特別支援学校等の支援者等、46 名が参加し、発達障害の児童がどのような世界を生きているのか、具体的な性教育について学習した（【資料 A-2-21】）。アンケートも実施し、次年度の企画に向けた改善を図る努力を行っている（【資料 A-2-22】）。その内容については静岡新聞にて報道された（【資料 A-2-23】）。

また、地域の高校生や学生の臨床心理学の学習への意欲を高めることと、キャリア教育を兼ねて、臨床心理士養成大学院進学者を招き、「臨床心理士を目指す学生の集い」を無料で実施した（【資料 A-2-24】）。

加えて、スクール・ソーシャル・ワークに関する毎月の継続した学習会の実施と、広域な地域対象の支援者と学生を対象とした拡大学習会をいずれも無料で実施した。継続した学習会では地域の児童相談所所長やスクール・ソーシャル・ワーカーといった支援者による講演と事例検討を行った。拡大学習会では、本学ホームページを通して広域な地域支援者に呼びかけ、19 名の地域支援者と 7 名の学生が参加した。スクール・ソーシャル・ワークの活動に関する講演と子どもを取り巻くさまざまな問題に関する討論を行い、スクール・ソーシャル・ワークの確立に向けて、その内容の理解と課題について、地域の支援者と共有した。以上、これらの企画の活動状態に関しては、年度末報告書に示した（【資料 A-2-25】）。

A-2-④ 産官学連携推進センターの社会貢献活動

「産官学連携推進センター」は地域福祉社会の構築に力点を置き、各産業界、個別企業や施設、病院、地域行政や地域社会等が直面する個別の課題や問題に対し、本センター独自の手法と、案件ごとの実践的な解決法を用いて、問題解決、または事業成立までの支援を展開することで、産業界、官界、学界、地域社会等に広く貢献することを理念としている。

同センターの事業には①地方自治体等委託研究調査活動、②民間委託研究調査、共同研究調査活動、③団体等委託研究調査指導活動、④コンサルティング活動、⑤教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）がある（【資料 A-2-26】、【資料 A-2-27】）。

平成 26（2014）年度は、昨年度の課題であった教員の専門性と産官学に係る組織とのネットワークをさらに進めた。その成果として、産官学相談体制のシステム化（相談日・対応教員の設定、相談対応等）を図ることで、企業並びに行政機関の 15 件の相談並びに対応を行った。一部の相談事業は平成 27（2015）年度に向け、科学研究費申請並びに静岡市産学交流センター補助金申請、静岡県新産業集積課の補助金事業の申請へと結びつくよう努めている（【資料 A-2-28】）。

また、静岡県工業技術研究所との研究連携体制を構築するため、学内及び同研究所において研修会を実施し（7 月 23 日：学内での研修会 7 名の教員が出席、8 月 5 日：同研究所での研究連携の説明会、施設見学、科学研究費申請）、科学研究費等外部研究費の申請への新たなシステムを構築した（【資料 A-2-29】）。

特に、⑤教育研修活動では、静岡県東部地区ファルマバレー：富士山麓医療機器交流会での新製品開発に向けたシーズ等の講演会2回を静岡県中小企業団体中央会、富士市経済部との連携により、実施した（【資料 A-2-30】）。また、静岡市産学交流センターとの連携で、大学等企業家育成事業において、大学生に対し、起業・創業の仕方、事業・資金計画の策定等、実践的支援を実施した（【資料 A-2-31】）。

A-2-⑤ 焼津市と静岡福祉大学との包括連携協定

本学は平成27（2015）年3月22日（日）、「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結した。静岡福祉大学と焼津市とが包括的な連携の下、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的としている。

焼津市で唯一の高等教育機関である本学は、地域における課題解決に貢献するためには、焼津市と連携することが必要不可欠である。大学の地域貢献の推進や人材育成等、学官連携による地域づくりを目指すものである。以下は、今後予定する事業項目である（【資料 A-2-32】）。

- 1) 福祉や子育てに関する講演会の共同開催
- 2) 大学構内への地域住民と若者が集いふれ合える拠点づくり
- 3) 本学による社会人・小中学生対象の冠講座の開設
- 4) 駅周辺地域での生涯学習等「まちなか研修会」の開催
- 5) 駅前空き店舗を活用した本学駅前サテライト教室の開設

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

各センターの機能をさらに充実させるためには、本学のみならず地域の社会資源との連携が欠かせないと考える。そこで、平成27（2015）年3月に焼津市との間で包括協定を締結し、今後は地域に立地する高等教育機関としての機能を果たし、使命を実体化する。

[基準 A の自己評価]

本学は建学の精神、教育理念、使命に基づき、地域交流センター、エクステンションセンター、心の相談センター、産官学連携推進センターの4つの機関で構成される静岡福祉大学総合研究所を設置している。

地域交流センターは中核となる機関であり、ボランティア活動等の「地域活動支援」、「人材養成・研修」、「調査研究」、「広報啓発」を行うことを通じて、開学時より、地域社会への貢献を果たしている。

また、エクステンションセンターは、①公開講座②エクステンションプログラム③特別公開講座④その他諸活動において、地域社会への貢献を果たしている。

心の相談センターは発達障害に関する研修会、スクール・ソーシャル・ワークの学習会等を定期的で開催することで、地域社会への貢献を果たしている。

産官学連携推進センターは、企業、行政等の機関の相談対応、産官学連携研究、教育研修活動（各種セミナーを企画立案、実施）等の諸活動において成果をあげ、地域社会への貢献を果たしている。

静岡福祉大学

また、高校生福祉スピーチコンテストは、高校生に福祉の心や意識等に関する主張を募集することで、地域の若者の福祉への啓発を図り、発表会や冊子作成・配布を行う事で、新たな福祉の魅力を広く地域の方々に伝え、社会貢献を果たしている。

さらに、平成 27 (2015) 年 3 月「焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定」を締結したことにより、大学の社会貢献活動がさらに発展していくことで、地域社会への貢献を果たしているといえる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

静岡福祉大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	静岡福祉大学大学案内 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	静岡福祉大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	2015 年度学生募集要項（社会福祉学部）	
	2015 年度学生募集要項（子ども学部）	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	2015（平成 27）年度学生便覧	
	2015 年度（平成 27 年度）シラバス（社会福祉学部）	
	2015 年度（平成 27 年度）シラバス（子ども学部）	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 27 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 26 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップ等	
	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/access.html)	
	大学紹介＞大学へのアクセス	
	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/campuslife/campusmap.html) キャンパスライフ＞キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次等）	
	静岡精華学園法人本部規程集 目次	
	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
	理事会、評議員会の開催状況 平成 26 年度理事会・評議員会出欠状況	

基準 1. 使命・目的等

コード	基準項目	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	静岡福祉大学大学案内（P60）	
【資料 1-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介＞建学の精神・基本理念、使命・目的、個性・特色	
【資料 1-1-3】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 1-1-4】	静岡福祉大学学則	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	静岡福祉大学大学案内（P60）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html)	【資料 1-1-2】と同じ

静岡福祉大学

	大学紹介＞建学の精神・基本理念、使命・目的、個性・特色	
【資料 1-2-3】	2015（平成 27）年度学生便覧（巻頭）	
【資料 1-2-4】	学校法人静岡精華学園寄附行為	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	静岡福祉大学学則	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-6】	静岡福祉大学大学案内（P23-24、P37-38）	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	学則改定に関する各議事録（教学運営協議会・教授会・評議員会・理事会）	
【資料 1-3-2】	2015（平成 27）年度学生便覧（巻頭）	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 1-3-3】	学長と話す会資料	
【資料 1-3-4】	入学式、卒業式 学長式辞	
【資料 1-3-5】	静岡福祉大学大学案内（P60）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-6】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介＞建学の精神・基本理念、使命・目的、個性・特色	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-7】	2015 年度学生募集要項（社会福祉学部 P1～P2） 2015 年度学生募集要項（子ども学部 P1～P2）	
【資料 1-3-8】	静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～平成 27 年度〕	
【資料 1-3-9】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 1-3-10】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/teacher.html) 大学紹介＞教員紹介	
【資料 1-3-11】	平成 27 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 1-3-12】	平成 26 年度静岡福祉大学委員会等名簿	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 2-1-2】	静岡福祉大学大学案内（P23～P24、P37～P38）	
【資料 2-1-3】	2015 年度学生募集要項 社会福祉学部（P2） 2015 年度学生募集要項 子ども学部（P2）	
【資料 2-1-4】	2014 年度進学業者等主催 進学相談会一覧表	
【資料 2-1-5】	2015 年度学生募集要項 社会福祉学部 2015 年度学生募集要項 子ども学部	
【資料 2-1-6】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/examination/guidelines.html) 受験入試情報＞募集要項	
【資料 2-1-7】	2015 年 4 月 26 日オープンキャンパスタイムテーブル及び 2014 年静岡福祉大学大学説明会資料	
【資料 2-1-8】	静岡福祉大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-9】	平成 27 年度入学状況の分析及び対応策について	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	静岡福祉大学大学案内（P23～P24、P37～P38）	
【資料 2-2-2】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介＞3 つの方針（ポリシー）	
【資料 2-2-3】	2015 年度シラバス 社会福祉学部（P カ-1～P カ-51）	【資料 F-5】と同じ

静岡福祉大学

【資料 2-2-4】	2015 年度シラバス 子ども学部 (P カ-1~P カ-4)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	2015 年度学生便覧 (P23~P24 「CAP 制」)	
【資料 2-2-6】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-2-7】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-2-8】	相談援助実習の手引き 2014 年度版	
【資料 2-2-9】	平成 26 年度第 2 回、第 3 回社会福祉演習実習委員会議事録	
【資料 2-2-10】	相談援助演習 B 施設見学実習事前学習シート及び 2014 年度静岡福祉大学社会福祉学部施設見学実習実施要綱	
【資料 2-2-11】	フィールドワーク自己学習課題	
【資料 2-2-12】	平成 26 年度 静岡福祉大学 実習指導者意見交換会 次第	
【資料 2-2-13】	平成 26 年度 相談援助実習報告会の参加について	
【資料 2-2-14】	平成 25 年度生 相談援助実習 報告集	
【資料 2-2-15】	2014 精神保健福祉援助実習 実習の手引き	
【資料 2-2-16】	平成 26 年度 施設見学	
【資料 2-2-17】	参加型体験実習 (プレ実習) 受け入れについてのご依頼	
【資料 2-2-18】	平成 26 年度精神保健福祉援助実習 (春季) 配属施設及び精神保健福祉援助実習評価票、自己評価票	
【資料 2-2-19】	平成 26 年度精神保健福祉援助実習報告会及び実習指導者シンポジウムの開催について	
【資料 2-2-20】	平成 26 年度精神保健福祉援助実習 実習報告集	
【資料 2-2-21】	介護福祉実習の手引き	
【資料 2-2-22】	平成 26 年度介護福祉実習配属一覧表	
【資料 2-2-23】	平成 26 年度介護福祉事例研究発表会資料	
【資料 2-2-24】	平成 26 年度事例研究集	
【資料 2-2-25】	平成 26 年度介護福祉実習指導懇談会資料	
【資料 2-2-26】	2015 年度資格取得の手引き (P26~P31)	
【資料 2-2-27】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P325~P326 「病院実習指導」)	
【資料 2-2-28】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P318 「医療情報学演習」)	
【資料 2-2-29】	病院実習評価票及び評価基準	
【資料 2-2-30】	病院実習巡回指導報告	
【資料 2-2-31】	平成 26 年度診療情報管理士 病院実習配属先一覧	
【資料 2-2-32】	診療情報管理士病院実習報告会資料	
【資料 2-2-33】	平成 26 年度診療情報管理士病院実習報告集	
【資料 2-2-34】	保育実習の手引き 平成 26 年度版	
【資料 2-2-35】	保育実習指導 A 「授業の概要と目的」	
【資料 2-2-36】	1 日見学実習のための日誌の書き方①	
【資料 2-2-37】	平成 26 年度 保育実習 I (保育所) 配当表及び実習日誌評価票 (保育実習 I < 保育所 >)	
【資料 2-2-38】	2015 年度資格取得の手引き (P119~P135)	
【資料 2-2-39】	卒業研究関連資料及び名簿	
【資料 2-2-40】	教職員教務便覧 - 2015 年度版 - (P4~P11)	
【資料 2-2-41】	韓国の春海保健大学福祉学科学生の静岡福祉大学訪問について	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	2015 年度オリエンテーション日程及び医療福祉学科ガイダンス資料	
【資料 2-3-2】	2014 年度オフィスアワー一覧及び静岡福祉大学オフィスアワー規程	
【資料 2-3-3】	平成 26 年度静岡福祉大学保護者懇談会資料	

静岡福祉大学

【資料 2-3-4】	授業評価アンケート実施に関する資料	
【資料 2-3-5】	2015 年度学生便覧 (P61「学生支援総合センターについて」)	
【資料 2-3-6】	2014 年度学生便覧 (P62「障害学生支援について」) 及び日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク資料	
【資料 2-3-7】	定期試験における障害学生の対応について (お願い)	
【資料 2-3-8】	教職員教務便覧 - 2015 年度版 - (P12~P23)	
【資料 2-3-9】	静岡福祉大学の進路 2015	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	2015 年度学生便覧 (巻頭)	
【資料 2-4-2】	静岡福祉大学大学案内 (P23~P24、P37~P38)	
【資料 2-4-3】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/policy.html) 大学紹介 > 3 つの方針 (ポリシー)	
【資料 2-4-4】	静岡福祉大学学位規則	
【資料 2-4-5】	静岡福祉大学学則 (第 40 条、第 41 条)	
【資料 2-4-6】	2015 年度学生便覧 (P22~P32「履修登録について」)	
【資料 2-4-7】	2015 年度学生便覧 (P33~P43「試験・単位認定について」)	
【資料 2-4-8】	2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 2-4-9】	2015 年度学生便覧 (P35~P36「GPA 制度による成績評価について」)	
【資料 2-4-10】	2014 年度教授会資料 (9 月、2 月: 学生支援総合センター)	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P61~P62「キャリア支援 I-A」「キャリア支援 I-B」) 2015 年度シラバス 子ども学部 (P22~P23「キャリア支援 I-A」「キャリア支援 I-B」)	
【資料 2-5-2】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P63~P64「キャリア支援 II-A」「キャリア支援 II-B」)	
【資料 2-5-3】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P65~P66「キャリア支援 III-A」「キャリア支援 III-B」)	
【資料 2-5-4】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P67~P68「キャリア支援 IV-A」「キャリア支援 IV-B」)	
【資料 2-5-5】	卒業者の内定状況報告書 (「平成 27 年度学校基本調査」)	
【資料 2-5-6】	文部科学省高等教育局長通知 (平成 25 年 12 月 16 日付)	
【資料 2-5-7】	卒業者の就職台帳 (2015 年卒生)	
【資料 2-5-8】	学内企業・施設研究セミナー (パンフレット)	
【資料 2-5-9】	就職支援事業の記録 (「キャリア・コンサルタントによる就職相談会」「キャリア・コンサルタントの就職活動講座」「学内企業単独説明会」等)	
【資料 2-5-10】	2015 年度資格取得の手引き	
【資料 2-5-11】	静岡福祉大学国家資格試験対策センター規程	
【資料 2-5-12】	2014 (平成 26) 年度社会福祉士国試対策講座【基礎】 I・II、及び同【実践・直前】	
【資料 2-5-13】	平成 26 年度国家試験資格対策センター業務スケジュール、ワンポイント講座、ファイナルチェック講座、学内模擬試験の資料	
【資料 2-5-14】	社会福祉士及び精神保健福祉士の受験者数と合格者数及び合格率	
【資料 2-5-15】	介護福祉士・保育士・診療情報管理士の資格を取得して卒業した者の人数	
【資料 2-5-16】	介護職員初任者研修・ホームヘルパー 2 級受講者数及び後援会の費用補助を証明する資料 (平成 26 年度収支決算報告書)	

静岡福祉大学

【資料 2-5-17】	インターンシップの推進に当たっての基本的考え方	
【資料 2-5-18】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P120~P122 「相談援助実習指導」 「相談援助実習」)	
【資料 2-5-19】	相談援助実習、精神保健福祉援助実習、介護福祉実習、保育実習Ⅰ、病院実習の実習先及び参加人数	
【資料 2-5-20】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P232~P236 「精神保健福祉援助実習指導」 「精神保健福祉援助実習指導 B」 「精神保健福祉援助実習指導 C」 「精神保健福祉援助実習」)	
【資料 2-5-21】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P382~P391 「介護総合演習 A・B・C・D」 「介護福祉実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」)	
【資料 2-5-22】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P272~P278 「保育実習指導 A・B・C・D」 「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」)	
【資料 2-5-23】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P325~P327 「病院実習指導」 「病院実習」)	
【資料 2-5-24】	平成 26 年度大学卒業に係る教育職員免許状の一括申請について	
【資料 2-5-25】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 (P440 「教育実習事前・事後指導」)	
【資料 2-5-26】	平成 26 年度インターンシップ資料	
【資料 2-5-27】	学生に関するデータの一元化について	
【資料 2-5-28】	診療情報管理士認定試験学内対策講座および模擬試験について (診療情報管理士養成委員会)	
【資料 2-5-29】	社会福祉士および精神保健福祉士資格取得に係る実習施設等の新規開拓について	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2015 年度シラバス 社会福祉学部 2015 年度シラバス 子ども学部	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-6-2】	2015 年度学生便覧 (P33~P43 「試験・単位取得について」)	
【資料 2-6-3】	相談援助実習に関する個別面談資料	
【資料 2-6-4】	平成 26 年度第 4 回~第 7 回社会福祉演習実習委員会議事録	
【資料 2-6-5】	平成 27 年度静岡福祉大学組織図	
【資料 2-6-6】	平成 27 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 2-6-7】	平成 26 年度実習委員会による委員会等の議事録 (福祉実習指導センター委員会、社会福祉演習実習委員会、精神保健福祉実習委員会、介護実習委員会、診療情報管理士養成委員会、保育・幼児教育部会、保育実習委員会合同会議)	
【資料 2-6-8】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-6-9】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-6-10】	授業評価アンケートの実施に関する資料	
【資料 2-6-11】	平成 26 年度学生生活調査報告書	
【資料 2-6-12】	2015 年度オリエンテーション日程	
【資料 2-6-13】	医療福祉学科ガイダンス資料	
【資料 2-6-14】	2014 年度以降の相談援助実習の評価基準について	
【資料 2-6-15】	介護福祉実習の手引き、相談援助実習の手引き 2014 年度版、2014 精神保健福祉援助実習実習の手引き	【資料 2-2-21】 【資料 2-2-8】 【資料 2-2-15】 と同じ
【資料 2-6-16】	実習巡回指導報告書	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	2015 年度オリエンテーション日程	
【資料 2-7-2】	2015 (平成 27) 年度学生便覧 (P9 「保健室について」)	
【資料 2-7-3】	静岡福祉大学大学案内 (P57~P58)	
【資料 2-7-4】	学内企業・施設研究セミナー (パンフレット)	【資料 2-5-8】 と同じ
【資料 2-7-5】	2015 年度入学手続要項 (P6~P7 「入学前準備教育について」)	

静岡福祉大学

【資料 2-7-6】	2015（平成 27）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-7】	卒業研究関連資料及び名簿	
【資料 2-7-8】	キャンパスライフの手引き 2015	
【資料 2-7-9】	2014 年度オフィスアワー一覧及び静岡福祉大学オフィスアワー規程	
【資料 2-7-10】	新入生歓迎交流会関連資料	
【資料 2-7-11】	学長と話す会資料	
【資料 2-7-12】	静岡福祉大学学友会会則	
【資料 2-7-13】	学友会の活動状況に関する資料	
【資料 2-7-14】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-7-15】	平成 26 年度学生生活調査報告書	【資料 2-6-11】と同じ
【資料 2-7-16】	平成 27 年度目標・計画シート（学生厚生委員会）	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	本学の専任教員数について	
【資料 2-8-2】	平成 27 年度教員一覧表	
【資料 2-8-3】	静岡福祉大学職員組織規程	
【資料 2-8-4】	専任教員の公募に関する起案文書及び採用に関する起案文書	
【資料 2-8-5】	専任教員の再公募に関する起案文書	
【資料 2-8-6】	専任教員の不採用に関する起案文書	
【資料 2-8-7】	平成 27（2015）年度教員担当科目一覧	
【資料 2-8-8】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/teacher.html) 大学紹介>教員紹介	
【資料 2-8-9】	「社会福祉士・介護福祉士学校指定規則」「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」「教職課程認定基準」に基づく専任教員数と現状を示す資料	
【資料 2-8-10】	平成 26（2014）年度授業一覧（専任教員・兼任教員）	
【資料 2-8-11】	診療情報管理士認定試験受験資格を認める大学及び専門学校の指定に関する規程	
【資料 2-8-12】	2015 年度資格取得の手引き（P27）	
【資料 2-8-13】	教員年齢表	
【資料 2-8-14】	静岡福祉大学教員任用基準	
【資料 2-8-15】	静岡福祉大学教員任用基準運用内規	
【資料 2-8-16】	静岡福祉大学教員任用基準運用内規に関する細則	
【資料 2-8-17】	専任教員の採用に関する起案文書（社会福祉学部）	
【資料 2-8-18】	専任教員の採用に関する起案文書（子ども学部）	
【資料 2-8-19】	静岡福祉大学教員の任期制に関する規程	
【資料 2-8-20】	教員自己評価申告シート	
【資料 2-8-21】	2014 年度 昇任選考に関する議事録等	
【資料 2-8-22】	平成 27 年度 教員研究費の配分について、静岡福祉大学教員研究費配分方針及び静岡福祉大学研究費マニュアル	
【資料 2-8-23】	平成 26 年度特別研究費の募集から配分に関する資料	
【資料 2-8-24】	過去 5 年間の科学研究費助成事業（平成 22 年度～平成 26 年度）	
【資料 2-8-25】	平成 27 年度科学研究費助成事業公募関連説明事項	
【資料 2-8-26】	ふじのくに地域・大学コンソーシアム資料	
【資料 2-8-27】	静岡福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程	
【資料 2-8-28】	平成 26 年度 FD 委員会議事録	
【資料 2-8-29】	授業評価アンケートの実施に関する資料	
【資料 2-8-30】	平成 26 年度大学貢献度評価の手続きガイド及び大学貢献度評	

静岡福祉大学

	備表	
【資料 2-8-31】	静岡福祉大学専任教員の勤務に関する内規	
【資料 2-8-32】	平成 27 年度自宅研修日	
【資料 2-8-33】	静岡福祉大学研究紀要規程	
【資料 2-8-34】	紀要掲載論文執筆申込について	
【資料 2-8-35】	静岡福祉大学紀要（第 11 号）	
【資料 2-8-36】	2015 年度シラバス 社会福祉学部（P カ-1~P カ-2） 2015 年度シラバス 子ども学部（P カ-1）	
【資料 2-8-37】	2015 年度シラバス 社会福祉学部（P61~P62 「キャリア支援 I-A」「キャリア支援 I-B」） 2015 年度シラバス 子ども学部（P22~P23 「キャリア支援 I-A」「キャリア支援 I-B」）	
【資料 2-8-38】	静岡福祉大学の進路 2015	
【資料 2-8-39】	学長と話す会資料	
【資料 2-8-40】	「学長と話す会」振り返りシートから	
【資料 2-8-41】	2015 年度シラバス 社会福祉学部（P63~P66 「キャリア支援 II-A、B」「キャリア支援 III-A、B」）	
【資料 2-8-42】	平成 27 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 2-8-43】	2015 年度シラバス 社会福祉学部（P48~P60 「教養講読 A」「教養講読 B」「教養研究 A」「教養研究 B」	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 2-9-2】	施設設備に関する大学設置基準と現状との対比を示す資料	
【資料 2-9-3】	2015 年度学生便覧（P72~P80）	
【資料 2-9-4】	2015 年度学生便覧（P53~P60）	
【資料 2-9-5】	静岡福祉大学教育情報センター規程	
【資料 2-9-6】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 2-9-7】	静岡福祉大学学生支援総合センター規程	
【資料 2-9-8】	静岡福祉大学保育実習指導センター規程	
【資料 2-9-9】	静岡福祉大学総合研究所地域交流センター規程	
【資料 2-9-10】	静岡福祉大学福祉実習指導センター規程	
【資料 2-9-11】	静岡福祉大学附属図書館規程	
【資料 2-9-12】	静岡福祉大学附属図書館利用規程	
【資料 2-9-13】	静岡福祉大学附属図書館学外者利用細則	
【資料 2-9-14】	静岡福祉大学附属図書館概要	
【資料 2-9-15】	静岡福祉大学情報ネットワークシステム管理運営規程	
【資料 2-9-16】	工事等検収報告書	
【資料 2-9-17】	平成 26 年度事業報告書	
【資料 2-9-18】	静岡福祉大学施設等使用規程	
【資料 2-9-19】	2015 年度学生便覧（P125~P144）	
【資料 2-9-20】	災害対策マニュアル（教職員用）	
【資料 2-9-21】	静岡福祉大学防火防災管理規程	
【資料 2-9-22】	静岡福祉大学災害対策本部運営要領	
【資料 2-9-23】	防災備蓄品マニュアル	
【資料 2-9-24】	平成 26 年度学生生活調査報告書（P16、P17）	【資料 2-6-11】と同じ
【資料 2-9-25】	工事等検収報告書	【資料 2-9-16】と同じ
【資料 2-9-26】	平成 26（2014）年度授業一覧（クラスサイズ別）	
【資料 2-9-27】	平成 26（2014）年度履修人数一覧	
【資料 2-9-28】	平成 26（2014）年度演習・実習系科目一覧	

静岡福祉大学

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 3-1-2】	静岡精華学園法人本部規程集 目次	
【資料 3-1-3】	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 3-1-4】	理事会、評議員会の開催状況	
【資料 3-1-5】	静岡精華学園みらい創造計画〔平成23年度～平成27年度〕	
【資料 3-1-6】	寄附行為変更の認可について（通知）	
【資料 3-1-7】	子ども学部設置に伴う関係諸規程等の改正に関する資料（教学運営協議会、評議員会、理事会の議事録）	
【資料 3-1-8】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/open.html) 大学紹介>情報公開	
【資料 3-1-9】	平成26年度地球温暖化対策に対する対応及び「ノーネクタイ運動」の実施について	
【資料 3-1-10】	倫理・コンプライアンス規程	
【資料 3-1-11】	静岡福祉大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規則	
【資料 3-1-12】	2015（平成27）年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	学校法人静岡精華学園 危機管理規則	
【資料 3-1-14】	危機管理基本マニュアル	
【資料 3-1-15】	教育情報の公表	
【資料 3-1-16】	財務情報の公表	
【資料 3-1-17】	学校法人静岡精華学園財産目録等閲覧取扱要領	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人静岡精華学園役員・評議員名簿	
【資料 3-2-2】	学校法人運営委員会規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	静岡福祉大学学則	
【資料 3-3-2】	静岡福祉大学教学運営協議会規程	
【資料 3-3-3】	静岡福祉大学教授会規程	
【資料 3-3-4】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 3-3-5】	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 3-3-6】	平成27年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 3-3-7】	平成26年度教学運営協議会会議録	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	静岡福祉大学教学運営協議会規程	
【資料 3-4-2】	学則改定に関する各議事録（理事会・評議員会・教授会・教学運営協議会）	
【資料 3-4-3】	本法人監査による大学内の視察及び公認会計士監査への立会い日程表	
【資料 3-4-4】	学校法人静岡精華学園寄附行為	
【資料 3-4-5】	平成26年度理事会・評議員会出欠状況	
【資料 3-4-6】	静岡福祉大学の進路2015	
【資料 3-4-7】	静岡精華学園業務連絡協議会規程	
【資料 3-4-8】	平成26年度「一人1改革運動」	
【資料 3-4-9】	若手職員による諮問チームに関する資料	
【資料 3-4-10】	静岡福祉大学委員会等設置規程	
【資料 3-4-11】	静岡福祉大学教授会規程	

静岡福祉大学

3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	静岡福祉大学職員組織規程	
【資料 3-5-2】	静岡福祉大学事務組織及び事務分掌規程	
【資料 3-5-3】	平成 26 年度 事務部会議資料	
【資料 3-5-4】	静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～平成 27 年度〕	
【資料 3-5-5】	静岡福祉大学規程集 目次	
【資料 3-5-6】	静岡福祉大学職員就業規則	
【資料 3-5-7】	平成 26 年度 研修会・セミナー参加実績一覧	
【資料 3-5-8】	平成 26 年度 学校法人静岡精華学園事務職員研修会資料	
【資料 3-5-9】	平成 26 年度「一人 1 改革運動」	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	静岡精華学園みらい創造計画〔平成 23 年度～平成 27 年度〕	
【資料 3-6-2】	平成 27 年度 事業計画書	
【資料 3-6-3】	流用調書	
【資料 3-6-4】	理事会議事録（補正予算に関する議案を審議したもの）	
【資料 3-6-5】	学校法人静岡精華学園資産運用規則	
【資料 3-6-6】	財産目録（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
【資料 3-6-7】	過去 5 年間の決算等の計算書類（平成 22 年度～平成 26 年度）	
【資料 3-6-8】	自己診断チェックリスト（日本私立学校振興・共済事業団版）	
【資料 3-6-9】	平成 27 年度学生定員・現員調査票（大学）	
【資料 3-6-10】	過去 5 年間の科学研究費助成事業（平成 22 年度～平成 26 年度）	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人静岡精華学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人静岡精華学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 3-7-4】	学校法人静岡精華学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-7-5】	監査計画表（静岡監査法人）平成 26 年 6 月 2 日～平成 27 年 4 月 28 日（計 6 回）	
【資料 3-7-6】	学校法人静岡精華学園規程の決裁区分について	
【資料 3-7-7】	理事会議事録（平成 26 年 12 月 12 日）	
【資料 3-7-8】	評議員会議事録（平成 26 年 12 月 12 日）	
【資料 3-7-9】	「静岡精華学園経理規程ならびに関連規程の改訂について」（平成 26 年 10 月 8 日付け起案）	
【資料 3-7-10】	学校法人静岡精華学園監事監査規程	
【資料 3-7-11】	監事の職務執行状況	
【資料 3-7-12】	理事会、評議員会の開催状況	
【資料 3-7-13】	平成 26 年度理事会・評議員会出欠状況	
【資料 3-7-14】	「学校法人における寄付金等及び教材費等の取扱いの適正確保について（通知）」平成 27 年 3 月 31 日付け文部科学省通知（26 高私参第 9 号）	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	静岡福祉大学学則	
【資料 4-1-2】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/spirit.html) 大学紹介＞建学の精神・基本理念、使命・目的、個性・特色	
【資料 4-1-3】	静岡福祉大学自己評価実施規程	

静岡福祉大学

【資料 4-1-4】	平成 26 年度自己点検評価書（静岡福祉大学）	
【資料 4-1-5】	平成 27 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-6】	平成 26 年度静岡福祉大学委員会等名簿	
【資料 4-1-7】	平成 26 年度静岡福祉大学委員会等会議回数等一覧	
【資料 4-1-8】	平成 26 年度学生生活調査報告書	
【資料 4-1-9】	授業評価アンケートの実施に関する資料	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 26 年度自己点検・評価委員会配布資料 「自己点検・評価と認証評価について」	
【資料 4-2-2】	平成 26（2014）年度自己点検・評価に関するスケジュール	
【資料 4-2-3】	平成 26 年度自己点検・評価委員会研修会資料	
【資料 4-2-4】	平成 26 年度学生生活調査報告書	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 4-2-5】	学生生活調査報告書の作成までの検討資料、アンケート用紙及び収集データ	
【資料 4-2-6】	授業評価アンケートの実施に関する資料	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 4-2-7】	委員会組織の検討に関する資料	
【資料 4-2-8】	平成 27 年度第 1 回企画情報センター会議議事録	
【資料 4-2-9】	平成 26 年度第 20 回自己点検・評価委員会議事録	
【資料 4-2-10】	平成 26 年度第 27 回教学運営協議会議事録	
【資料 4-2-11】	平成 26 年度第 12 回教授会議事録	
【資料 4-2-12】	静岡福祉大学ホームページ (http://www.suw.ac.jp/about/esteem.html) 大学紹介＞大学機関別認証評価	
【資料 4-2-13】	平成 27 年度保護者説明会資料	
【資料 4-2-14】	平成 26 年度保護者会資料	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 26 年度自己点検評価書（静岡福祉大学）	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 26 年度自己点検評価書に記載されている「改善・向上方策（将来計画）」一覧表	
【資料 4-3-3】	平成 26 年度第 21 回、第 22 回自己点検評価委員会議事録	

基準 A. 地域社会に対する貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域交流センターの社会貢献活動		
【資料 A-1-1】	静岡福祉大学総合研究所規程	
【資料 A-1-2】	静岡福祉大学総合研究所地域交流センター規程	
【資料 A-1-3】	静岡福祉大学大学案内（P43~P44）	
【資料 A-1-4】	地域交流センター【学生ボランティア等活動】報告	
【資料 A-1-5】	平成 26 年度焼津市放課後子ども教室推進事業の委託について（通知）	
【資料 A-1-6】	平成 26 年度 焼津市放課後子ども教室推進事業『わんぱく寺子屋』事業報告	
【資料 A-1-7】	通学合宿資料（せせらぎスクール、しおかぜスクール、なかよし学校）	
【資料 A-1-8】	平成 26 年度静岡サロン実施内容及び健康福祉総合演習での学び	
【資料 A-1-9】	防犯ボランティアに関する資料	
【資料 A-1-10】	少年の立ち直り・健全育成大学生ボランティアに関する資料	
【資料 A-1-11】	平成 26 年度「ふれあいキャンプ」開催要項	
【資料 A-1-12】	地域交流センター 学生スタッフ運営細則	

静岡福祉大学

【資料 A-1-13】	地域交流センター 学生スタッフ名簿	
【資料 A-1-14】	ボランティア手帳	
【資料 A-1-15】	海外交流事業に関する資料	
【資料 A-1-16】	各種広報誌	
A-2. その他各センター等の社会貢献活動		
【資料 A-2-1】	静岡福祉大学総合研究所エクステンションセンター規程	
【資料 A-2-2】	静岡福祉大学大学案内 (P59)	
【資料 A-2-3】	公開講座に関する焼津市からの補助金交付決定通知	
【資料 A-2-4】	平成 26 年度公開講座パンフレット (春季・秋季)	
【資料 A-2-5】	受講者アンケート	
【資料 A-2-6】	2014 (平成 26) 年度検定試験受験者数及び合格者数	
【資料 A-2-7】	特別公開講座 (親子で遊ぼう! IN しずふく) に関する資料	
【資料 A-2-8】	平成 26 年度 公開講座受講者数 (春季・秋季・特別)	
【資料 A-2-9】	スピーチ募集ポスター・チラシ、コンテスト案内チラシ	
【資料 A-2-10】	2014 年福祉スピーチコンテスト高校訪問予定表・報告書	
【資料 A-2-11】	市の広報誌「広報やいづ」「広報ふじえだ」への案内記事	
【資料 A-2-12】	第 8 回高校生福祉スピーチコンテストの応募作品一覧 (152 作品)	
【資料 A-2-13】	第 8 回高校生福祉スピーチコンテストのプログラム	
【資料 A-2-14】	静岡新聞の掲載記事・最優秀作品掲載広告記事	
【資料 A-2-15】	第 8 回高校生福祉スピーチコンテスト結果報告 (ホームページ)	
【資料 A-2-16】	第 8 回高校生福祉スピーチコンテスト作品集	
【資料 A-2-17】	第 8 回「高校生福祉スピーチコンテスト」アンケート集計	
【資料 A-2-18】	静岡福祉大学心の相談センター規程	
【資料 A-2-19】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/link/kokoro.html) 関連施設>心の相談センター	
【資料 A-2-20】	静岡福祉大学心の相談センター/研修会のご案内	
【資料 A-2-21】	心の相談センター 研修会報告書	
【資料 A-2-22】	研修会アンケート	
【資料 A-2-23】	静岡新聞掲載記事 (平成 26 年 10 月 5 日)	
【資料 A-2-24】	「臨床心理士を目指す学生の集い」チラシ	
【資料 A-2-25】	心の相談センター 平成 26 年度事業報告	
【資料 A-2-26】	静岡福祉大学総合研究所 産官学連携推進センターのご案内	
【資料 A-2-27】	静岡福祉大学 ホームページ (http://www.suw.ac.jp/link/sangaku.html) 関連施設>産官学連携推進センター	
【資料 A-2-28】	相談対応連絡票及び平成 26 年度相談対応リスト	
【資料 A-2-29】	平成 26 年度第 4 回産官学連携推進センター委員会議事録	
【資料 A-2-30】	富士山麓医療関連機器製造業者等交流会 (富士医交会) 平成 26 年度第二回全体交流会開催のご案内	
【資料 A-2-31】	平成 26 年度起業家育成支援事業に関する資料	
【資料 A-2-32】	焼津市と静岡福祉大学との包括連携に関する協定書	